

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2017年1月



株式会社レノバ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式364,650千円（見込額）の募集及び株式369,600千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式119,790千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2017年1月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社レノバ

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

全国で大規模発電所を開発・所有する再生可能エネルギー電源デベロッパー



現在、当社の連結子会社及び関連会社のSPC^(注2)が全国で所有・運営する大規模太陽光発電所6か所及びバイオマス発電所1か所の発電容量^(注3)は合計161MW^(注4)です。これに加え、現在工事着手済の発電所も含めた当社グループの発電容量は合計290MWとなります。

当社グループは、大規模太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電及び地熱発電等の複数種類電源(マルチ電源)の発電所をデベロッパーとして開発し、所有・運営することを事業の目的としております。

当社グループは、再生可能エネルギー発電所を開発・所有し、発電所のある各地域に根ざし、地域社会との共生・共創を柱として、固定価格買取制度(FIT)^(注1)の適用期間に亘って超長期の運転・売電をしております。



第17期(2016年5月期)の売上高(連結)は85億円でした。当社グループの発電所は地域・発電種類が分散しており、FIT期間を通じて安定的な売電収入を得てまいります。なお、当社グループの運転開始済及び建設着手済の大規模太陽光発電所は、1kWh^(注4)あたり40円又は36円(消費税別)というFIT開始初期の単価での売電権利を有しております。

今後、新規の発電所の開発強化に加え、運転中の発電所SPCにおける当社の持分比率向上により、さらなる収益力向上を目指しております。

再生可能エネルギー発電事業は装置産業であり、収支に占める減価償却費の割合が多い事業です。そのため、当社グループは償却前利益であるEBITDAを業績指標として重要視しており、第17期(2016年5月期)のEBITDA(連結)は40億円^(注5)でした。既存の大規模太陽光発電所及びバイオマス発電所により得たキャッシュ・フローは新たな大規模太陽光、バイオマス、風力及び地熱等、新たな発電所開発に再投資してまいります。



(注)1. FIT(Feed in Tariff、固定価格買取制度)：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)に基づき、電気事業者(電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称)が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。

2. SPC(Special Purpose Company、特別目的会社)：当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、またプロジェクトファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させております。

3. 発電容量について、太陽光発電はモジュールベース、バイオマス発電は発電端出力ベースで表記しております。

4. kW(キロ・ワット)、MW(メガ・ワット)は電力の大きさを示す単位であり、MWは千kW(キロ・ワット)又は百万W(ワット)と同じ大きさを意味します。また、kWh(キロ・ワット・アワー)は電力量を示す単位であり、GWh(ギガ・ワット・アワー)は千MWh(メガ・ワット・アワー)、百万kWh(キロ・ワット・アワー)又は十億Wh(ワット・アワー)と同じ量を意味します。

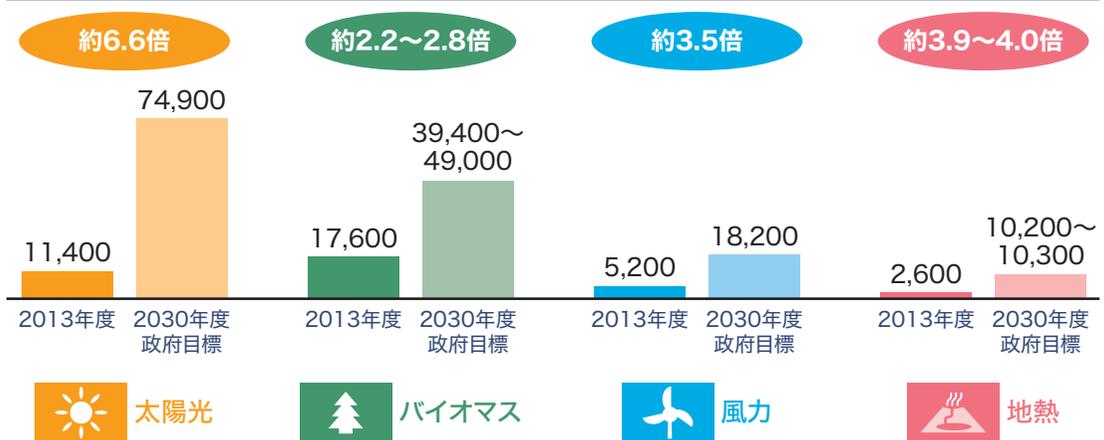
5. 経常利益に純支払利息及び各種償却費(減価償却費、電力負担金償却、のれん償却額及び開業費償却)を加えたものです。

国内の基幹電源に成長中の再生可能エネルギーをターゲットに事業展開

再生可能エネルギーの導入は世界的なエネルギー政策の潮流です。日本政府も2012年7月から固定価格買取制度(FIT)を導入しました。さらに、2015年7月には「エネルギー・ミックス方針」を公表し、再生可能エネルギー発電の比率を2030年度までに発電量ベースで22%~24%程度に高めることを掲げ、下図のように発電種類別に目標数値を設定しております。(2030年度の太陽光・バイオマス・風力・地熱による合計発電量は2013年度比で約4倍)

当社グループは「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」というビジョンの実現を目指し、本邦再生可能エネルギー産業が変化していく機会を捉え、経営資源を集中投下いたします。当社グループは本邦再生可能エネルギー産業において、大規模太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電及び地熱発電等を開発・所有し、マルチ電源事業者として発電事業を展開してまいります。

日本国内の再生可能エネルギー発電量(GWh/年)

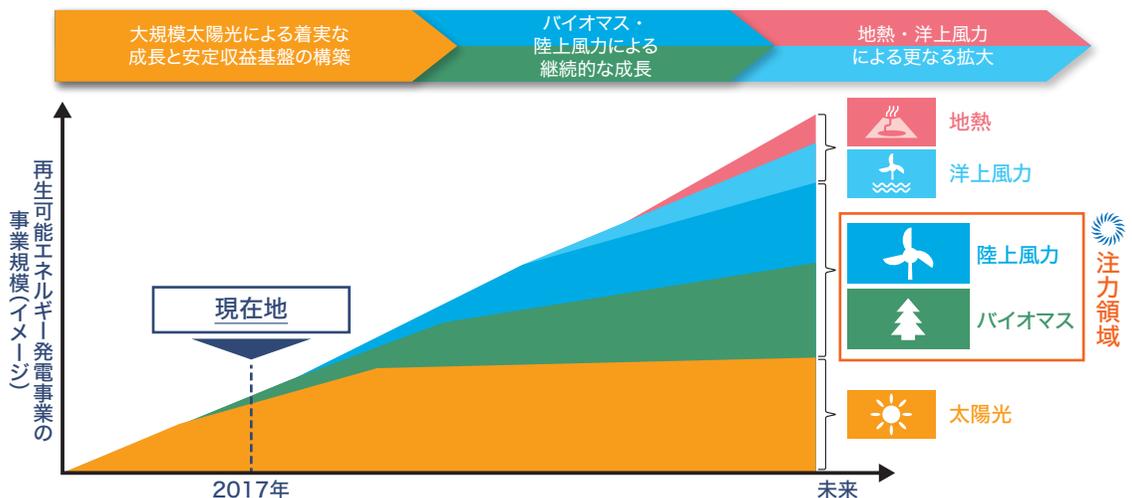


出所:経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2015年度版」

バイオマス・風力等、太陽光に続くマルチ電源開発に注力

当社グループでは大規模太陽光以外の再生可能エネルギー電源開発も行っており、開発案件の多様化を進めております。具体的には、バイオマス発電及び陸上風力発電を当面の注力領域と位置付け、経営資源を集中的に投下して開発を行っております。

また、長期的な成長の実現に向けて新規開発案件の調査及び開拓を進めており、将来に向けた布石として地熱発電及び洋上風力発電に対する先行投資を行っております。



全国の地域に根ざした再生可能エネルギー発電所

当社グループは全国で大規模太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電及び地熱発電の開発を行っています。下図では運転開始済の発電所に加え、本文に記載している開発中の発電所案件を示しております。

開発中の発電所案件は、その進捗度合いに応じて、①ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約が締結され発電所工事に着手済の「建設中案件」、②開発が一定程度進捗している「推進中案件」及び③当社の経営会議にて一定の事業性が確認され、経営資源を投下の上での事業開発の推進が認められた「初期検討案件」と分類しております。

事業規模	運転中及び工事中の大規模太陽光発電・バイオマス発電の総発電容量は約290MW
地域分散	局地的な異常気象に左右されにくい安定したキャッシュ・フローを実現
FIT単価	大規模太陽光発電はFIT初期の売電単価(40円/kWh・36円/kWh)案件に特化して開発



▶ 新潟県 24.8MW



▶ 大分県 25.4MW



▶ 熊本県 19.0MW

▶ 三重県 20MW程度

(②推進中案件)



(注)発電容量に関して、大規模太陽光発電はモジュールベース、バイオマス発電は発電端出力ベースの数値を用いております。

(岩手県の2案件は完成予想図、北海道案件は開発予定地写真を用いております。)

📍 太陽光発電 🌿 バイオマス発電 📍 地熱発電 📍 陸上風力発電



北海道

(③初期検討案件)

▶ 岩手県 軽米東 **80.8MW**
軽米西 **48.0MW**
(2案件とも①建設中案件)



▶ 秋田県 **20.5MW**



福島県
(③初期検討案件)

▶ 茨城県 **14.8MW**



▶ 千葉県 **40.4MW**





代表取締役会長 千本倅生

京都大学工学部電子工学科卒業、フロリダ大学Ph.D.。日本電信電話公社（現在のNTT）入社、その後、1984年に第二電電株式会社（現在のKDDI）を稲盛和夫氏らと共同創業。1995年より慶應義塾大学大学院教授、カリフォルニア大学バークレー校客員教授など歴任。1999年にはイー・アクセス株式会社を創業。2015年8月よりレノバ代表取締役会長に就任。

代表取締役社長CEO 木南陽介

京都大学総合人間学部人間学科卒業。マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンを経て、2000年5月株式会社リサイクルワン（現株式会社レノバ）を設立。以来、16年間以上、代表取締役を務める。再生可能エネルギー事業全般を主導。

経営理念／ミッション

グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する

当社の戦略及び特長

■ユニークな独立系再生可能エネルギーベンチャー

- ー 環境・エネルギー分野における1,000件以上の調査・コンサルティング実績を活かした事業基盤
- ー 独立系資本の特性を活かし、多様なパートナーと大型・先進的案件及びマルチ電源^(注1)開発の推進
- ー 地域との共生・共創を重視した経営による信用の醸成と事業開発における提案・企画力

■発電所開発における主要な業務を内製化し、高付加価値のビジネスを展開

- ー 合計290MW^(注2)の再生可能エネルギー発電所の開発実績に裏付けられたプロジェクト統括力
- ー 開発プロセスにおける重要な各分野のスペシャリストを社内に擁し、付加価値と収益を最大化

■既存発電所からのキャッシュ・フローを成長領域に積極的に再投資

- ー FIT適用期間の超長期に亘り強固なキャッシュ・フローを安定的に創出する、再生可能エネルギー発電所ポートフォリオ
- ー 新規の発電所開発への積極的な再投資による、マルチ電源事業者としての持続的成長

■バイオマス・風力・地熱も手掛けるマルチ電源開発

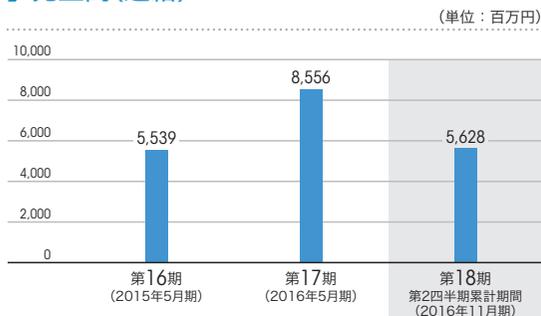
- ー 大規模太陽光発電所に加え、バイオマス及び陸上風力の発電所開発を順次推進
- ー バイオマス発電においては既に1件の運転開始済みの開発実績を保有
- ー 中長期の成長に向けて洋上風力及び地熱発電所の開発も推進中

(注)1. 太陽光、バイオマス、風力、地熱等の複数種類の再生可能エネルギー電源を指します。

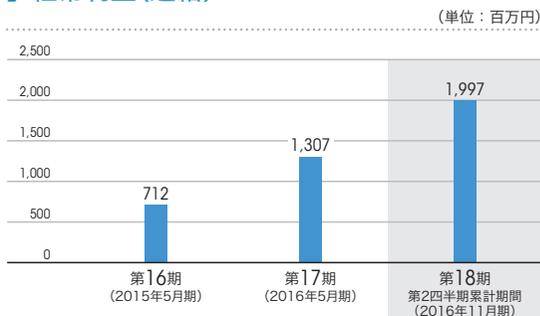
2. 当社の連結子会社及び関連会社のSPCが全国で所有・運転する運転開始済、建設着手済案件の合計（当社持分比率は考慮しない）の発電容量を指します。

業績等の推移

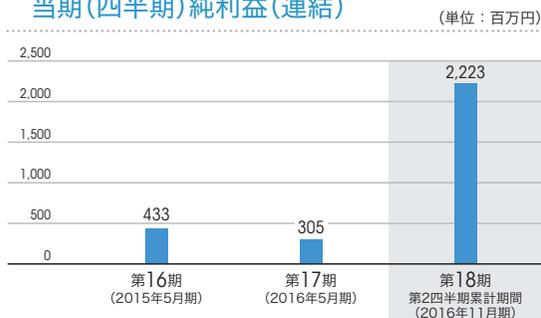
売上高(連結)



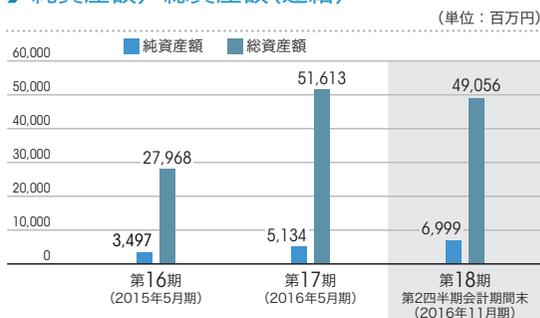
経常利益(連結)



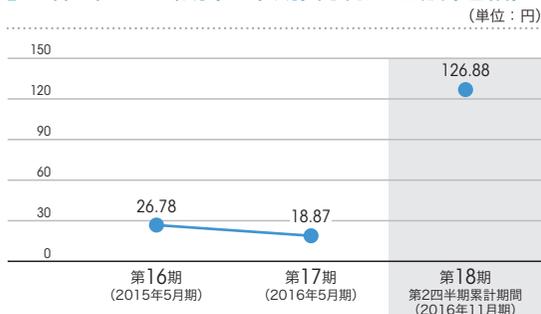
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益(連結)



純資産額/総資産額(連結)



1株当たり当期(四半期)純利益金額(連結)

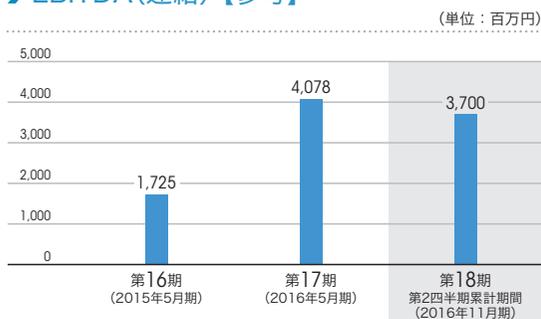


1株当たり純資産額(連結)



- (注) 1. 第16期及び第17期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。
 第18期第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
 2. 当社は、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行い、発行済株式総数は17,551,600株となっておりますが、第16期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期(四半期)純利益金額(連結)及び1株当たり純資産額(連結)を算定しております。
 3. 当社は2016年8月末日までに、「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を実施しました。その結果、2016年8月以降は、「プラスチックリサイクル事業」は当社グループの業績には含まれません。

EBITDA(連結)【参考】



4. 当社グループの「再生可能エネルギー発電事業」は多額の初期投資を必要とする事業であり、減価償却費等の償却費の費用に占める割合が大きくなる傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、当社グループでは経営指標としてEBITDA(経常利益に純支払利息及び各種償却費(減価償却費、電力負担金償却、のれん償却額及び開業費償却)を加えたもの)を重視しております。

▶ 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回 次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期 第2四半期
決 算 年 月	2012年5月	2013年5月	2014年5月	2015年5月	2016年5月	2016年11月

(1) 連結経営指標等

売上高				5,539,928	8,556,254	5,628,124
経常利益				712,933	1,307,972	1,997,936
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				433,568	305,678	2,223,939
包括利益又は四半期包括利益				462,359	631,807	2,416,007
純資産額				3,497,422	5,134,850	6,999,701
総資産額				27,968,999	51,613,283	49,056,792
1株当たり純資産額 (円)				165.49	227.13	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				26.78	18.87	126.88
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				9.6	7.7	12.7
自己資本利益率 (%)				17.5	9.2	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				288,964	3,935,625	2,536,361
投資活動によるキャッシュ・フロー				△7,813,169	△8,405,732	2,093,261
財務活動によるキャッシュ・フロー				6,926,138	8,225,624	△3,193,237
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				1,555,571	5,243,640	6,637,292
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				155 (68)	170 (65)	— (—)

(2) 提出会社の経営指標等

売上高	1,085,154	930,844	1,457,965	1,236,530	2,154,026
経常利益	17,504	65,705	499,085	166,653	1,526,351
当期純利益	5,729	57,997	311,208	43,072	1,348,620
資本金	909,625	1,190,000	1,190,000	1,190,000	1,660,250
発行済株式総数 (株)	36,710	40,477	4,047,700	4,047,700	4,377,700
純資産額	1,900,722	2,508,093	2,819,301	2,862,374	5,151,494
総資産額	2,414,844	3,328,371	5,596,908	8,016,527	12,295,120
1株当たり純資産額 (円)	129.44	154.91	174.13	176.79	294.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.39	3.91	19.22	2.66	83.26
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.7	75.4	50.4	35.7	41.9
自己資本利益率 (%)	0.3	2.6	11.7	1.5	33.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	32 (6)	31 (25)	38 (12)	43 (14)	54 (17)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2014年4月28日付で普通株式1株につき100株、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行い、発行済株式総数は17,551,600株となっておりますが、第13期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員等契約期間の定めのある者を含む)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

6. 第13期、第14期及び第15期の数値については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

第16期及び第17期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき、第16期及び第17期の提出会社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

第18期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

7. 当社は2016年8月末日までに、「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を実施しました。その結果、2016年8月以降は、「プラスチックリサイクル事業」は当社グループの業績には含まれません。

8. 第18期第2四半期連結累計期間における連結経営指標等のうち、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第18期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第18期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	14
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	26
5. 従業員の状況	29
第2 事業の状況	30
1. 業績等の概要	30
2. 生産及び販売の状況	35
3. 対処すべき課題	37
4. 事業等のリスク	41
5. 経営上の重要な契約等	54
6. 研究開発活動	56
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	57
第3 設備の状況	60
1. 設備投資等の概要	60
2. 主要な設備の状況	61
3. 設備の新設、除却等の計画	62
第4 提出会社の状況	63
1. 株式等の状況	63
2. 自己株式の取得等の状況	103
3. 配当政策	103
4. 株価の推移	103
5. 役員の状況	104
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	108

第5	経理の状況	115
1.	連結財務諸表等	116
(1)	連結財務諸表	116
(2)	その他	196
2.	財務諸表等	197
(1)	財務諸表	197
(2)	主な資産及び負債の内容	212
(3)	その他	212
第6	提出会社の株式事務の概要	213
第7	提出会社の参考情報	215
1.	提出会社の親会社等の情報	215
2.	その他の参考情報	215
第四部	株式公開情報	216
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	216
第2	第三者割当等の概況	220
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	220
2.	取得者の概況	223
3.	取得者の株式等の移動状況	230
第3	株主の状況	231
	[監査報告書]	234

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年1月20日
【会社名】	株式会社レノバ
【英訳名】	RENOVA, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 木南 陽介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目7番2号
【電話番号】	03-3516-6263
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 森 暁彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目7番2号
【電話番号】	03-3516-6263
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 森 暁彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 364,650,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 369,600,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 119,790,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	650,000（注）3	1単元の株式数は、100株です。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

（注）1 2017年1月20日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、2017年1月20日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、2017年2月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2017年1月20日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2017年2月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2017年2月6日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	650,000	364,650,000	214,500,000
計（総発行株式）	650,000	364,650,000	214,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（660円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額です。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（660円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は429,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2017年2月16日(木) 至 2017年2月21日(火)	未定 (注) 4	2017年2月22日(水)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2017年2月6日に仮条件を決定する予定です。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2017年2月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2 2017年2月6日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定です。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2017年2月15日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2017年1月20日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2017年2月15日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定です。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2017年2月23日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込み在先立ち、2017年2月8日から2017年2月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2017年2月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	—	650,000	—

- (注) 1 引受株式数は、2017年2月6日開催予定の取締役会において決定する予定です。
 2 上記引受人と発行価格決定日(2017年2月15日)に元引受契約を締結する予定です。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針です。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
429,000,000	10,000,000	419,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(660円)を基礎として算出した見込額です。2017年2月6日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額419,000千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限118,790千円については、以下に充当する予定です。

- ① 当社が開発を主導する四日市ソーラープロジェクトに対する出資金として100,000千円(2018年5月期に100,000千円)を充当し、当該出資金は発電設備の建設に係る土木造成費に充当する予定です。
- ② 当社が持分を所有する大津ソーラー匿名組合事業における追加持分の買い増しに係る資金として100,000千円(2018年5月期に100,000千円)を充当する予定です。
- ③ 太陽光、バイオマス、風力、地熱等の再生可能エネルギー発電所のプロジェクトを推進するSPCに代わり当社が実施する開発に係る調査、各種許認可の取得、風況観測等の資源量調査、電力負担金の支払い及び環境アセスメント等に係る費用といった先行的な支出として337,790千円(2017年5月期に100,000千円、2018年5月期に237,790千円)を充当する予定です。なお、これらの支出はSPCに対する立替金として当社において資産計上され、再生可能エネルギー発電所の開発成功をもって回収がされます。

また、具体的な充当期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2017年2月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	560,000	369,600,000	東京都千代田区大手町二丁目2番1号 DBJキャピタル投資事業有限責任組合 320,000株 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ 株式会社ディー・エヌ・エー 200,000株 東京都世田谷区 本田大作 40,000株
計(総売出株式)	—	560,000	369,600,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一です。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（660円）で算出した見込額です。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2017年 2月16日(木) 至 2017年 2月21日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様です。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2017年2月15日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と2017年2月15日に元引受契約を締結する予定です。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2017年2月23日(木))の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様です。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	181,500	119,790,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 181,500株
計(総売出株式)	—	181,500	119,790,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しです。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2017年2月23日から2017年3月23日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（660円）で算出した見込額です。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一です。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2017年 2月16日(木) 至 2017年 2月21日(火)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2017年2月15日）において決定する予定です。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2017年2月23日（木））の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2017年2月23日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定です。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式です。これに関連して、当社は、2017年1月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 181,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2017年3月28日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区宇田川町23番3号 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2017年3月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人である木南陽介、売出人であるDBJキャピタル投資事業有限責任組合及び本田大作、並びに当社株主である住友林業株式会社、辻本大輔、株式会社ミツウロコグループホールディングス、鈴木商事株式会社、京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合、環境エネルギー1号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合、安田企業投資4号投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行、住友商事株式会社、株式会社金子事務所、谷家衛、千本倅生、株式会社ネクシィーズグループ、三機工業株式会社、株式会社省電舎、瀧本哲史、三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合、kmsホールディングス株式会社、株式会社ドリームインキュベータ、株式会社三菱東京UFJ銀行、ラルクCCP14投資事業組合、一般財団法人築国際育英財団、株式会社マツイ、株式会社ラルク、森暁彦、株式会社商工組合中央金庫、AGキャピタル株式会社、株式会社AMG、SBIライフサイエンス・テクノロジー投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、今岡朋史、永井裕介、SBIライフサイエンス・テクノロジー2号投資事業有限責任組合、須山勇、小川知一及び水島正は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2017年5月23日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社株主であるみずほ証券株式会社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、第一種金融商品取引業者の業務として行うディーリング業務その他第一種金融商品取引業又は付随する業務として行う行為等（いずれも現在所有する当社普通株式を除く当社普通株式を対象とするものに限る。）及びその売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所取引での売却等は除く。）等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期
決算年月	2015年5月	2016年5月
売上高 (千円)	5,539,928	8,556,254
経常利益 (千円)	712,933	1,307,972
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	433,568	305,678
包括利益 (千円)	462,359	631,807
純資産額 (千円)	3,497,422	5,134,850
総資産額 (千円)	27,968,999	51,613,283
1株当たり純資産額 (円)	165.49	227.13
1株当たり当期純利益金額 (円)	26.78	18.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	9.6	7.7
自己資本利益率 (%)	17.5	9.2
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	288,964	3,935,625
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,813,169	△8,405,732
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,926,138	8,225,624
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,555,571	5,243,640
従業員数 (人)	155	170
(外、平均臨時雇用者数)	(68)	(65)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員等契約期間の定めのある者を含む)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

6. 第16期及び第17期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、PwCあらた有責任監査法人の監査を受けております。

7. 当社は2016年8月末日までに、「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を実施しました。その結果、2016年8月以降は、「プラスチックリサイクル事業」は当社グループの業績には含まれません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2012年 5月	2013年 5月	2014年 5月	2015年 5月	2016年 5月
売上高 (千円)	1,085,154	930,844	1,457,965	1,236,530	2,154,026
経常利益 (千円)	17,504	65,705	499,085	166,653	1,526,351
当期純利益 (千円)	5,729	57,997	311,208	43,072	1,348,620
資本金 (千円)	909,625	1,190,000	1,190,000	1,190,000	1,660,250
発行済株式総数 (株)	36,710	40,477	4,047,700	4,047,700	4,377,700
純資産額 (千円)	1,900,722	2,508,093	2,819,301	2,862,374	5,151,494
総資産額 (千円)	2,414,844	3,328,371	5,596,908	8,016,527	12,295,120
1株当たり純資産額 (円)	51,776.69	61,963.42	696.52	176.79	294.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	156.07	1,562.73	76.89	2.66	83.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.7	75.4	50.4	35.7	41.9
自己資本利益率 (%)	0.3	2.6	11.7	1.5	33.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	32	31	38	43	54
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(25)	(12)	(14)	(17)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第17期の期末以降、2016年9月16日付で新株予約権行使に伴う新株10,200株の発行が、また、2016年12月16日付で株式分割(普通株式1株につき4株)が行われ、発行済株式総数は17,551,600株となっております。
- 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員等契約期間の定めのある者を含む)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。
- 第16期及び第17期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第13期、第14期及び第15期の数値については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)に基づき算出されており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。
- 当社は、2014年4月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 上記3及び8のとおり、当社は2014年4月28日付で普通株式1株につき100株、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第13

期、第14期及び第15期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2012年5月	2013年5月	2014年5月	2015年5月	2016年5月
1株当たり純資産額 (円)	129.44	154.91	174.13	176.79	294.19
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.39	3.91	19.22	2.66	83.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2【沿革】

当社は、株式会社リサイクルワンとして2000年5月に設立され、環境・エネルギー分野での調査・コンサルティング事業を行ってまいりました。その後、2012年に再生可能エネルギー事業に参入し、現在は株式会社レノバとして再生可能エネルギー事業を総合的に行う独立系企業として運営しています。

当社グループの変遷は、以下のとおりです。

年月	事項
2000年5月	東京都港区赤坂において環境・エネルギー分野での調査・コンサルティング事業を目的とする株式会社リサイクルワン（現当社）を資本金1,000万円で設立。
2001年7月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転。
2006年5月	プラスチックリサイクル事業への参入を目的として、株式会社エコスファクトリー（埼玉県）（譲渡済み）及び株式会社グリーンループ（静岡県）（譲渡済み）を設立。
2008年4月	株式会社エコスファクトリー（譲渡済み）及び株式会社グリーンループ（譲渡済み）にて、容器包装リサイクル業務を開始。
2008年6月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転。
2012年5月	有限会社日泉の事業を、新設した株式会社日泉（譲渡済み）が吸収分割により承継。コンパウンド業務を開始。
2012年10月	再生可能エネルギー事業に参入。 株式会社水郷潮来ソーラー（茨城県）、株式会社富津ソーラー（千葉県）、株式会社菊川石山ソーラー（静岡県）及び株式会社菊川堀之内谷ソーラー（静岡県）（いずれも現連結子会社）を設立。
2013年12月	再生可能エネルギー事業への参入を踏まえ、当社の商号を現在の株式会社レノバに変更。 本社を現在の東京都千代田区大手町に移転。
2014年2月	株式会社水郷潮来ソーラーにて発電を開始。（*1）
2014年2月	九重ソーラー匿名組合（大分県）（現連結子会社）を組成。
2014年5月	那須塩原ソーラー匿名組合（栃木県）（現連結子会社）を組成。
2014年7月	株式会社富津ソーラーにて発電を開始。（*1）
2014年10月	瑞諾華股份有限公司（レノバ台湾）（中華民国台北市）（現連結子会社）を設立。
2014年11月	大津ソーラー匿名組合（現・持分法適用会社）を組成。
2015年2月	株式会社菊川石山ソーラー及び株式会社菊川堀之内谷ソーラーにて発電を開始。（*1）
2015年3月	ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（秋田県）の株式を取得（現持分法適用会社）。
2015年5月	九重ソーラー匿名組合事業にて発電を開始。（*1）
2015年9月	那須塩原ソーラー匿名組合事業にて発電を開始。（*1）
2015年11月	軽米西ソーラー匿名組合（岩手県）（現持分法適用会社）を組成。
2016年4月	大津ソーラー匿名組合事業にて発電を開始。（*1）
2016年5月	ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社にて発電を開始。（*1）
2016年7月	「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」及び「経営原則／レノバのコミットメント」を制定。（*2）
2016年8月	プラスチックリサイクル事業に含まれる株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉の全株式を譲渡し、再生可能エネルギー事業に特化。
2016年10月	軽米東ソーラー匿名組合（岩手県）（現持分法適用会社）を組成。

(※1) 各発電施設ごとに締結される工事等請負契約に定められている、各発電事業者に帰属する売電売上が計上される日を発電開始としています。

(※2) 当社の「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」及び「経営原則／レノバのコミットメント」は以下のとおりです。

■ ミッション／経営理念

グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する

■ ビジョン／目指すべき企業の姿

日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること

■ 経営原則／レノバのコミットメント

地球：人類と地球の、永遠の共生に貢献します

地域：歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります

顧客：経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します

株主：株式価値を持続的に創出します

社員：有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

3 【事業の内容】

当社グループは、大規模太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電、地熱発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発し、所有・運営することを事業の目的としております。

当社グループは、（Ⅰ）長期に亘る再生可能エネルギー発電所の所有と当該発電所による売電（「再生可能エネルギー発電事業」）及び（Ⅱ）新たな発電所の開発と運転開始済発電所の運営管理（「再生可能エネルギー開発・運営事業」）を主な事業として取り組んでおります。当社グループは、当社に加え、運転開始済の発電事業を運営する連結子会社6社及び関連会社2社を中心に構成されております。

なお、当社グループの連結財務諸表の注記事項に掲げるセグメント情報においては、「再生可能エネルギー発電事業」、「再生可能エネルギー開発・運営事業」及び「プラスチックリサイクル事業」の3つの報告セグメントに区分されております。当社グループは、今後市場成長が期待され、かつ社会的意義の大きい再生可能エネルギー分野へ経営資源を集中するべく、2017年5月期第1四半期に、「プラスチックリサイクル事業」を担う当社連結子会社の全株式の譲渡を実施しました。本書提出日現在において当社グループは「プラスチックリサイクル事業」を行っておりません。

（1）概要

当社グループは「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念のもと、再生可能エネルギー発電所を開発し、所有・運営しております。再生可能エネルギーとは、エネルギー源として持続的に利用可能な太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等の総称です。当社グループは、大規模太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電、地熱発電等のマルチ電源の発電事業を開発し運営することを事業の目的としております。

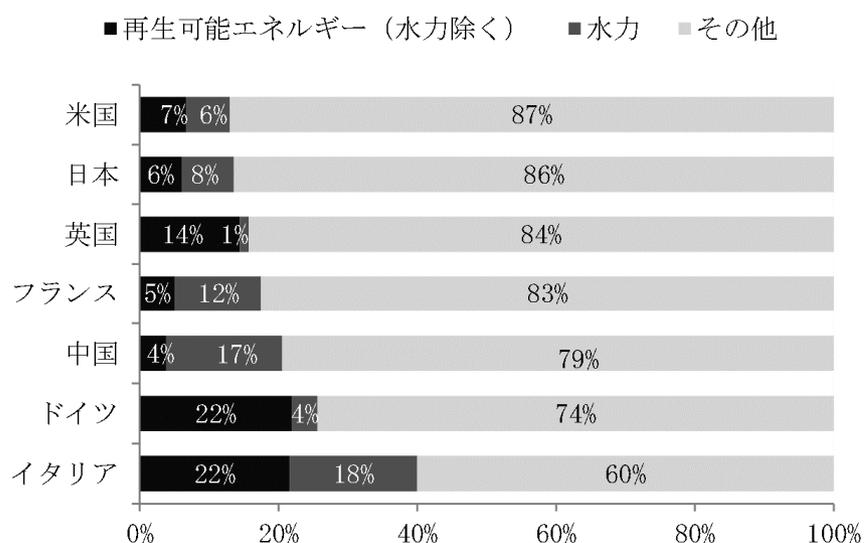
（再生可能エネルギー業界の概観）

再生可能エネルギーの導入は世界的なエネルギー政策の潮流です。世界各国は再生可能エネルギーの導入に係る取り組みを推進しており、世界の再生可能エネルギー発電設備の新規導入容量は2015年に過去最多の約147GWを記録しました。（出典：REN21 (Renewable Energy Policy Network for the 21st Century 本部：フランス・パリ) 「自然エネルギー世界白書 2016」 (The Renewables 2016 Global Status Report) ）。

また、2015年末にはCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において2020年以降の温暖化対策の国際枠組みについて合意が得られたことにより、今後もグローバルで更なる再生可能エネルギーの導入が期待されます。

再生可能エネルギーは、国内で調達できることから資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上に資するとともに、温室効果ガスを排出しないことから温暖化対策に寄与するエネルギー源として近年注目されています。しかしながら、我が国における総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、2013年において14%（水力を除くと6%）と欧州主要国に比して遅れているのが現状です。

（主要国の発電電力量と発電電力量に占める各電源の割合（2013年））



出典：経済産業省・資源エネルギー庁「平成27年度エネルギーに関する年次報告」（IEA「Energy Balances 2015」を基に作成）より当社作成

このような世界的なエネルギー政策の潮流並びに2011年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所における事故を経て、日本政府は国内における再生可能エネルギーの導入拡大を目的とし、固定価格買取制度（FIT）（*1）を導入しました。

（*1）固定価格買取制度（FIT）：

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約（売電契約）・系統連系契約（電力系統への接続契約）が締結された場合、一定期間（10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力：20年間、地熱：15年間）に亘り設備認定手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。また、2015年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われております。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者（東京電力・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の総称）は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

FIT法に基づく再生可能エネルギー電源の買取期間及び買取価格は、下記表のとおりです。

（買取期間及び買取価格推移の抜粋）

電源	区分	買取期間	買取価格（1 kWh当たり）				
			2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
太陽光	10kW以上	20年間	40円	36円	32円	29→27円	24円
風力	陸上	20年間	22円				
	洋上	20年間	—		36円		
バイオマス	間伐材由来	20年間	32円				
	一般木質	20年間	24円				
地熱	15MW未満	15年間	40円				
小水力	1～30MW	20年間	24円				

出典：経済産業省・資源エネルギー庁ウェブサイト

- （注）1 kW（キロ・ワット）、MW（メガ・ワット）は電力の大きさを示す単位で、MWは千kW（キロ・ワット）又は百万W（ワット）と同じ大きさを意味します。
- 買取価格は、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間に亘り適用される、固定の電力買取価格（消費税抜表示）を示しております。
 - 表示年度は各年4月から翌年3月までの期間を意味しております。
 - 2015年度の太陽光の買取価格は2015年6月までが29円、7月以降が27円と設定されております。
 - バイオマスの買取価格設定区分は下記のとおりです。
間伐材由来：国内発生の未利用間伐・主伐材
一般木質：製材端材、輸入材、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら等

日本政府は2015年7月に「エネルギー・ミックス方針」を公表し、現在の再生可能エネルギー発電の比率を2030年度までに22%～24%程度に高めることを目標として掲げました。このため、今後再生可能エネルギー発電市場の更なる拡大が期待されております。なお、国内再生可能エネルギー発電市場の成長性は次のように見込まれております。

(国内再生可能エネルギー発電量 (GWh/年))

	太陽光	バイオマス	風力	地熱	水力発電
2013年度実績	11,400	17,600	5,200	2,600	84,900
2030年度政府目標	74,900	39,400～ 49,000	18,200	10,200～ 10,300	93,900～ 98,100
成長倍率	約6.6倍	約2.2～2.8倍	約3.5倍	約3.9～4.0倍	約1.1～1.2倍

(注) GWh (ギガ・ワット・アワー) は電力量を示す単位であり、千MWh (メガ・ワット・アワー)、百万kWh (キロ・ワット・アワー) 又は十億Wh (ワット・アワー) と同じ量を意味します。

出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2015年度版」

(再生可能エネルギー発電業界における主な事業者群及び当社グループの事業領域)

当社グループが事業を展開する再生可能エネルギー発電業界は、①各種メーカーによる発電設備 (太陽光パネル、タービン、ボイラー等) の製造、②開発事業者、AM事業者 (*2) 及びEPC事業者 (*3) や施工業者による発電所の建設、③運転開始済発電所による発電及び電力卸売、並びにAM事業者やO&M事業者 (*4) による当該発電所の運営・管理・保守、そして④小売電気事業者又は一般送配電事業者 (*5) による電力小売の各事業に大別されます。

上記②における事業者は発電所の建設工事に際して一般的に一括して収益を享受します。一方、③及び④における事業者は発電所の長期に亘る発電及び売電に関与するため、一般的に複数年に亘り安定的に収益を享受します。

当社グループが手掛ける事業は (I) 超長期に亘る発電所の所有と当該発電所による売電 (「再生可能エネルギー発電事業」) 及び (II) 新たな発電所の開発と当該発電所の運営管理 (「再生可能エネルギー開発・運営事業」) であり、上記バリューチェーンにおいて下記のとおり位置づけられます。

(*2) AM事業者：

発電所の建設や運営においてアセットマネジメント (管理業務) を請け負う事業者のことを指しております。

(*3) EPC事業者：

発電所建設において、Engineering (設計)、Procurement (調達) 及びConstruction (建設) を含む一連の工程を請け負う事業者のことを指しております。

(*4) O&M事業者：

発電所の運営において、Operation (運転) 及びMaintenance (維持) を請け負う事業者のことを指しております。

(*5) 小売電気事業者又は一般送配電事業者：

電気事業法第2条17項における小売電気事業者又は一般送配電事業者を指します。本書では主として電力需要家又は卸売事業者に対して電力販売を行う事業者全般を意味しております。

(再生可能エネルギー発電バリューチェーンにおける主な事業者群)



(2) 再生可能エネルギー発電事業

「再生可能エネルギー発電事業」は、当社の連結子会社及び関連会社が所有する再生可能エネルギー発電所が発電した電力を、FITに則り小売電気事業者又は一般送配電事業者に販売する事業です。当社グループは「再生可能エネルギー開発・運営事業」において開発した発電所を連結子会社又は関連会社として長期に亘り所有し、当該発電所の売電収入を「再生可能エネルギー発電事業」の収益として計上しております。FITに則った売電についてはFIT法に基づき所定の買取期間に亘り売電価格が保証されるため、「再生可能エネルギー発電事業」は長期的に安定した収益が見込まれます。

現在、当社グループは、大規模太陽光発電に関しては連結子会社6社と関連会社1社において、バイオマス発電に関しては関連会社1社において発電・売電を行っております。現在の運転中の発電所の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

(運転中の大規模太陽光発電一覧) (2016年12月31日時点)

出資先名称	事業者	住所	出資割合 (連結 区分)	出力 (MW)	買取価格 (1 kWh 当たり)	発電開始 時期	売電契約先
株式会社 水郷潮来 ソーラー	同左	茨城県 潮来市	68.0% (連結)	14.8	40円	2014年 2月 (運転中)	東京電力エナジー パートナー株式会 社 ミツウロコグリー ンエネルギー株式 会社
株式会社 富津ソーラー	同左	千葉県 富津市	51.0% (連結)	40.4	40円	2014年 7月 (運転中)	東京電力エナジー パートナー株式会 社 ミツウロコグリー ンエネルギー株式 会社
株式会社 菊川石山 ソーラー	同左	静岡県 菊川市	63.0% (連結)	9.4	40円	2015年 2月 (運転中)	中部電力株式会社 ミツウロコグリー ンエネルギー 株式会社
株式会社 菊川堀之内谷 ソーラー	同左	静岡県 菊川市	61.0% (連結)	7.5	40円	2015年 2月 (運転中)	中部電力株式会社 ミツウロコグリー ンエネルギー株式 会社
九重ソーラー 匿名組合事業	合同会社 九重 ソーラー	大分県 玖珠郡 九重町	100.0% (連結)	25.4	40円	2015年 5月 (運転中)	九州電力株式会社 ミツウロコグリー ンエネルギー株式 会社
那須塩原 ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須塩原 ソーラー	栃木県 那須塩原 市	100.0% (連結)	24.8	40円	2015年 9月 (運転中)	東京電力エナジー パートナー株式会 社 ミツウロコグリー ンエネルギー株式 会社
大津ソーラー 匿名組合事業	合同会社 大津 ソーラー	熊本県 菊池郡 大津町	38.0% (持分法)	19.0	36円	2016年 4月 (運転中)	九州電力株式会社 ミツウロコグリー ンエネルギー株式 会社

(注) 1 出力はモジュールベース(太陽電池モジュール最大出力の和)の設備容量表記です。

2 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間(20年間)に適用される、固定の電力買取価格(消費税抜表示)を示しております。

- 3 当社は大津ソーラー匿名組合事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っております。当社は2016年12月31日現在において、「合同会社大津ソーラーに係る匿名組合出資持分等の譲渡に関する覚書」に基づき共同スポンサーが保有する匿名組合出資持分（31%）を買い増す権利を有しており、2020年2月26日以降に残る共同スポンサーが保有する匿名組合出資持分（31%）買い増す権利を有しております。

(運転中のバイオマス発電所一覧) (2016年12月31日時点)

出資先名称	事業者	住所	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWh 当たり)	発電開始 時期	売電契約先
ユナイテッド リニューアブル エナジー 株式会社	同左	秋田県 秋田市	30.8% (持分法)	20.5	間伐材等由 来の木質バ イオマス32 円及び一般 木質バイオ マス24円	2016年 5月 (運転 中)	東北電力株式会社 ミツウロコグリー ンエネルギー 株式会社

(注) 1 出力は発電端出力ベースの表記です。

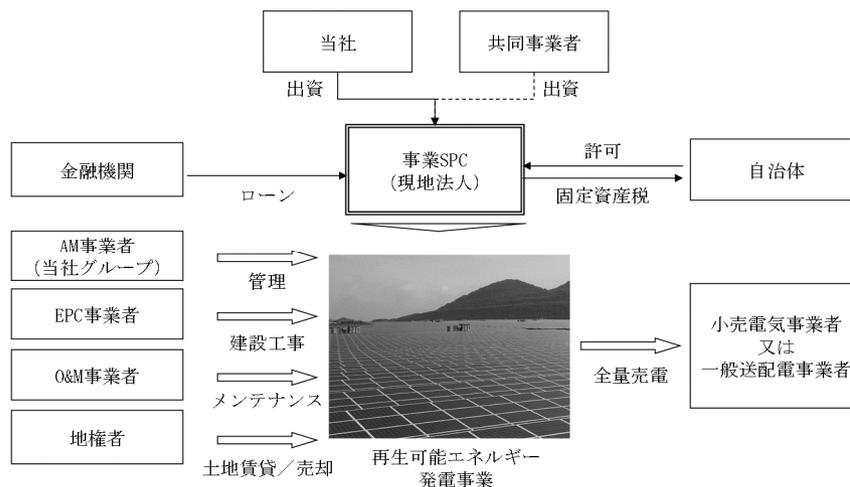
- 2 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される、固定の電力買取価格（消費税抜表示）を示しております。

(3) 再生可能エネルギー開発・運営事業

「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、再生可能エネルギー発電所のデベロッパーとして、新しい発電所の企画・開発及び建設管理を行い、その後の運営・管理も行う事業です。各再生可能エネルギー発電所は前述の「再生可能エネルギー発電事業」を行う当社の連結子会社又は関連会社により所有され、「再生可能エネルギー開発・運営事業」を行う当社及び当社の連結子会社により開発・運営・管理されております。

当社グループの一般的な事業開発・運営スキームの例示は以下のとおりです。当社はプロジェクトを遂行するSPC（*6）を設立し、限られた資金制約のなかで複数のプロジェクトへの投資を実現させるため、共同事業者による出資を募ります。当該SPCは事業者として自治体許可の取得、地権者と土地賃借・売買契約の締結、金融機関からの資金調達及びEPC事業者との工事契約締結等を行い、再生可能エネルギー発電所を建設します。再生可能エネルギー発電所の運転開始後、SPCは発電した電気を小売電気事業者又は一般送配電事業者に売電し、売電から得たキャッシュ・フローを原資として金融機関からの借入を返済し、余剰キャッシュを当社及び共同事業者に分配します。また、SPCの設立当初は、財務的な要因等からSPCへの出資比率を持分法適用水準とし、SPCが再生可能エネルギー発電所の運転開始後の売電による安定したキャッシュ・フローを計上できる段階から、順次出資比率を高め、SPCを連結子会社化する方針を有しております。発電所の保守・運営業務はO&M事業者が行い、SPCの運営管理は当社グループのAM事業者が行います。

(事業開発・運営スキームの例示)



(* 6) SPC :

特別目的会社 (Special Purpose Company) のことを指しております。当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、またプロジェクトファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させております。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合に加え、SPCを会社法上の合同会社 (GK) として設立して商法上の匿名組合 (TK) として営業者に出資を行う場合 (TK-GKスキーム) があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税されることが挙げられます。

「再生可能エネルギー開発・運営事業」は当社が主導又は参画して開発する再生可能エネルギー発電所の開発成功時に発電所を所有する当社の子会社や関連会社から支払われる報酬 (事業開発報酬 (* 7))、発電所の建設・運営管理に係る報酬 (運営管理報酬 (* 8)) 及び発電所を所有することに伴う収益 (* 9) を売上として扱います。年間の事業開発報酬の総額は新規発電所の開発状況により変化し、年によっては「再生可能エネルギー開発・運営事業」における他の収益に比べて多額となることがあります。そのため「再生可能エネルギー開発・運営事業」の業績は、「再生可能エネルギー発電事業」と異なり大きく変動する傾向にあります。

(* 7) 事業開発報酬 :

再生可能エネルギー発電所に係る土地確保、主要な融資関連契約の締結及び主要なプロジェクト関連契約の締結等をもって開発支援に係る役務の提供を完了とみなし、役務提供の完了をもって概ね開発規模に応じて支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する事業開発報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されております。

(* 8) 運営管理報酬 :

発電所建設の工程管理、決算及び金融機関へのレポート等業務に代表され、発電所の建設期間及び売電期間に亘り支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する運営管理報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されております。

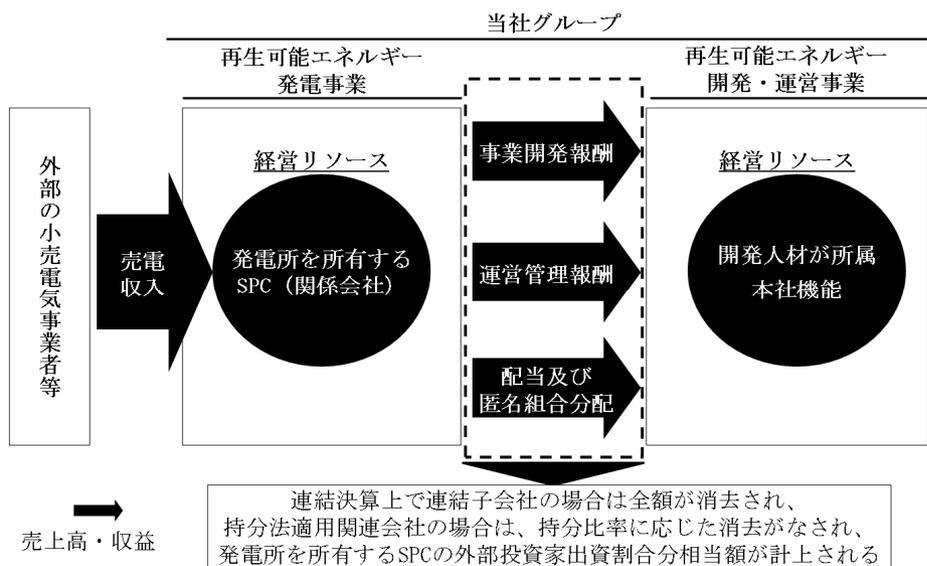
(* 9) 発電所を所有することに伴う収益 :

「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが株式会社として運営されている場合は、当該SPCから当社へ支払われた配当金については当社単体の営業外収益に計上され、またこれはセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。

また「再生可能エネルギー発電事業」に属するSPCが匿名組合として運営されている場合は、当該SPCで計上された利益のうち当社出資割合分相当額についてその発生年度に匿名組合分配益として当社単体の売上高に計上し、一方損失が発生した場合は、その損失のうち当社出資割合分相当額を匿名組合分配損として当社単体の販売費及び一般管理費へ計上しております。これらもセグメント間取引として「再生可能エネルギー開発・運営事業」のセグメント利益に反映されます。

なお、これらセグメント利益に反映された株式会社SPCからの配当金及び匿名組合SPCからの分配損益については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

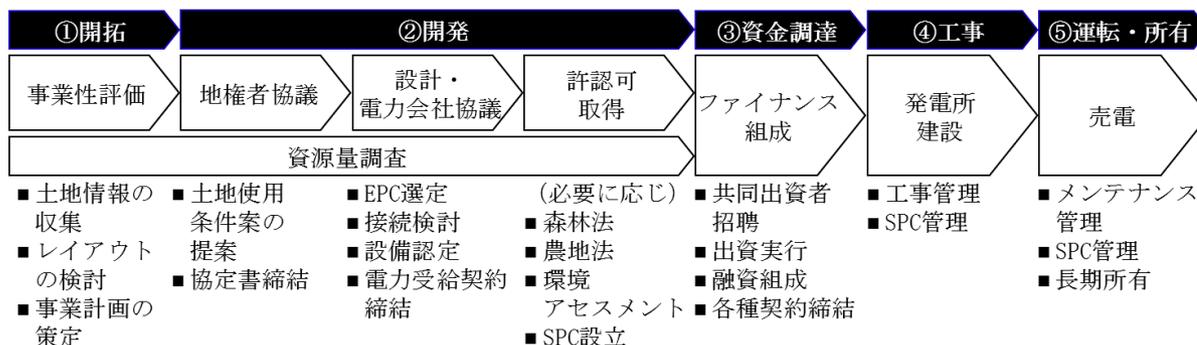
(当社グループのセグメント間取引の例示)



(事業開発から運転開始までの流れの概要と当社の役割)

再生可能エネルギー発電所の事業開発から運転までの流れは、案件候補の「開拓」、土地確保・発電所の設計・許認可取得等の「開発」、出資・融資両面での「資金調達」、発電所の「工事」及び「運転・所有」に大別されます。当社グループは、この再生可能エネルギー発電所開発の一連のプロセスにおいて「開拓」から「工事」までにおける案件設計、協力業者や資金調達元の選定・交渉やプロセス全般の指揮・監督といった上流領域を内製化しております。次の図は再生可能エネルギー発電所の事業開発における一般的なプロセスを図示しております。

(再生可能エネルギー発電所の事業開発における一般的なプロセス)



(注) 上記は開発プロセスの例示であり、案件によって異なります。また、案件によっては「②開発」における一部のプロセスが「③資金調達」における融資実行の前提条件となる場合もあります。

「開拓」段階において、当社は案件候補の事業性評価を行い、有望案件を選別します。主な評価事項は地権者・地域関係者から同意取得の蓋然性、許認可取得の蓋然性、当社の開発基準に見合った収益性の確保、事業リスクの評価及び資金調達の蓋然性等です。当社は創業以来取り組んできた1,000件以上に及ぶ環境・エネルギー分野における調査・コンサルティングの実績や、環境関連の人的・情報ネットワークを活用して新規案件開拓に取り組んでおります。

一定の事業性が認められた案件については、「開発」段階に進み、より詳細な検証を行うと同時に地権者協議、設計・電力会社協議及び許認可取得を進めてまいります。なお、風力及び地熱案件においては当該検証と同時に資源量調査を行います。風力案件においては、風況ポールを設置して一定期間に亘る風の状況を分析することにより事業性を評価します。地熱案件においては、地表調査及び掘削調査により資源量を推計して事業性を評価します。また、当該検証において事業性がより高まったと判断し、かつ法令や条例により環境アセスメントの実施が定められる場合には、環境アセスメント（*10）を実施して開発を推進します。

当社は再生可能エネルギー発電所の立ち上げ・運営に必要な知見・技術・プロジェクトマネジメントのノウハウを有する専門人材を擁しています。また、大手企業グループの系列に属さない独立系の事業者として、案件毎に多様な事業パートナーと連携して事業開発を推進しております。再生可能エネルギー事業は、発電所の立地する地域の自然環境資源を活用して行うものであり、地域社会に対する配慮及び地域環境への最大限の配慮の上で開発していくものです。法令や条例で定められた許認可や環境アセスメントの実施のみならず、地域社会との対話や貢献、地域環境への配慮を重視しながら開発を進めていくことも、当該業務における当社事業開発の特徴のひとつです。

「開発」が終盤に差し掛かった時点で、共同出資者を募り、プロジェクトファイナンスを組成する「資金調達」を実施します。当社は、再生可能エネルギー発電所のプロジェクトファイナンスにおいて、ハイレバレッジのファイナンス組成を実現しており、再生可能エネルギー事業においてこれまでに累計94,310百万円のプロジェクトファイナンス組成実績（連結子会社及び持分法適用会社における約定ベース）があります。なお、上述の事業開発報酬は本段階における主要な融資関連契約及びプロジェクト関連契約の締結に伴い発生します。

「資金調達」後は「工事」、「運転・所有」段階に進みます。当社は発電所の工事自体はEPC事業者へ委託し、大規模の案件を多数立ち上げて運営しているノウハウを活かして発電所建設の指揮・監督を行います。なお、上述の運営管理報酬は本段階以降継続的に発生します。また、当社は運転開始後、長期に亘り発電所を所有・運営する方針です。当社グループは長期に亘る事業と地域へのコミットメントを示して各ステークホルダーからの信頼を醸成し、次なる案件開拓に繋げてまいります。

(※10) 環境アセスメント：

1997年6月に制定された環境影響評価法（環境アセスメント法）は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等13種類の事業において環境アセスメントの手続きを行うことを定めております。環境アセスメントにおいては、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」（大気環境、水環境及び土壌環境・その他の環境）、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」（植物、動物及び生態系）、「人と自然との豊かな触れ合い」（景観及び触れ合い活動の場）、「環境への負荷」（廃棄物及び温室効果ガス等）の中から対象事業の性質に応じて適切な環境要素が選定され、事業者自らが調査・予測・評価を行ってまいります。

(開発中の案件)

当社の開発中の案件に係る進捗評価基準は次のとおりです。案件の進捗度合いに応じて、①ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約が締結され発電所工事に着手済の「建設中案件」、②開発が一定程度進捗している「推進中案件」及び③当社の経営会議にて一定の事業性が確認され、経営資源を投下の上での事業開発の推進が認められた「初期検討案件」と分類しております。案件開発が成功し各発電所の運転開始に至る確率は、①建設中案件が最も高く、②推進中案件は今後の開発進捗に伴い計画の変更又は中止となる可能性もあり、③初期検討案件は今後の調査検討に伴い中止となる可能性が相応にあります。

なお、開発中の案件は当社が主導して開発を実施し、SPCに対する出資持分についても当社が筆頭の出資者となる「当社主導」案件と、パートナー企業と共同で事業を開発する「共同推進」案件に分類しております。

	①建設中案件	②推進中案件	③初期検討案件	
太陽光	・ローン契約 締結済 ・工事着手済	・主要な地権者・ 地域及びその他 関係者同意取得 済 ・環境アセスメン ト開始済（必要 のある場合）	・事業性に関する一定 の社内確認済	
バイオマス				・設備認定取得済
風力				・燃料調達等の実現可能性 確認済
地熱				・風況観測による資源量確 認済 ・地表調査及び掘削調査に よる資源量確認済

(開発中の案件一覧 ①建設中案件) (2016年12月31日時点)

出資先名称	事業者	住所	出資割合 (連結区 分)	出力 (MW)	買取価格 (1 kWh 当たり)	建設着手時期	売電契約先
軽米西 ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米西 ソーラー	岩手県 九戸郡 軽米町	38.0% (持分法)	48.0	36円	2016年3月 (建設中)	東北電力株式会社
軽米東 ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米東 ソーラー	岩手県 九戸郡 軽米町	38.5% (持分法)	80.8	36円	2016年12月 (建設中)	東北電力株式会社

- (注) 1 太陽光の出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。
 2 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている固定買取価格（消費税抜表示）を示しております。
 3 当社は軽米西ソーラー匿名組合事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っております。当社は2016年12月31日現在において、「合同会社軽米西ソーラーに係る匿名組合出資持分等の譲渡に関する覚書」に基づき発電所竣工後2年間に亘り段階的に共同スポンサーの匿名組合出資持分（62.0%）を買い増す権利を有しております。なお、当発電所の竣工は2019年7月を予定しておりますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
 4 当社は軽米東ソーラー匿名組合事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っております。当社は2016年12月31日現在において、「合同会社軽米東ソーラーに係る匿名組合出資持分等の譲渡に関する覚書」に基づき発電所竣工後1年間に亘り段階的に共同スポンサーの匿名組合出資持分（61.5%）を買い増す権利を有しております。なお、当発電所の竣工は2019年12月を予定しておりますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
 5 軽米西ソーラー及び軽米東ソーラーは「当社主導」案件です。

(開発中の案件一覧 ②推進中案件) (2016年12月31日時点)

地域／電源	出力 (MW) (予定)	買取価格 (1 kWhあたり)	環境 アセスメント	案件形態 (当社主導/ 共同推進)
三重県四日市 (太陽光)	20程度	36円	必要あり	当社主導

- (注) 1 太陽光の出力はモジュールベース (太陽電池モジュール最大出力の和) の設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
- 2 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対してFIT法に基づき適用されている買取価格 (消費税抜表示) を示しております。

(開発中の案件 ③初期検討案件) (2016年12月31日時点)

当社は大規模太陽光発電、バイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電及び地熱発電の電源毎に専属チームを立ち上げ、電源毎に複数案件の事業開発を日本全国で進めております。これらの事業開発には当社が主導で開発を進めている案件に加え、事業パートナーと共同で推進している案件もあります。

大規模太陽光発電に関しては、設備認定取得済みの複数の案件の開発を進めております。

バイオマス発電に関しては、株主、事業パートナー、地方行政及び取引銀行等とのネットワークを活用して案件の開拓を推進しており、現在、環境アセスメントの必要がある案件及び無い案件それぞれ複数の案件の開発を進めております。

陸上風力発電に関しては、当社は福島復興風力株式会社のコンソーシアムに参画しており、共同パートナーと共に福島県内5市町村に跨る大規模風力発電事業の開発を推進しております。また、その他にも、風速を測定するための風況ポールを全国複数箇所に設置し、陸上風力発電及び洋上風力発電を開発しております。

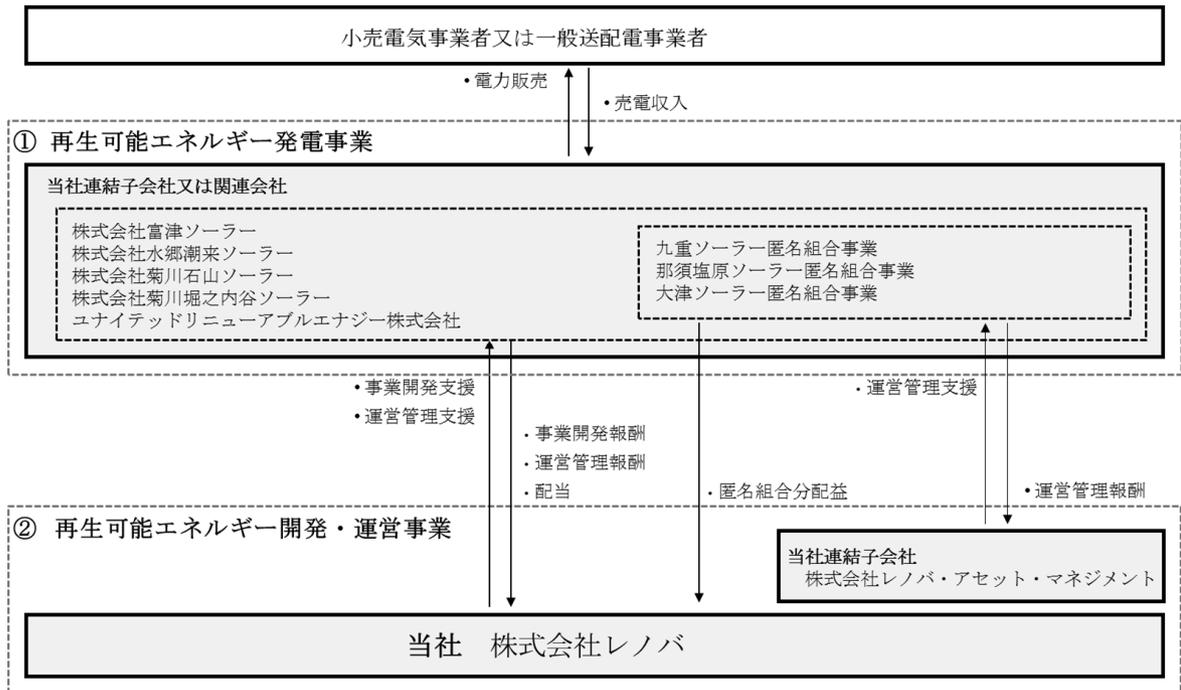
地熱発電に関しては、当社は北海道函館市及び熊本県南阿蘇村の2箇所地熱資源調査を実施しており、両プロジェクトはJOGMEC (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構) による地熱資源開発調査事業 (*11) に採択されております。北海道函館市のプロジェクトは当社主導で開発を推進しております。熊本県南阿蘇村のプロジェクトについては共同パートナーと共にプロジェクトの開発を進めており、2016年4月の熊本県を震央とする震災発生以降は地元の復興を支援しながら開発を継続しております。また、他にも複数の案件の開発を進めております。

(*11) 地熱資源開発調査事業:

国内法人が国内において地熱資源調査を行う場合に、調査費の一部 (地質調査・物理探査・地化学調査等に関する経費や坑井掘削調査等に関する経費) についてJOGMECを通じて助成金が交付される支援制度を指します。当社は北海道函館市の地熱プロジェクトでは2015年6月に当該助成金を取得し、2015年6月から2016年2月までに地表調査を実施しました。また、2016年10月にも掘削調査に向け同助成金を取得しました。熊本県南阿蘇村の地熱プロジェクトでは、2015年11月に同助成金を取得し、2015年11月から2016年2月までに地表調査を実施しました。

本章にて述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。

(事業の主な系統図)



(注) 2016年12月31日現在において事業を営んでいない関係会社（軽米西ソーラー匿名組合事業、軽米東ソーラー匿名組合事業及び瑞諾華股份有限公司（レノバ台湾）等）は、上記事業系統図には記載しておりません。

4 【関係会社の状況】

(2016年5月31日現在)

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容 (注) 1	議決権の所有(被所有) 割合又は出資割合(%) (注) 2	関係内容
(連結子会社)					
株式会社水郷潮来ソーラー (注) 3. 4	茨城県潮来市	207,500	再生可能エネルギー発電事業	所有割合 58.0	太陽光発電所の運営支援。スポンサーサポート契約の締結。担保の提供。役員の兼任あり。
株式会社富津ソーラー (注) 5. 6	千葉県富津市	607,500	再生可能エネルギー発電事業	所有割合 51.0	太陽光発電所の運営支援。スポンサーサポート契約の締結。担保の提供。役員の兼任あり。
株式会社菊川石山ソーラー (注) 7	静岡県菊川市	90,000	再生可能エネルギー発電事業	所有割合 63.0	太陽光発電所の運営支援。スポンサーサポート契約の締結。担保の提供。
株式会社菊川堀之内谷ソーラー (注) 7	静岡県菊川市	90,000	再生可能エネルギー発電事業	所有割合 61.0	太陽光発電所の運営支援。スポンサーサポート契約の締結。担保の提供。
九重ソーラー匿名組合事業	大分県玖珠郡九重町	—	再生可能エネルギー発電事業	出資割合 100.0	—
那須塩原ソーラー匿名組合事業 (注) 8	栃木県那須塩原市	—	再生可能エネルギー発電事業	出資割合 50.0	—
瑞諾華股份有限公司 (通称 レノバ台湾) (注) 2	中華民国 台北市	300 (千新台幣 ドル)	再生可能エネルギー発電事業	所有割合 100.0	中華民国(台湾)における再生可能エネルギー発電事業に係る管理。資金の貸付。役員の兼任あり。
株式会社レノバ・アセット・マネジメント	東京都千代田区	9,500	再生可能エネルギー開発・運営事業	所有割合 100.0	再生可能エネルギー発電事業に関する施設運営・管理の経営運営支援。バックオフィスサービスの提供。役員の兼任あり。
株式会社エコスファクトリー (注) 6. 9	埼玉県本庄市	90,000	プラスチックリサイクル事業	所有割合 90.0	容器包装リサイクル関連事業の企画・立上に係る包括的な支援。経営指導・業務委託契約に基づく経営指導料、業務委託料の受取。役員の兼任あり。
株式会社グリーンループ (注) 6. 9	静岡県菊川市	90,000	プラスチックリサイクル事業	所有割合 88.8	容器包装リサイクル関連事業の企画・立上に係る包括的な支援。経営指導・業務委託契約に基づく経営指導料、業務委託料の受取。役員の兼任あり。
株式会社日泉 (注) 9	茨城県常総市	90,001	プラスチックリサイクル事業	所有割合 80.0	プラスチックコンパウンド関連事業の企画・立上に係る包括的な支援。業務委託契約に基づく業務委託料の受取。資金の貸付。役員の兼任あり。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有(被所有) 割合又は出 資割合(%)	関係内容
(持分法適用非連結子会社及び関連会社)					
大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡 大津町	—	再生可能エネルギー発電事業	出資割合 38.0	—
富士見ソーラー匿名組合事業 (注) 10	東京都千代田区	—	再生可能エネルギー発電事業	出資割合 100.0	—
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	秋田県秋田市	2,000,000	再生可能エネルギー発電事業	所有割合 30.8	バイオマス発電所の経営管理支援。スポンサーサポート契約の締結。担保の提供。
軽米西ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡 軽米町	—	再生可能エネルギー発電事業	出資割合 38.0	—
福海風力発電股份有限公司 (注) 2. 11	中華民国彰化縣	261,540 (千新台幣 ドル)	再生可能エネルギー発電事業	所有割合 35.0 (35.0)	—

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄において、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有(被所有)割合又は出資割合」欄において、株式会社については議決権の所有割合、匿名組合事業については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。なお、瑞諾華股份有限公司(レノバ台湾)及び福海風力発電股份有限公司は、株式会社であるため議決権の所有割合を記載しております。()内は、間接所有割合で内数です。

3. 2016年8月30日をもって、資本金90,000千円に減資しております。

4. 当社は2016年9月29日に、株式会社水郷潮来ソーラーの株式を追加取得したことにより、提出日の前月末現在(2016年12月31日)の議決権の所有割合は68.0%になっております。

5. 2016年8月30日をもって、資本金90,000千円に減資しております。

6. 最近連結会計年度における連結売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)に占める割合が10%を超えている当社連結子会社の主要な損益情報等は次のとおりです。

(1) 株式会社富津ソーラー

①売上高	872,938千円
②経常利益	248,069千円
③当期純利益	180,631千円
④純資産額	583,752千円
⑤総資産額	12,587,645千円

(2) 株式会社エコスファクトリー

①売上高	1,189,122千円
②経常利益	162,757千円
③当期純利益	202,192千円
④純資産額	953,240千円
⑤総資産額	2,463,393千円

(3) 株式会社グリーンループ

①売上高	1,607,831千円
②経常利益	328,200千円
③当期利益	209,532千円
④純資産額	503,958千円
⑤総資産額	1,873,084千円

7. 2016年9月1日をもって、役員の兼任が生じております。
8. 当社は2016年6月16日に、那須塩原ソーラー匿名組合事業の持分を買い増したことにより、提出日の前月末現在（2016年12月31日）における出資割合は100.0%となっております。
9. 当社は2016年7月に、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。従って、提出日の前月末現在（2016年12月31日）において、これらは当社の連結子会社ではありません。
10. 開発に対し地域関係者の同意を得られにくくなっていること及び2016年6月にFIT法の改正が公布されたこと等から当初想定していた収益の確保が困難となったことを踏まえ、2016年11月の当社取締役会においてその開発中止を決議いたしました。
11. 2016年8月31日をもって、実質的な影響力が認められなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。
12. 当社は2016年10月21日に、「再生可能エネルギー発電事業」を主要な事業とする軽米東ソーラー匿名組合事業（岩手県九戸郡軽米町）に出資し、提出日の前月末現在（2016年12月31日）における出資割合が38.5%となっていることから、持分法適用関連会社としております。

なお、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
再生可能エネルギー発電事業	1 (1)
再生可能エネルギー開発・運営事業	69 (11)
合計	70 (12)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは上記セグメントのほか、「プラスチックリサイクル事業」セグメントを有しておりましたが、2016年7月に「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。当該連結子会社の株式譲渡に伴い、「プラスチックリサイクル事業」に従事していた従業員が101名減少しております。

(2) 提出会社の状況

2016年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
65(10)	41.3	4.3	9,685,370

セグメントの名称	従業員数 (人)
再生可能エネルギー発電事業	— (—)
再生可能エネルギー開発・運営事業	65 (10)
合計	65 (10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間における平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第17期連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

当連結会計年度におけるわが国の経済は、上半期においては、政府の各種経済対策の効果を背景に、企業業績や雇用情勢の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、2016年1月以降は円高・株安が進行し、マイナス金利が導入される等、先行きの不透明感が強まっております。

再生可能エネルギー業界においては、2015年7月に経済産業省・資源エネルギー庁が「長期エネルギー需給見通し」を公表しており、2030年度には、国内総発電量に占める再生可能エネルギー発電の割合を22～24%とする目標が示されました。この目標達成に向けて、引き続き再生可能エネルギー発電設備の新設が活発に行われております。一方で、固定価格買取制度（FIT）（*1）の導入以降、太陽光発電所の設備認定が急激に増加したこと起因して電力系統の容量不足が発生し、再生可能エネルギーの出力抑制ルールが拡充されました。また、2016年6月には未稼働案件の発生を踏まえた新認定制度の創設や再生可能エネルギー電源のコスト効率的な導入等を企図した改正FIT法が公布され、同法は2017年4月1日より施行されます。しかし、総体的に政府の再生可能エネルギー導入に対する支援姿勢は継続しており、今後も、太陽光発電に加え、相対的に開発が遅れているバイオマス発電、風力発電、地熱発電等の電源を中心として、国内再生可能エネルギー市場はより一層拡大していく見通しです。

(*1) 固定価格買取制度（FIT）：

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約（売電契約）・系統連系契約（電力系統への接続契約）が締結された場合、一定期間（10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力：20年間、地熱：15年間）に亘り設備認定手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。また、2015年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われております。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者（東京電力・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の総称）は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

このような環境の中、当社グループにおいては、2014年度以前に設備認定を受けた買取価格1kWh当たり40円の大規模太陽光発電の発電所建設が進展し、新たに50.2MW（モジュールベースの発電容量）の大規模太陽光発電（九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業）が当連結会計年度中に運転開始しております。

なお、2016年4月（当社連結会計年度（*2）としては翌年度の2017年5月期）には、熊本県菊池郡大津町において買取価格が1kWh当たり36円で19.0MW（モジュールベースの発電容量）の大規模太陽光発電（大津ソーラー匿名組合事業）が運転を開始しています。これにより、当社が開発を主導し運転を開始している連結子会社及び関連会社が有する太陽光発電所は、前述の大津ソーラー匿名組合事業を含めると合計出力141.2MW（モジュールベースの発電容量）であり、当社グループの太陽光発電所は、順調に発電を行っております。

また、2016年5月（当社連結会計年度としては翌年度の2017年5月期）から、秋田県秋田市のバイオマス発電所（ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社）が運転を開始し、太陽光以外の再生可能エネルギー電源として発電を開始しました。

更に2015年11月に、岩手県九戸郡軽米町において実施される大規模太陽光発電（軽米西ソーラー匿名組合事業、発電容量48.0MW）への出資を行い、現在、運転開始に向けて順調に工事が進んでおります。

上記に加えて、バイオマス発電、風力発電、地熱発電といった再生可能エネルギー電源の多角化を図るべく、開発人員を増員して事業開発に注力してまいりました。

(※2) 当社連結会計年度：

当社単体及び当社グループの連結上の決算月は5月ですが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社の多くは決算月が3月です。下記の表のとおり、当社連結子会社及び関連会社の年次決算月が3月の場合、翌々月の5月を決算月とする当社連結会計年度の業績に含まれます。

(2017年5月期の当社連結会計年度と関係会社会計年度との関係)

	2016年										2017年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
3月期決算の子会社・関連会社	2017年5月期 連結会計年度														
5月期決算の子会社・関連会社	2017年5月期 連結会計年度														
当社(単体)	2017年5月期 連結会計年度														
当社グループ(連結)	2017年5月期 連結会計年度														

一方、廃棄物処理・リサイクル業界におきましては、廃棄物排出量が頭打ちとなる中、高付加価値リサイクル製品の製造や、企業の社会的責任、環境配慮等の総合力が求められる傾向が、引き続き継続しております。

主に容器包装リサイクル法の枠組みの中で運営する「プラスチックリサイクル事業」を行う当社連結子会社は、「総合的評価制度」において、2016年度も引き続き高い評価を獲得しました。

なお、当社は2016年7月に、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。当該株式譲渡の結果、2016年8月以降の期間において、「プラスチックリサイクル事業」は当社グループの業績に現れません。

また、当連結会計年度において子会社である株式会社エコスファクトリーの工場にて火災が発生した結果、関連する受取保険金1,352百万円を特別利益に、関連する災害による損失841百万円、受取保険金で取得した固定資産の圧縮損363百万円を特別損失に計上しております。

これらの結果、売上高は8,556百万円（前連結会計年度比54.4%増）、EBITDA（経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋電力負担金償却＋のれん償却額＋開業費償却）は4,078百万円（前連結会計年度比136.4%増）、営業利益は2,105百万円（前連結会計年度比255.2%増）、経常利益は1,307百万円（前連結会計年度比83.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は305百万円（前連結会計年度比29.5%減）となりました。

なお、再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、減価償却費等の償却費の費用に占める割合が大きくなる傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大化を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、当社グループでは業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視しております。

主なセグメント別の概況は、以下のとおりです。

① 再生可能エネルギー発電事業

「再生可能エネルギー発電事業」においては、既存の運転開始済み発電所に加え、2015年5月に九重ソーラー匿名組合事業（大分県玖珠郡九重町、モジュールベース発電容量25.4MW）、2015年9月に那須塩原ソーラー匿名組合事業（栃木県那須塩原市、モジュールベース発電容量24.8MW）が運転を開始しました。また、2015年7月には千葉県富津市にて運転を行っている株式会社富津ソーラー（モジュールベース発電容量40.4MW）の株式を買取り、所有割合を37.0%から51.0%とし、連結子会社化しました。

この結果、当連結会計年度における「再生可能エネルギー発電事業」の売上高は3,831百万円（前連結会計年度比600.0%増）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は3,358百万円（前連結会計年度比414.2%増）となりました。

② 再生可能エネルギー開発・運営事業

「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、運転開始済み発電所における運営管理に加え、2015年5月に運転を開始した九重ソーラー匿名組合事業、2015年9月に運転を開始した那須塩原ソーラー匿名組合事業、2016年4月に運転を開始した大津ソーラー匿名組合事業（熊本県菊池郡大津町、モジュールベース発電容量19.0MW）における、工事期間中並びに運転開始後の建設・運営管理を行ってまいりました。また、2016年5月より試運転を開始している、持分法適用会社のユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（秋田県秋田市、バイオマス発電事業、出力20.5MW）においては、工事期間中における経営管理支援を行ってまいりました。2015年11月には、岩手県九戸郡軽米町において開発を進めていた軽米西ソーラー匿名組合事業（モジュールベース発電容量48.0MW）に関する事業開

発報酬を計上しました。なお、2015年11月に計上された軽米西ソーラー匿名組合事業に関する事業開発報酬については、当社持分相当額について連結決算上での未実現利益の消去を行っておりますが、「再生可能エネルギー開発・運営事業」セグメント売上高及びセグメント利益を集計するに際しては、同開発報酬はセグメント間取引であるため連結決算上の未実現利益の消去額をあらためて加算しております。2015年5月に計上された富士見ソーラー匿名組合事業に関する事業開発報酬については、当連結会計年度において持分比率が38%から100%へと増加したため、追加で未実現利益を消去しております。

この結果、当連結会計年度における「再生可能エネルギー開発・運営事業」の売上高は2,147百万円（前連結会計年度比73.4%増）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は1,620百万円（前連結会計年度比342.0%増）となりました。セグメント利益につきましては、再生可能エネルギー発電事業におけるSPCからの配当収入等もあり、前連結会計年度比において売上高以上の大幅な率の増加となっております。

なお、上述の富士見ソーラー匿名組合事業が開発を推進する大規模太陽光発電に関しては、その開発に対し地域関係者の同意を得られにくくなっていること及び2016年6月にFIT法の改正が公布されたこと等を踏まえ、その開発中止を2017年5月期に当社取締役会において決議しております。

③ プラスチックリサイクル事業

「プラスチックリサイクル事業」においては、リサイクルペレットを製造及び販売する連結子会社の株式会社エコファクトリーにおいて、2015年4月下旬に火災が発生しました。しかし、迅速な復旧作業により、2015年7月下旬には工場操業を回復しました。また、同じくリサイクルペレットを製造及び販売する連結子会社の株式会社グリーンループは安定した操業を行いました。プラスチックコンパウンド製品を製造及び販売する連結子会社の株式会社日泉においては、石油市況の低迷に伴うプラスチックコンパウンド製品需要低迷の影響を受けております。

この結果、当連結会計年度における「プラスチックリサイクル事業」の売上高は3,575百万円（前連結会計年度比15.2%減）、セグメント利益（セグメントEBITDA）は854百万円（前連結会計年度比15.2%減）となりました。

なお、2016年7月において、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。当該株式譲渡の結果、2016年8月以降の期間においては、「プラスチックリサイクル事業」は当社グループの業績に現れません。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2016年6月1日 至 2016年11月30日）

当社グループにおいて、当第2四半期連結累計期間の売上高は5,628百万円、EBITDA（経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋電力負担金償却＋のれん償却額＋開業費償却）は3,700百万円、営業利益は2,458百万円、経常利益は1,997百万円となりました。これらの売上高、EBITDA及び利益を計上できた主な要因の一つとして、「再生可能エネルギー発電事業」における運転開始済みの大規模太陽光発電所の好調な売電収入があります。これらには当第2四半期連結会計期間末までの1年間の間に生じた事象であります、持分の買い増しに伴い株式会社富津ソーラーが持分法適用会社から連結子会社へ変わったこと、連結子会社である那須塩原ソーラー匿名組合事業が運転を開始したこと、持分法適用会社である大津ソーラー匿名組合事業が運転を開始したこと等も反映されております。また二つ目の主な要因といたしましては、「再生可能エネルギー開発・運営事業」における軽米東ソーラー匿名組合事業における開発支援及び土地確保に関する事業開発報酬の売上計上が挙げられます。

四半期純利益は2,499百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は2,223百万円となりました。これは、計上されました経常利益に、さらに特別利益としての関係会社株式売却益2,350百万円、特別損失としての投資有価証券評価損544百万円、法人税等1,097百万円等が計上されたことによるものです。この親会社に帰属する四半期純利益には、当第2四半期連結累計期間中に生じた事象であります、ともに連結子会社である那須塩原ソーラー匿名組合事業及び株式会社水郷潮来ソーラーの持分を買い増したことも反映されております。

セグメントの業績は、次のとおりです。なお、各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めて表示しており、セグメント利益は、EBITDA（経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋電力負担金償却＋のれん償却額＋開業費償却）にて表示しております。

① 再生可能エネルギー発電事業

当社が開発を主導し運転を開始している連結子会社及び関連会社が有する太陽光発電所は、当第2四半期連結会計期間末において、合計出力141.2MW（以降、太陽光の出力はモジュールベースの発電容量を指します。）です。

既存の運転開始済み太陽光発電所の発電量が好調に推移したことに加え、2016年9月には既に運転開始している株式会社水郷潮来ソーラー（出力14.8MW）について、共同出資者からの株式買取により、出資比率を58.0%から68.0%へと引上げております。この結果、売上高は3,334百万円、セグメント利益（セグメントEBITDA）は2,868百万円となりました。

② 再生可能エネルギー開発・運営事業

既に運転開始済みの発電所を有する当社連結子会社及び関連会社からの定常的な運営管理報酬に加え、建設中の発電所を有する当社関連会社からの建設管理報酬を計上しております。また、2016年10月には当社を含む3社の共同出資により、岩手県にて開発を進めている軽米東ソーラー匿名組合事業の大規模太陽光発電（出力80.8MW）について、開発支援及び土地確保に関する事業開発報酬の売上を計上いたしました。この結果、売上高は2,333百万円、セグメント利益（セグメントEBITDA）は1,741百万円となりました。

③ プラスチックリサイクル事業

当社は2016年7月に、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。当該株式譲渡の結果、2016年8月以降の期間において、「プラスチックリサイクル事業」は当社グループの業績に現れません。

なお、「プラスチックリサイクル事業」は、2016年度「総合的評価制度」による評価の結果、当社連結子会社の株式会社エコスファクトリー及び株式会社グリーンループが、共に高い評価を受けました。この結果、落札量も前年と同水準を維持しました。これに伴い、株式会社エコスファクトリー及び株式会社グリーンループの操業は堅調に推移しました。この結果、売上高は1,140百万円、セグメント利益（セグメントEBITDA）は246百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第17期連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比較し3,688百万円増加して、5,243百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、3,935百万円の収入（前年同期比1,262.0%増）となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益が1,221百万円、非資金項目である減価償却費、のれん償却額、開業費償却額、持分法による投資損失、固定資産除却損、固定資産圧縮損及び段階取得に係る差損が合計2,636百万円計上されていること等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、8,405百万円の支出（前年同期比7.6%増）となりました。この主な要因は、設備投資に伴う有形固定資産の取得による支出6,920百万円及び投資有価証券の取得による支出812百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、8,225百万円の収入（前年同期比18.8%増）となりました。この主な要因は、短期借入金の純増加額830百万円、長期借入金の純増加額1,117百万円、ノンリコース長期借入金の純増加額6,351百万円、株式の発行による収入940百万円等によるものです。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2016年6月1日 至 2016年11月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、1,393百万円増加し、6,637百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、2,536百万円となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益3,596百万円及び非資金項目である減価償却費993百万円であり、主な減少要因は、売上債権の増加額1,201百万円及び投資活動によるキャッシュ・フローへ振り替えている関係会社株式売却益2,350百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、2,093百万円となりました。主な増加要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入2,525百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、3,193百万円となりました。主な減少要因は、短期借入金の純減少額1,209百万円、長期借入金の返済による支出823百万円及びノンリコース長期借入金の返済による支出2,063百万円です。

2【生産及び販売の状況】

(1) 生産実績

第17期連結会計年度及び第18期第2四半期連結累計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	第17期連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)		第18期 第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
	発電実績 (MWh)	前年同期比 (%)	発電実績 (MWh)
再生可能エネルギー発電事業 (連結子会社)	93,539	711.7	80,581
合計	93,539	711.7	80,581

(注) 1. 上記の発電実績には、試運転期間における発電量は含まれておりません。

2. 2016年8月末日までに譲渡した「プラスチックリサイクル事業」における生産実績は以下のとおりです。金額は製造原価であり、セグメント間の内部振替前の数値によっております。また、消費税等は含まれておりません。

セグメントの名称	第17期連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)		第18期 第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
		前年同期比 (%)	
プラスチックリサイクル事業 (千円)	2,777,774	86.6	902,786
合計 (千円)	2,777,774	86.6	902,786

3. 「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 商品仕入実績

第17期連結会計年度及び第18期第2四半期連結累計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	第17期連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)		第18期 第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
		前年同期比 (%)	
プラスチックリサイクル事業 (千円)	631,990	77.6	73,409
合計 (千円)	631,990	77.6	73,409

(注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 「再生可能エネルギー発電事業」及び「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては、提供するサービスの性格上、商品仕入実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第17期連結会計年度及び第18期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	第17期連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)		第18期 第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
		前年同期比 (%)	
再生可能エネルギー発電事業 (千円)	3,831,919	700.0	3,334,842
再生可能エネルギー開発・運営事業 (千円)	2,147,289	173.4	2,333,616
プラスチックリサイクル事業 (千円)	3,575,364	84.8	1,140,150
合計 (千円)	9,554,574	159.2	6,808,609

(注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 最近2連結会計年度及び第18期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第16期連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)		第17期連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)		第18期 第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
公益財団法人日本容器 包装リサイクル協会	2,617,399	47.2	2,150,395	25.1	746,908	13.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループの事業領域は、この数年においてプラスチックリサイクル分野から再生可能エネルギー分野へと経営資源を大幅にシフトしてまいりました。当社の再生可能エネルギー分野の事業は「再生可能エネルギー発電事業」及び「再生可能エネルギー開発・運営事業」から構成されております。

当社グループが再生可能エネルギー市場に参入した2012年から現在までの間、安定的な収益獲得が見込め、保有開発案件（パイプライン）の着実な開発による収益成長が期待できる大規模太陽光発電を中心とした開発を行ってまいりました。この結果、当社グループの大規模太陽光発電は、運転開始済み及び現在開発中案件を合算すると国内有数の規模を有する事業に成長しました。しかしながら、国内の太陽光発電市場に関しては、固定価格買取制度（FIT）（*1）導入後に着実な導入が進んでおり、当社グループがターゲットとしている出力10MW以上の大規模太陽光発電について今後新規案件の獲得及び開発機会は限定されてくるものと見込んでおります。

（*1）固定価格買取制度（FIT）：

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約（売電契約）・系統連系契約（電力系統への接続契約）が締結された場合、一定期間（10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力：20年間、地熱：15年間）に亘り設備認定手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。また、2015年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われております。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者（東京電力・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の総称）は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

この環境変化に対応するべく、当社グループでは太陽光以外の再生可能エネルギー電源開発への展開を企図し、開発案件の多様化を進めております。具体的には、バイオマス発電及び陸上風力発電を当面の注力領域と位置付け、経営資源を集中的に投下して開発を行っております。2016年5月には、当社の関連会社であるユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（秋田県）が所有する木質バイオマス発電所が発電を開始しました。

陸上風力発電事業に関しては、当社の関連会社である福島復興風力株式会社が、福島県内5市町村に跨る大規模風力発電事業の開発を推進しております。当該事業は福島県による公募案件であり、仮事業者として認められた事業者は、福島県が従前に一部進めていた環境アセスメントの承継を受けることができます。同社は2016年7月に仮事業者として福島県から選定され、環境アセスメントの承継を受けました。今後、詳細な実施計画を立てるとともに、許認可手続きや住民説明会を行う予定です。

また、将来に向けた布石として地熱発電及び洋上風力発電に対する人的及び資金的な先行投資を行っており、長期的な視点に立った新規開発案件の調査及び開拓を進めております。

以上のとおり、当社グループでは再生可能エネルギー電源開発の多様化（マルチ電源化）を推進しています。

新たな事業領域での開発に係る各種課題に適切に対処し、事業規模の拡大に伴いより高度な経営管理体制構築の必要性が求められる中、当社グループでは事業拡大と内部統制の強化の両立を目指して、以下の項目に取り組んでまいります。

なお、2006年の参入以降当社グループのコア事業の一つに位置づけられていた「プラスチックリサイクル事業」につきましては、2016年7月において、「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。当該株式譲渡の結果、2016年8月以降の期間においては、「プラスチックリサイクル事業」の業績は当社グループの業績に現れません。当社グループは経営資源を再生可能エネルギー事業に集中させることにより、当該事業領域における事業環境の変化に対応し、当該事業での更なる成長を目指します。

（1）新規の再生可能エネルギー発電案件の開拓

再生可能エネルギー発電所の新規案件を開拓することは、当社グループの持続的な成長のために重要です。

当社グループは、これまで大規模太陽光発電を中心に「再生可能エネルギー発電事業」の展開を進めてまいりました。しかしながら、太陽光発電市場が成熟する中、当社グループは事業環境の変化に対応するべく、当面の注力領域としてバイオマス発電事業及び陸上風力発電事業へ、将来の布石として地熱発電事業及び洋上風力発電事業へ参入しております。

多様化した電源にて同時に複数の新規案件を検討するためには、効率的かつ効果的に事業性の検証を行うと同時に、早期に事業化する取り組みを実行する必要があります。

取り組みの具体例としては、専門人材の採用及び育成に加え、省庁、自治体、業界団体、メーカー又は金融機関等との幅広いネットワークの強化や、共同事業を行うパートナー候補企業との積極的な情報交換等があります。

今後も、収益拡大に貢献する新規の再生可能エネルギー発電案件の開拓のために、各種施策の展開を図ってまいります。

(2) 再生可能エネルギー発電所の確実な開発

一定の事業性が認められた案件につき、着実かつ迅速に事業化に向けて案件の開発を行うことは当社グループの持続的な成長を実現する上で重要です。

当社グループは岩手県九戸郡軽米町で当社の関連会社である軽米西ソーラー匿名組合事業において出力48.0MW（モジュールベースの設備容量）の大規模太陽光発電及び軽米東ソーラー匿名組合事業において出力80.8MW（モジュールベースの設備容量）の大規模太陽光発電の建設を推進しております。また、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 再生可能エネルギー開発・運営事業、(開発中の案件一覧 ②推進中案件)・(開発中の案件一覧 ③初期検討案件)」に記載のとおり、大規模太陽光発電のみならずバイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電、地熱発電といったマルチ電源開発に向け積極的に取り組んでおります。

当社グループは今後も建設中案件について、工程管理やコスト管理を徹底しつつ、地域社会や環境と融和した発電所の建設に向け着実かつ迅速に事業化を進めてまいります。また開発案件全般において、地域社会や環境に配慮しつつ、当社の開発基準に見合った収益性を確保した上で、地権者協議、設計・電力会社協議及び許認可取得等事業化に向けて着実かつ迅速な開発を進めてまいります。

(3) 事業パートナーシップの拡大

今後の持続的な成長のためには、有力なパートナー企業と協力し、大型案件や先進的案件への取り組みを実行することが必要です。

当社グループは、約290MW（運転開始済み及び建設中の発電所の合計出力。太陽光はモジュールベースの発電容量）の再生可能エネルギー発電所の事業化実績と、創業以来環境・エネルギー分野において1,000件以上の調査・コンサルティングの案件実績を有しています。豊富な実績に裏打ちされた当社グループへの信頼及び評判は、再生可能エネルギー業界における自治体や学術機関、有力企業とのネットワークの構築に貢献してまいりました。特に近年では、再生可能エネルギー業界における有力企業との戦略的パートナーシップを拡大しております。2016年5月には、住友林業株式会社と再生可能エネルギー事業（バイオマス、風力及び海外市場等）にかかる業務提携契約を締結しております。2016年10月には、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（秋田県秋田市において当社が出資するバイオマス発電事業）の共同出資者であるユナイテッド計画株式会社と、バイオマス発電事業開発にかかる業務提携契約を締結しております。

当社グループは、有力パートナー企業との連携を通じた新規大型案件や先進的案件への取り組みを実施することで、再生可能エネルギー発電の新規開拓に係る事業ノウハウと実績を蓄積し、更なる事業の好循環を目指して経営を行ってまいります。

(4) 既存発電所による安定的キャッシュ・フローの創出

当社グループの所有する大規模太陽光発電所を中心とした既存発電所による予見性の高い安定的なキャッシュ・フローの創出は、当社グループが長期的かつ持続的な事業開発を行う上で重要です。

当社グループは、総出力約270MWの大規模太陽光発電所（運転開始済み及び建設中発電所のモジュールベースの発電容量）に加え、約20MWのバイオマス発電所の事業化実績を有しており、これらの発電所において適切なメンテナンス及びモニタリング体制を構築することで、安定的な稼働を実現しています。また、天候発生確率は統計的に一定の割合に収束すると見込まれることから、当社グループの大規模太陽光発電において事業期間を通じた想定日射量及び総発電量は比較的前見可能性が高いものと見込まれます。当社グループの所有する大規模太陽光発電はFITに基づき全て40円/kWh又は36円/kWhでの買取価格を確保しているため、FIT期間に亘り高い収益性を有しています。

更に、当社グループでは、当社グループの事業基盤をより強固にするべく電源の多様化を進めています。当社グループの大規模太陽光発電所の所在地は、日本各地に地理的に分散しており、当社グループ全体では局地的な異常気象に左右されにくい安定的なキャッシュ・フローを創出する構造となっています。また、当社グループの関連会社であるユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社が秋田県にてバイオマス発電所の運転を開始したことで、大規模太陽光発電以外の電源に進出し、事業ポートフォリオの多様化が進んでいます。

当社グループでは引き続き、予見性の高い安定的なキャッシュ・フローを創出するべく、大規模太陽光発電の適切な運営及びパイプラインの開発推進と、事業ポートフォリオの更なる多様化（マルチ電源化）に取り組んでまいります。

(5) 発電所SPC持分の追加取得による内部成長

当社は、資金制約があるなかでより多くの再生可能エネルギー発電所の案件を早期に開発するべく、開発段階における投資資金の配分を各発電所SPC（*2）へ分散化させることを志向しております。そのため、案件成立初期時点で当社が所有する発電所SPCの出資比率は原則として持分法適用水準としており、当該SPCの持分追加取得による連結化及び内部成長の実現は当社グループの持続的な成長のために重要です。

「第2 事業の概況 4 事業等のリスク (2) ファイナンスに関する事項 ②各発電所SPCに対する出資持分について」に記載のとおり、当社は共同出資者との出資者間合意の定めにより、一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買い取る権利（コール・オプション）を有し、また、他共同出資者がその出資持分を当社に売り渡す権利（プット・オプション）を有している場合があります。なお、共同出資者とオプション契約を締結していない場合においても、共同出資者との合意が得られた場合には、当社は再生可能エネルギー発電所の持分を追加取得する可能性があります。

当社グループでは既存の大規模太陽光発電所、バイオマス発電所及び今後開発を行う新規の発電所においても、内部成長の実現に取り組んでまいります。なお、持分追加取得の判断は当該時点における当社の経営方針、資金状況、その他状況等を総合的に勘案の上で決定します。

(*2) SPC：

特別目的会社（Special Purpose Company）のことを指しております。当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、またプロジェクトファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させております。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合に加え、SPCを会社法上の合同会社（GK）として設立して商法上の匿名組合（TK）として営業者に出資を行う場合（TK-GKスキーム）があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税されることが挙げられます。

(6) 事業投資及び経営に関する指標設定と運営

当社グループでは、経営原則として株式価値の持続的な向上を掲げております。これに関連し、当社グループは、新規再生可能エネルギー開発案件への投資判断を行うに際しては、出資金額に対する内部収益率（IRR）の見込み値が一定水準を上回った場合に投資意思決定を行うという原則を有しております。また、事業投資方針を決定した後も、プロジェクト毎にIRR水準及び予実差異を管理分析し、案件収益性の管理を強化してまいります。

また、当社の再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、減価償却費等の償却費の費用に占める割合が大きくなる傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、当社グループでは引き続き経営指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視し、その持続的な増大を目指してまいります。

(7) 大型資金調達の実施及び資金効率の向上

当社グループでは、資本効率を向上させながら大型の再生可能エネルギー事業の開発投資を行うために、長期及び短期借入金を組み合わせた財務レバレッジの活用を重視しております。

当社グループはこれまでに、再生可能エネルギー発電所の事業化に係るプロジェクトファイナンス関連契約を締結し、銀行を中心とする金融機関より累計94,310百万円（連結子会社及び持分法適用会社における約定ベース）のプロジェクトファイナンス（発電所設立を目的とした長期借入金）を組成しております。なお、2017年5月期第2四半期末時点において当社グループの連結有利子負債残高の8割以上となる29,856百万円については、連結子会社（SPC）におけるプロジェクトファイナンスにより調達されており、リミテッドリコース又はノンリコースの仕組みに基づいた借入金（第5 経理の状況における「ノンリコース長期借入金」）であるため、当社へのリコース義務は限定されております。

当社グループは、引き続き好条件での資金調達を実施するために、資本市場における情報収集及び分析に努める他、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や金融機関との関係性強化を行ってまいります。また、グループ全体の資金管理や調達管理の充実、既存事業からの資金回収の早期化等に一層取り組んでまいります。

(8) 専門性の高い人材の確保と育成

新たな市場において更なる事業の拡大を図り、変化し続ける事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくために、多様な人材の確保と育成が重要です。

当社グループでは、優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社づくりを行うために、組織構成や人事考課制度の見直しを図ると共に、公正な評価基準設定と目標達成度に応じた評価及びフォローアップ、教育研修体系の充実等に引き続き取り組んでまいります。また、採用においては、今後の当社グループの軸となる人材を育てるために新卒採用を行いながら、一方で即戦力となる人材を採用することで効率的に人員体制の拡充を図ってまいりま

す。特に、再生可能エネルギー分野における事業拡大の方針を踏まえた人員拡充や、事業拡大に伴う管理部門の強化・育成、今後のアジア展開を見据えた海外経験の豊富な人材の拡充と社内人材育成を引き続き行ってまいります。

(9) 関係会社の事業運営状況のモニタリング強化

当社グループにおいては業績に占める関係会社の貢献割合が高いため、当社によるグループ経営管理体制を整備し、適切に運用することが重要です。

当社は、関係会社の継続的なモニタリング活動を通じて、各社の直近の運営状況を適時に把握する仕組みを講じています。また、関係会社の予実分析や事業計画の策定又は策定支援を実施しております。更に、関係会社と連携して、各社の業務プロセスや各種規程の定期的な見直しを行うと共に、安全衛生管理や労務管理等を含め、グループ一体となった管理体制の構築にも取り組んでおります。

今後も引き続き、関係会社の事業進捗モニタリングを一層強化し、より良い経営管理体制の整備及び運用を推進してまいります。

(10) 内部統制及びガバナンスの強化

社会的に内部統制の重要性が増大し、また事業拡大に伴い関係会社を含めた当社グループの売上規模も拡大していく中、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンスの一層の強化が不可欠であると考えております。2017年5月期より経営の監督と執行の分離のための取り組みを行い、内部統制レベルの向上と事業推進に必要な迅速な意思決定の両立に一層邁進し、コーポレートガバナンス・コードの精神に則った実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指してまいります。

(11) コンプライアンス対応

当社グループにおきましては、当社グループのコンプライアンス憲章に則って社内遵法体制の整備を行ってまいりました。関連法規、事業に関連する法令、会社法、労働法への対応等、コンプライアンス体制の一層の強化と厳格な運用が重要な経営課題と認識しております。当社グループでは代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置しており、当委員会の充実を図ることでコンプライアンス意識の浸透を徹底し、一層のコンプライアンス管理体制の強化を図ってまいります。更に、連結子会社内における判断能力及び管理能力の向上のための教育・指導にも継続して取り組んでまいります。

(12) 発電事業者を取り巻く法令規則等への対応

FITは、当社グループが再生可能エネルギー事業を推進する上で根幹となる制度であり、FITを含む関連法規等への適切な対応は当社グループが適切な事業運営を行うに際して必須の課題です。なお、2016年6月には改正FIT法が公布され、2017年4月1日より施行されます。また、関連法規等が新たに制定された場合や改正が行われた場合、当該新たなルールに迅速かつ適切に対応することが、当社グループの競争力の維持強化に資するものです。

当社グループでは、関連法規等の改正の状況を常時モニタリングする従業員を配置し早期の情報収集に努めるとともに、必要に応じ他の電気事業者や業界団体と協力した政策提言を実施してまいります。

(13) 地域との共存・共生・協調

当社グループが手掛ける再生可能エネルギー発電所の開発と長期に亘る売電においては、地域との良好な関係が重要です。当社グループは独立系資本として再生可能エネルギー事業に専念しており、経営原則においても地域の歴史と文化を尊重し新たな価値を創ることを掲げ、常に地域に根ざした事業開発を推進しております。当社グループの開発プロジェクトが地域に貢献することは当社グループの評判の向上に繋がり、次なる案件の開拓にも繋がります。今後とも地域との共存と協調を尊重しながら開発を進めてまいります。

(14) 知名度及び評判の一層の向上

当社グループが再生可能エネルギー事業におけるリーディング・カンパニーとしての地位を確立し、更なる事業展開・拡大を加速していくためには、当社グループの知名度と評判を一層向上させることが重要です。

当社グループの事業領域は、大規模太陽光発電のみならず、バイオマス発電、陸上風力発電、洋上風力発電、地熱発電といった再生可能エネルギー全般に広がっております。これらの電源を開発する上で、地域に根ざした質の高い開発を実施すること、誠実な経営を行うこと、そしてビジョンや経営理念を制定し、経営陣と社員にてこれらの遵守を徹底することは当社グループの知名度と評判の向上に不可欠です。

今後も地球・地域・顧客・株主・社員に対して誠実な経営と事業運営を行うと同時に、積極的な広報活動、各種団体が主催する講演会への出演、ウェブサイトの更なる有効活用等により、知名度と評判の向上を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

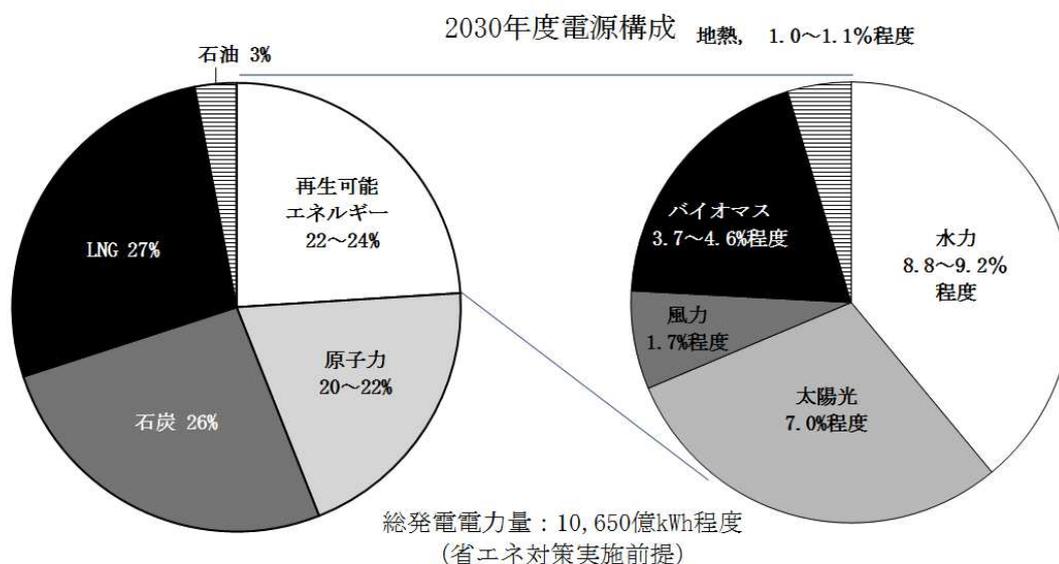
なお、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 再生可能エネルギー事業のリスク

①法令規制及び政策動向について

a. エネルギー政策動向

2015年7月に、経済産業省・資源エネルギー庁はエネルギー基本計画に基づく長期エネルギー需給見通しを発表しました。日本国内の発電電力量に占める再生可能エネルギー（エネルギー源として永続的に利用可能な太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等の総称）の比率は、2014年時点において12.2%（水力9.0%、太陽光・風力・バイオマス・地熱は合計3.2%。出展：経済産業省・資源エネルギー庁（電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」より））でありましたが、2030年度までに総需要の22～24%程度（水力8.8～9.2%、太陽光7.0%、風力1.7%、バイオマス3.7～4.6%、地熱1.0～1.1%）に引き上げるといった目標が掲げられております。



出典：経済産業省・資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し」（2015年7月）より当社作成

また、2030年度の各種再生可能エネルギーの想定導入出力は、太陽光64.0GW、風力10.0GW、中小水力48.5～49.3GW、地熱1.4～1.6GW、バイオマス6.0～7.3GWの合計130～131GW程度と見込まれております。（出典：経済産業省）

このような我が国のエネルギー政策や温室効果ガス排出削減を重視する国際的潮流を背景に、当社グループは、今後も再生可能エネルギーの導入を後押しする経営環境が継続するものと見込んでおります。しかしながら、我が国のエネルギー政策は、気候変動の進行状況や再生可能エネルギーを含む資源の利用状況とこれを受けて形成される多国間合意や国際的な議論の状況、政権交代を含む国内の政治動向、資源価格等の経済環境、社会情勢、発電設備の安全性等に関する世論等様々な事象による影響を受けます。かかる政策に変化が生じ、再生可能エネルギーの導入量が想定を下回った場合等には、当社グループの事業、業績、財政状態及び将来的な成長性に影響を及ぼす可能性があります。

b. 固定価格買取制度（FIT）（*1）

当社グループの主要事業である再生可能エネルギー事業においては、FITに基づいた小売電気事業者又は一般送配電事業者（*2）との契約により、長期間にわたる買取期間において固定価格で再生可能エネルギー電源からの電力供給を行っておりますが、現在のFIT及び政府による再生可能エネルギー導入目標が今後も変更なく継続する保証はありません。

とりわけ、将来において経済状況に著しい変動が生じること等を理由として、国又は管轄省庁の決定により、既に締結された受給契約についても、FITにおいて定められた電力買取価格が引き下げられ、又は買取期間が短縮され

る等、現在の固定価格買取制度が縮小又は終了する等、再生エネルギー事業者に不利な制度変更がなされた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、また、当社グループの事業計画の見直しが必要となる可能性もあります。

また、2016年6月には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）等の一部を改正する法律案」（改正FIT法）が公布され、同法は2017年4月1日より施行されます。改正FIT法により、新認定制度の創設（主な内容としては、「設備認定」から「事業認定」へ変更し、「事業認定」の審査に際して事業実施中の点検・保守や事業終了後の設備撤去等の遵守が求められ、違反時の改善命令や認定取消しが可能となる）、新たな未稼働案件の発生防止に向けた仕組みの導入（主な内容としては、2016年8月1日以降に接続契約を締結する10kW以上の太陽光発電設備については認定から3年以内に運転を開始することが求められる）及びコスト効率的な価格決定方式の導入（主な内容としては、数年先の認定案件の買取価格の提示）等が行われることとされており、当社グループが、改正FIT法に基づく新制度に適切かつ適切に対応できない場合、又はこれに対応するためのコストや負担が増加した場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（*1）固定価格買取制度（FIT）：

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約（売電契約）・系統連系契約（電力系統への接続契約）が締結された場合、一定期間（10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力：20年間、地熱：15年間）に亘り設備認定手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。また、2015年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われております。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者（東京電力・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の総称）は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

（*2）小売電気事業者又は一般送配電事業者：

電気事業法第2条17項における小売電気事業者又は一般送配電事業者を指します。本書では主として電力需要家又は卸売事業者に対して電力販売を行う事業者全般を意味しております。

c. 出力抑制

当社グループが開発を進める電源のうち、太陽光発電や風力発電といった出力が気候の影響を受ける電源においては、管轄省庁により2015年1月に電力需給バランスを保ち電力供給の安定化を図ることを目的とし、運転開始後における無制限・無補償の出力抑制を受け入れることが系統への接続要件となる出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われました。これにより、発電事業者が電力系統への接続を行うためには、指定電気事業者（*3）に指定された一般送配電事業者の電力系統に接続する場合無制限・無補償の出力抑制が課されるという新たな出力抑制ルールに従うことが求められることになりました。そのため、新ルール適用後に接続契約を申し込む発電設備については、無制限・無補償での出力制限を受けることにより売電収入が減少する可能性があります。なお、改定時点において接続申込済みの発電設備は新たな出力抑制ルールの適用対象外となりますが、今後更なる制度改正等による無制限・無補償の出力抑制ルール適用の可能性を否定することはできません。

今後は、出力抑制の実施予測についてシミュレーション分析を行った上で事業化の可否を判断する方針であり、かかる分析の結果事業化を断念せざるをえなくなった場合又は事業化に成功した場合であっても想定を上回る出力抑制が実施されることにより想定した売電収入を得られなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（*3）指定電気事業者：

接続申込量が接続可能量を超過した場合には、無制限・無補償の出力制御を前提として、再生可能エネルギー発電設備の系統への連系ができるよう経済産業大臣から指定された電気事業者を意味しております。

d. 設備認定の取り消し

当社グループの再生可能エネルギー発電事業においては、次の表のとおり当社連結子会社及び関連会社がFITに基づいた設備認定を取得しております。しかし、認定された事業計画どおりに事業を実施していない場合、認定時の基準に適合しなくなったと経済産業大臣が認めるときは、設備認定を取り消されることがあります。当社グループ

として、発電を既に開始した発電設備の設備認定を取り消される可能性は相当程度限定的と考えておりますが、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

出資先名称	発電種類	許認可等の名称	所轄官庁等	設備ID	発電開始時期
株式会社水郷潮来ソーラー	太陽光	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	AA67034C08	2014年2月
株式会社富津ソーラー	太陽光	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	AA67035C12	2014年7月
株式会社菊川石山ソーラー	太陽光	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	AA82731C22	2015年2月
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	太陽光	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	AA82732C22	2015年2月
九重ソーラー匿名組合事業	太陽光	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	A751905H44	2015年5月
那須塩原ソーラー匿名組合事業	太陽光	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	AB02724C09	2015年9月
大津ソーラー匿名組合事業	太陽光	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	A878005H43	2016年4月
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	バイオマス	再生可能エネルギー発電設備の認定	経済産業省	0649938B05	2016年5月

(注) 1 発電開始済の出資先についてのみ記載をしております。

2 太陽光発電及びバイオマス発電のFIT価格の適用期間はいずれも20年間です。

②開発プロセス一般

a. 土地の取得

一般的に、土地には権利及び地盤地質等に関し欠陥や瑕疵が存在している可能性があります。当社グループが再生可能エネルギー発電所に係る土地を購入又は賃借するに当たっては、原則として全所有者又は賃貸人から対象となる土地について欠陥や瑕疵が存在しないことにつき一定の表明及び保証を得ております。しかしながら、表明及び保証の対象となった事項が完全かつ正確でなかった、又は地権者等が知り得なかった事情により、後になって欠陥や瑕疵が判明する可能性があります。例として、土砂の流出、治水の変化又は土壌汚染等が発生し、近隣住民からの損害賠償、操業停止又はレピュテーションのリスクが発生する可能性があります。かかるリスクは所有者又は賃貸人による表明保証により補完できるとは限りません。更に、土地をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、当社グループが取得した権利が第三者の権利や行政法規等との関係で制限を受け、開発期間や規模が変動する可能性があります。これにより当社グループの事業の採算性が悪化する等、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、これらのリスクが発電所の運転開始後に生じた場合には、行政当局又は地域住民等から事業停止の要請等を受け、稼働発電所の一部撤去や操業停止を受け入れざるを得なくなる可能性があります。当該事業の継続にも影響を及ぼす可能性があります。

b. 許認可の取得及び発電所サイトにおける地域関係者等との合意

再生可能エネルギー発電所の開発に際しては、管轄省庁及び地方自治体が管轄する農地転用、林地開発、道路の占用等の複数の許認可取得が必要な場合があります。また、再生可能エネルギー事業は、発電所の立地する地域の自然環境資源を活用して行うものであり、許認可取得には地権者のみならず周辺地域住民の合意が必要となります。

当社グループにおいては、事前調査を通じて各種許認可取得に必要な措置を講じており、また地域社会及び地域環境に対する最大限の配慮の上で、法令や条例で定められた許認可や環境アセスメントの実施のみならず、事業実施地域における住民向けの各種説明会を通じて地域社会からの理解を得ながら事業化を進める方針としております。したがって、再生可能エネルギー発電所の開発に係る許認可の取得が不可能又は時間を要する場合、埋蔵文化財の発見等により追加調査や移築に時間が必要な場合、並びに地方自治体、地元住民及び環境団体等の関係者との合意形成が遅延或いは成されなかった場合等においては、当社グループが想定するスケジュールや規模にて事業化が行えない可能性があります。かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c. 環境アセスメント

1997年6月に制定された環境影響評価法（通称：環境アセスメント法）は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等13種類の事業において環境アセスメントの手続きを行うことを定めております。環境アセスメントにおいては、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」（大気環境、水環境及び土壌環境・その他の環境）、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」（植物、動物及び生態系）、「人と自然との豊かな触れ合い」（景観及び触れ合い活動の場）、「環境への負荷」（廃棄物等及び温室効果ガス等）の中から対象事業の性質に応じて適切な環境要素が選定され、事業者自らが調査・予測・評価を行ってまいります。当社グループの主要事業である再生可能エネルギー事業においては、一定規模以上の風力、地熱及びバイオマス発電所の建設に当たって、環境アセスメントの実施が義務付けられております。

また、都道府県又は自治体によっては、当該都道府県又は自治体の条例に基づき、一定規模以上の太陽光発電所の建設や環境影響評価法が定める基準より小さい開発規模の再生可能エネルギー発電所の建設に際して、環境アセスメントの実施が要請されることがあります。

当社グループにおいては、各発電所の事業化に当たって、当該地域における過去の環境アセスメント実施履歴の調査や自主調査等により環境アセスメントにおける必要対処項目の事前確認を行っております。しかしながら、事前調査では想定されていない必要対処項目が発生した場合や、環境アセスメントにかかる法令又は条例の改定が行われた場合には、事業化時期、各発電所の開発規模又は開発可否等に影響を及ぼし、又は環境アセスメントに要する費用が増加する可能性があります。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

d. 電力系統への接続及び電力供給

発電所から電力供給を行うに際しては、電力系統への接続が必要となります。電力系統へ接続するためには工事費負担金と呼ばれる費用負担が求められます。また通常、接続予定の電力系統に空容量がある場合は、接続地点までの送電設備を建設する費用が発生し、電力系統に空容量がない場合は、送電設備の建設費用に加え、電力系統の増強費用が追加で発生いたします。この増強費用は、当社グループ単独での負担、もしくは周辺地域で同じく事業を計画し、電力系統への接続を希望する他事業者との分担となる場合があります。

当社グループにおいては、事前に系統の空容量及び接続にかかる費用を確認し、計画的に電力系統への接続を確保する取り組みを行っておりますが、他事業者が先行して接続契約を結んだ場合には、当社グループは電力系統の容量が確保できない可能性があります。また、他事業者が事業継続を断念した結果、当社グループが当初想定していた以上に接続費用が上昇する可能性や、電力系統に接続をする上で入札が行われる場合（募集プロセス）においては、接続までに想定以上に時間を要する可能性があります。なお、操業後に電力供給先の送電網が深刻なトラブルに見舞われる場合があり、かかる場合には当該送電網に接続して電力供給を行うことが不可能又は困難となる場合があります。

また、送電線敷設用地を使用する際に、有効期間のある道路使用許可等の許認可が必要となる場合もあります。事業計画時に想定していなかった何らかの事情により、発電事業を継続している間に当該許認可が失効し、既存の送電線敷設用地が使用できなくなった場合には、電力供給が不可能又は困難となる可能性があります。

このような状況により当社グループが発電した電力を完全に売電できない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

e. 競合他社

当社グループが特定の事業候補地で事業開発を進めるにあたり、競合他社が当該候補地を確保することや公募案件で競合他社が採択される等により、当社グループの予定している開発が中止した場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

f. その他

上記a～eに記載しております、土地取得や許認可、系統連系等に係るリスク、またこれらの複数のリスクが同時に顕在化する場合、またその他、計画外・想定外的事象の発生により、当社グループの予定している開発が中止した場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③各種電源のリスク

a. 太陽光発電

1. 運転開始済みの太陽光発電所

当社グループにおいては、2016年12月31日現在、連結子会社6社及び関連会社1社による大規模太陽光発電所の運転を開始しております（合計発電容量約141MW、モジュールベース）。

太陽光発電における発電量は「日射量」に比例するところ、かかる日射量は当社グループによるコントロールが及ぶ事象ではありません。日射量の多い春季から秋季にかけての全国的な長期間の悪天候、新しい建物の建築や樹木の成長等による周辺環境の変化、また、降灰・粉じん・黄砂・ガス等による直達光・散乱光の減少等により、当社グループの大規模太陽光発電所が設置された地域における日射量が低下し、これにより当社グループの大規模太陽光発電における年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 建設中の太陽光発電所

当社グループにおいては「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 再生可能エネルギー開発・運営事業、(開発中の案件一覧 ①建設中案件)」に記載のとおり、本書提出日現在において共同事業による大規模太陽光発電所2箇所を建設工事中です。当社グループは、大規模太陽光発電所の建設に関して、EPC事業者(*4)との間で資材調達及び工事の諸条件を定めた契約を締結しております。当該契約は、原則として綿密な設計計画を作成した上で合意・締結された固定金額の工事請負契約(ランブサム契約)です。しかしながら、EPC事業者との契約範囲外の事由により、設計当初に想定しなかった追加工事が発生した場合や、天災等の事由により事業計画に遅延が生じた場合には、工事請負契約の金額が増加する可能性があります、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(*4) EPC事業者：

発電所建設において、Engineering(設計)、Procurement(調達)及びConstruction(建設)を含む一連の工程を請け負う事業者を指しております。

3. 認定取得済みの太陽光発電所

当社グループにおいては「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 再生可能エネルギー開発・運営事業、(開発中の案件一覧 ②推進中案件)及び(開発中の案件一覧 ③初期検討案件)」に記載のとおり、複数のプロジェクトについてFITに基づく設備認定を取得して、事業化に向けた取り組みを進めております。

発電所の着工に至るためには、地権者との交渉及び調整並びに関係省庁・自治体からの許認可の取得及び関係省庁・自治体への届出等が必要です。当社グループでは、推進中の案件に関して許認可の取得手続きや工事着手のための準備を行っておりますが、各案件の発電規模は大きいため、開発には一定の期間が必要となります。当社グループにおいて一定期間を過ぎても合理的な理由なく開発を進捗できず、管轄省庁の聴取に対して合理的な説明を行うことができない場合には、管轄省庁の判断にて既取得の設備認定が取り消される可能性があります。また、改正FIT法が2016年5月に可決され、2016年6月に公布されたことに伴い、2017年3月31日までに接続契約を締結できない場合には、設備認定を取り消され、事業計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、事業化の各段階における開発投資についてはSPC(*5)の設立以前から当社がSPCに対する立替金として資産計上しているため、何らかの事由により開発が中止となった場合には、当社グループは損失を計上することになり、当社グループの事業計画、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(*5) SPC：

特別目的会社(Special Purpose Company)のことを指しております。当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、またプロジェクトファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所毎にSPCを設立し、SPCは当該発電所を所有しております。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合に加え、SPC(営業者)を会社法上の合同会社(GK)として設立して商法上の匿名組合(TK)として営業者に出資を行う場合(TK-GKスキーム)があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税がされることが挙げられます。

b. バイオマス発電

1. バイオマス候補案件の開発

当社グループは、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 再生可能エネルギー開発・運営事業、(開発中の案件一覧 ③初期検討案件)」に記載のとおり、バイオマス発電の事業化に向けた検討を行っております。事業化の各段階における開発投資について、地方自治体との事業開発に係る協定書の締結や地権者との用地確保に係る協定書の締結等をもって、当社はSPCの設立以前から当社がSPCに対する立替金を資産計上した上で、これに対し事業化の成功確度を考慮した上で一定の引当金を計上することとしております。しかしながら、事業化を断念した場合には、未引当の開発費用が損失として計上されるため、当社グループの事業計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 燃料の調達と市況動向

当社は、秋田県秋田市において、東北地域で最大級となる出力20.5MWの木質バイオマス発電所の共同事業に出資者として参画しております。当社の参画するバイオマス発電所では、事業計画上、燃料として国内未利用木材（FIT適用単価32円/kWh適用）を重量ベースで約7割、輸入PKS（パーム椰子殻）材（同24円/kWh適用）を同約3割使用してまいります。

国内未利用材の調達については、秋田県内における複数の主要な木材生産業者との間で、長期間に亘り単価固定かつ安定的に調達できるものとする長期供給契約を締結しております。しかしながら、木材生産業者が国内未利用材の十分な生産及び供給を行えない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

輸入PKS材については、供給会社との間で複数年に亘る数量保証の供給契約を締結しております。しかしながら、供給会社の倒産等の不測の事態により発電所の当初運営計画に比べて十分な燃料材の調達が行えない場合、PKS価格、輸送運賃又は為替相場が変動した場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、PKS材の調達地であるインドネシア及びマレーシアにおける政情不安等が生じた場合や、将来当該国における政府がPKS材の輸出に関する規制を強化した場合には、当社グループのPKS材調達計画に影響を及ぼす可能性があります。

3. プラントの運転及びメンテナンス

当社の参画するバイオマス発電所では、運転について内製化しておりますが、メンテナンスについては一部外注しております。主設備であるボイラー等の運転に関し、事故や人的ミスが発生し、又は技術者の確保や技術の習得が適切に行えなかったこと等の不測の事態によりプラントの運転に支障が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c. 風力発電

1. 風力発電案件の開発

当社グループは、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 再生可能エネルギー開発・運営事業、（開発中の案件一覧 ③初期検討案件）」に記載のとおり、風力発電の事業化に向けた検討を行っております。

風力発電の事業化に際しては各種許認可の取得に加え、風況観測及び環境アセスメント（事業の規模や地域条例による）が必要となるため、開発段階において建設工事着工前から一定程度の先行的な投資が発生してまいります。当社グループでは、当該開発投資に対する補助金の活用や、事業パートナーとの共同事業化により、開発リスクの分散・低減を図るとともに、事業化の各段階における開発投資について、地方自治体との事業開発に係る協定書の締結や地権者との用地確保に係る協定書の締結等をもって、SPCの設立以前から当社がSPCに対する立替金として資産計上した上で、これに対し事業化の成功確度を考慮した上で一定の引当金を計上しております。しかしながら、風況観測若しくは環境アセスメントの結果等を受け事業化を断念した場合には、未引当の開発費用が損失として計上されるため、当社グループの事業計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 洋上風力発電所

日本を含むアジア地域において、洋上風力発電所の開発はまだ開始して間もなく、そのため発電設備等の組み立てや仮置きを行う港湾設備や、風車の敷設船舶等の設備開発・整備、又はメンテナンス体制の構築は発展途上にあります。また、事業周辺地域における関係者との合意形成についても、前例が少なく、時間をかけた十分な説明により理解を頂く必要があります。

当社グループは、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 再生可能エネルギー開発・運営事業、（開発中の案件一覧 ③初期検討案件）」に記載のとおり、風況ポールを設置し、洋上風力発電所の事業化に向けた検討を行っております。洋上風力の開発は先行投資段階にあり、当該先行投資の回収は超長期に亘るため、開発費の拠出は損益計算書上で費用認識されるため、当社グループの足元の業績を圧迫することになります。また、洋上風力発電に必要な社会インフラの整備が進まない場合や、事業周辺地域における関係者との合意形成が困難となり、又は時間を要する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響し、また、当社グループの中長期な成長戦略に影響を及ぼす可能性があります。

d. 地熱発電

地熱発電所の事業化に際しては、各種許認可の取得に加え、地中の資源量を把握するために地表調査、掘削調査、噴気試験といった各種調査を行ってまいります。調査結果を踏まえ、温泉資源を利用する利害関係者と共存できる持続可能な発電規模の見極めを図ることで、周辺地域関係者からの事業への同意取得を目指してまいります。一方、工事着工前の開発段階から一定程度の先行的な費用が発生いたします。また、地中における資源分布は、地表から完全に把握することが難しく、掘削において熱源を掘り外す可能性もあります。

当社グループは、地熱発電所について、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 再生可能エネルギー開発・運営事業、(開発中の案件一覧 ③初期検討案件)」に記載のとおり、事業化に向けた検討を行っております。具体的には熊本県南阿蘇村の地熱開発案件では2015年5月に地表調査の同意を取得しており、2015年11月にはJOGMEC（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）から助成金を取得の上、2015年11月～2016年2月にかけて地表調査を実施しました。2016年4月の地震以降は地域復興を支援しながら当該案件の開発を推進しております。また、北海道函館市恵山の地熱開発案件においては2015年6月にJOGMECから助成金を取得の上、2015年6月～2016年2月にかけて地表調査を実施しております。また、2016年10月にも掘削調査に向け同助成金を取得しました。なお、今後エネルギー政策や助成金制度等が変更になった場合には、当社グループの地熱発電の開発活動に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの事業、業績及び事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、綿密な調査結果分析及び当該開発費用に対する補助金の活用や、事業パートナーとの共同事業化により、開発リスクの分散・低減を図っておりますが、事業化の各段階における開発投資については、地方自治体との事業開発に係る協定書の締結や地権者との用地確保に係る協定書の締結等をもって、SPC設立以前から当社グループがSPCに対する立替金として資産計上した上で、これに対し事業化の成功確度を考慮した上で一定の引当金を計上しており、当社グループが地熱発電所の事業化を断念した場合等には、未引当の開発費用が損失計上されるため、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

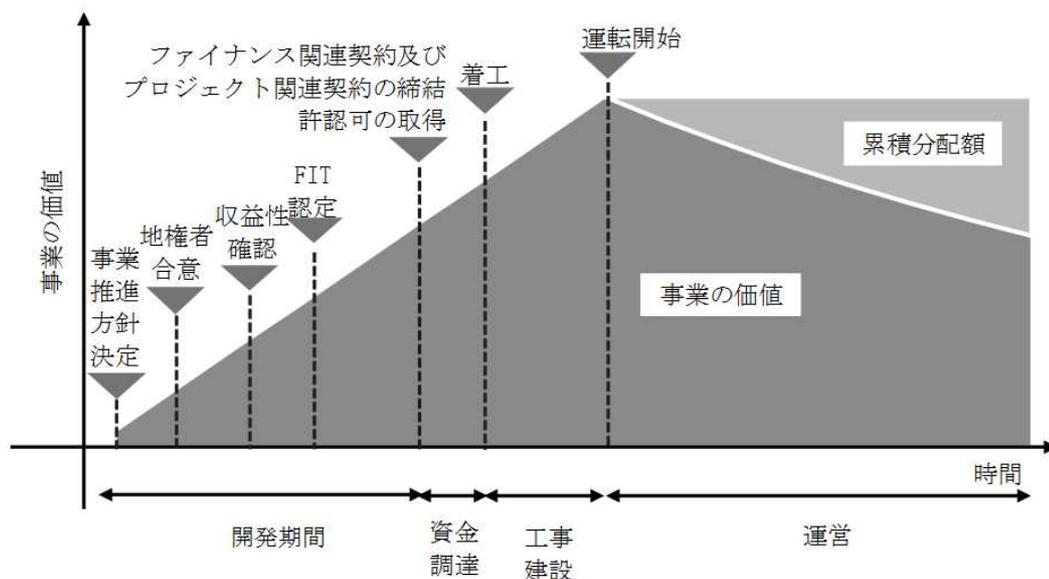
④再生可能エネルギー発電所の収益構造

再生可能エネルギー発電所の事業開発においては、地権者との開発合意、資源量の調査、各種許認可取得、ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約の締結、工事・建設といった段階を踏みます。

下記の図は、大規模太陽光発電開発を例にとり、開発マイルストーンの経過に伴い、再生可能エネルギー事業案件の事業価値が変化するイメージを図示したものです。運転開始の前段階においては、各マイルストーンを達成し、事業化の実現可能性が向上するに従い、事業価値が向上します。特に、融資団との間でファイナンス契約を締結し、着工に至って設備の建設が進む段階では、事業価値は急速に顕在化し、運転開始時において理論的には将来の予定獲得キャッシュの現在価値に達してまいります。

運転開始後の発電事業はFIT期間を通じて出資者に対する金銭の分配を行い、当該分配に伴って発電事業の価値はFIT期間を通じて減少してまいります。買取期間が満了しFITの適用外となった再生可能エネルギー発電事業においては、FITに依らない売電に事業性が認められた場合は一定の事業の価値が残存するところ、FIT期間満了後の事業性が認められない場合は当該事業の価値は残存しません。当社グループはかかる事業性判断において、FIT期間満了時における売電市場、卸電力取引所、地域、地権者及び事業関係者との状況等を踏まえた検討を行う方針です。なお、当社グループの再生可能エネルギー発電所はFIT期間満了後に事業継続判断が成されない場合に備え、設備撤去費用をFIT期間中に積み立てております。

(再生可能エネルギー発電所の事業価値向上イメージ)

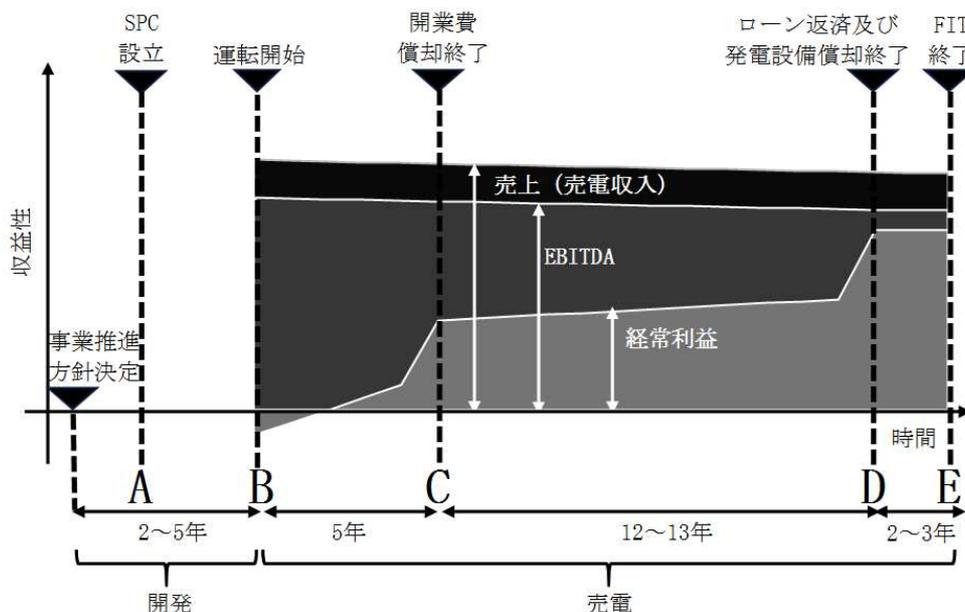


下記の図は、最近の大規模太陽光発電開発の計画に基づき、FIT期間における再生可能エネルギー発電所の売上高、EBITDA（経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋電力負担金償却＋のれん償却額＋開業費償却）、経常利益の推移イメージを図示したものです。当該期間においては、全発電量につき固定価格による売電契約を締結していることから、予見性の高い売上高を見込むことが可能です。売上高水準が漸減しているのは、時間経過に伴う設備発電効率の低下（主にパネルの劣化）に起因しております。なお、パネルの劣化率の水準は、メーカーによる保証を受

けていることから、比較的高い予見性があるものと考えられます。また、費用項目に関しては、償却年数の定まった償却性費用及び金利が固定化され返済スケジュールの定まった支払金利が主要項目であり、経常利益に支払金利と償却費を加算したEBITDA水準は、FIT適用期間を通じて比較的安定しております。

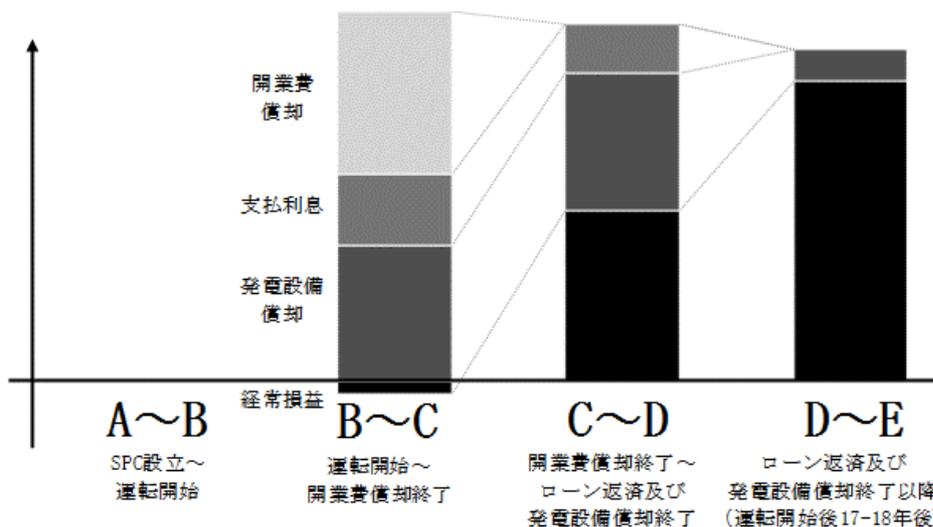
なお、FIT期間満了後の事業性が認められる場合の売電収入、EBITDA及び経常利益は、売電市場の状況、新規設備導入の状況及び土地賃料の水準等により変動します。

(再生可能エネルギー事業 (SPC) の売上高、EBITDA及び経常利益の推移イメージ (大規模太陽光発電を想定))



当社グループにおける再生可能エネルギー発電所を所有するSPCでは、発電主要設備に係る減価償却費（主な償却期間約17年）を計上しておりますが、開業までに要した費用についても「開業費」として5年間で償却しております。下記の図で示すとおり、事業化開始のための先行投資が発生し（時点A）、SPC設立後に発生する費用は開業費に振り分け運転開始後に償却を開始しております（時点B）。そのため、開業から5年間（時点B～C）は開業費の償却負担が相応に大きく、事業によっては経常損益段階で損失が計上される場合があります。運転開始5年後以降（地点C～）においては、開業費償却負担が終了し、負債元本の返済により支払利息負担も減少してまいります。運転開始後17年後以降（地点D～E）においては、主要発電設備の減価償却も終了します。なお、この間、経常利益は上記の影響を受けにより変動するところ、EBITDAはこれらの影響を受けずば一定の水準で推移いたします。

(各時点でのEBITDA内訳イメージ)



当社グループにおいては、入手可能な情報のうち適切と考える様々な前提条件を用いて各再生可能エネルギー発電所の事業計画を作成しておりますが、当社グループの実際の業績は事業計画と異なる場合があります。

⑤開発プロセスの進捗に伴う事業開発報酬

当社グループにおける再生可能エネルギー発電所の事業開発においては、発電所が運転を開始するまでに、地権者との協定書締結、各種許認可取得、ファイナンスの組成、建設管理といった各段階における取り組みがあります。当社は、社外の出資者と共同事業として再生可能エネルギー発電所を所有するSPCに対して、再生可能エネルギー発電所設立に係る重要な許認可の取得、土地確保及びファイナンス関連契約の締結に係る開発支援業務を提供しており、開発支援に係る役務の提供完了をもって、SPCから事業開発報酬を受領しております。事業開発報酬の水準はSPCの行う事業の規模に概ね比例しており、1件当たり数億円から十数億円規模となる場合があります。事業開発報酬の計上金額は、各事業年度における新規発電所に係る開発支援業務完了の有無又はその規模・件数により変動し、そのため「再生可能エネルギー開発・運営事業」は開発報酬の計上の時期により売上高及び利益は増減する傾向にあります。

当社は開発段階におけるSPCに対する持分を持つ分法適用水準としているため、当該事業開発報酬は当社の未実現利益を控除した金額を、当社の連結売上高に計上します。事業開発報酬を計上したものの、事業開発報酬を受領する前に何らかの事由により開発が中止された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが推進する再生可能エネルギー発電所の開発スケジュールの遅延が生じた場合には、事業開発報酬の計上時期も遅延することとなり、当該連結会計年度における当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥過年度の業績について

当社グループの主要な連結経営指標等の推移は下記のとおりです。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2014年5月期	2015年5月期	2016年5月期	2017年5月期 第2四半期 連結累計期間
売上高 (千円)	4,256,577	5,539,928	8,556,254	5,628,124
EBITDA (千円)	1,072,594	1,725,449	4,078,231	3,700,705
経常利益 (千円)	610,092	712,933	1,307,972	1,997,936
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純利益 (千円)	274,809	433,568	305,678	2,223,939

(注) 第16期及び第17期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。また、第18期第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

第15期の連結計算書類については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりませんが、会社法第444条第4項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

当社グループは2016年5月期に従来の案件に比して大規模な軽米西ソーラーの開発支援業務の役務提供完了に伴い事業開発報酬を計上しており、また2017年5月期の第2四半期連結累計期間には総事業費にして当社グループの過去最大案件である軽米東ソーラーに係る過去最大の事業開発報酬を計上しております。このため、2016年5月期及び2017年5月期第2四半期連結累計期間における「再生可能エネルギー開発・運営事業」の売上高と利益は過年度と比較して増加しております。当社は本書提出日現在においてバイオマス及び風力発電所を含む再生可能エネルギー発電所の事業性評価を複数件進めており、順次2018年5月期以降の成立を目指しております。なお、これらは初期検討案件の段階にあり、今後の調査検討等に伴い案件が遅延又は中止となる場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該業務の提供を受けたSPCにおいては事業開発報酬と同額が開業費として計上され、運転開始後5年間で償却されます。当社グループが中長期的に利益成長するためには開業費償却が終了したプロジェクトの積み上がりが必要となるところ、稼働後5年が経過し開業費償却が終了するプロジェクトは2019年5月期の水郷潮来ソーラーまで予定されておられません。また、当社グループは新規のプロジェクトの開発にむけた先行的な支出を行うため、当面は先行的な支出や開業費償却が当社グループの利益水準を圧迫する傾向にあります。

以上より、今後の当社グループの利益水準は開発支援業務を提供するプロジェクトの規模やそれに係る事業開発報酬の計上時期に大きく影響を受けることとなります。今後の当社グループの業績や成長性の判断においては過年

度の業績及び短期的な業績見通しのみならず、開発中のプロジェクトの進捗状況、運転中のプロジェクトの発電状況や開業費償却時期等の経営情報を総合的に検討する必要があります。

なお、当社は2016年7月に当社グループの「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。当該株式譲渡の結果、2016年8月以降の期間においては、「プラスチックリサイクル事業」の業績（*6）は当社グループの業績に現れません。また、当該株式譲渡に伴い、2017年5月期第2四半期連結累計期間において関係会社株式売却益として2,350百万円の特別利益を計上しております。

（*6）プラスチックリサイクル事業の業績

2015年5月期における「プラスチックリサイクル事業」セグメントの売上高は4,216百万円、EBITDAは1,008百万円でありました。2016年5月期における同セグメントの売上高は3,575百万円、EBITDAは854百万円でありました。2017年5月期第2四半期連結累計期間における同セグメントの売上高は1,140百万円、EBITDAは246百万円でありました。

⑦業績の季節変動

一般的に太陽光や風力といった自然由来の再生可能エネルギーを活用する電源は、日々の天候変化に加えて、季節に応じた発電量の変動があります。太陽光においては日射量の多い春季から秋季、風力においては低気圧が優位な冬季に発電量が多い傾向があります。当社グループは現在のところ他の電源に比較し大規模太陽光発電の事業化が先行しているため、当社グループの業績にも季節による偏りが生じる可能性があります。

⑧開発出資プロセス及び管理

再生可能エネルギー開発出資から発生する損失の予防・抑制を目的として、当社グループは開発出資案件の審議における厳格なスクリーニング、撤退判断及び出資後の事後管理について各々基準を設け、管理を行っております。新規事業投資案件のスクリーニングでは、FIT期間におけるキャッシュ・フロー計画を含めた事業計画を精査し事業性を厳格に評価すると共に、内部収益率（IRR）のハードルを設定し、リスクに見合った収益が得られる案件を選別できる仕組みを整えております。

既に実行済みの開発出資案件については、各案件における課題を早期に発見し、適切な措置を講じることで損失を極小化するために、予実管理の徹底及び定期的に事業性を評価するモニタリング体制を構築しております。

このように、新規事業投資実行時のスクリーニングの仕組み及び案件の事後管理に係る手続きを整備しておりますが、期待どおりの収益を獲得できない場合や、計画どおりに事業を行うことができない場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（2）ファイナンスに関する事項

①有利子負債への依存

当社グループは、運転資金や設備投資資金について金融機関から借入れを行っております。2017年5月期第2四半期連結会計期間末時点の連結有利子負債残高及び純有利子負債は34,980百万円及び23,699百万円であり、純有利子負債及び純資産の合計額における純有利子負債依存度（純負債総資本比率）は約77%です。新規及び借り換え時の資金調達において金融機関との折衝が滞り資金の調達に支障が生じた場合には、当社グループの事業、業績、財政状態や事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループにおける有利子負債の多くには財務制限条項が付されており、これら財務制限条項に抵触した場合には当社グループの事業、業績、財政状態や事業計画に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループにおける有利子負債のほぼ全てが固定金利にて調達されているため、借入期間中における市場金利の変動による金利負担の増加は想定されないものの、市場金利が上昇した場合、今後建設及び開発を行う新規発電所における負債の調達コストが増大するため、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②各発電所SPCに対する出資持分について

当社は、限られた資金制約のなかで、今後開発が見込まれている再生可能エネルギー発電所の案件に対して、機会を逃さず、また早期に事業化するために、開発段階においては投資資金の配分を分散化させることを指向しております。そのため、現状、案件成立初期時点における当社の事業SPCへの出資比率については、財務戦略上の観点から持分法適用水準としております。併せて、各太陽光発電所を開発運営するSPCへの出資比率については、共同出資者との出資者間合意の定めにより、一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買い取る権利（コール・オプション）を有し、また、他共同出資者がその出資持分を当社に売り渡す権利（プット・オプション）を有している場合があります。

当社グループは、多数の開発案件に投資するために案件ごとの初期の出資時には投資額を抑制しつつ、当該コール・オプションの行使により将来的に各発電事業への出資比率を引き上げる方針です。しかしながら、当社グループにおける資金制約等により、共同出資者からの出資持分の買い増しが遅れる場合には、再生可能エネルギー事業における収益への貢献も限定的となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業計画に上予定された時期以外の時期に、他の共同出資者がプット・オプションを行使し、当社グループが出資持分を買い取る義務が生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、共同出資者とオプション契約を締結していない場合においても、共同出資者との合意が得られた場合には、当社は再生可能エネルギー発電所の持分を追加取得する可能性があり、かかる場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、オプションの行使等により出資持分を追加取得し、対象となるSPCを連結化した場合、追加取得価額の水準に応じて段階取得に係る差損益及びのれんが計上されます。

③関係会社におけるスポンサーサポート

当社グループにおいて発電事業を運営するSPCである連結子会社及び関連会社各社は、発電所建設に際して、融資団からの資金調達（借入金）を行います。当該借入金のファイナンス関連契約は、リミテッドリコース又はノンリコースの仕組みに基づいており（第5 経理の状況における「ノンリコース長期借入金」）、SPCと当社の間において一定の倒産隔離スキームが構築されております。しかしながら、SPCの業績悪化等、一定の条件が発生した場合には融資関連契約に従い、当社を含むSPCへの出資者はSPCに対するスポンサーサポート義務を負う場合があります。国内において太陽光発電所に関してはプロジェクトファイナンスの組成実績が豊富であるため、一般的に融資関連契約に規定されるスポンサーサポートは他の再生可能エネルギー電源に比べると限定的となる傾向にあります。一方で、継続的な燃料材の供給と運営が必要なバイオマス発電や風車のメンテナンスが必要となる風力発電の場合には、融資団はSPCへの出資者からより多くのスポンサーサポートを求める傾向にあります。

当社グループの太陽光発電所を運営するSPC各社において、不測の事態により発電を行うことができない場合や、想定以上の悪天候が複数年連続した場合等、これらの要因により工事費の計画超過又は財務制限条項の指標の悪化等融資関連契約に定められた事象に該当したときは、当社は当社の連結子会社又は関連会社である発電事業者の出資者として、一定の限度額内において劣後貸付又は株式での追加出資の義務を負う場合があります。また、当社が出資する太陽光発電以外のSPCにおいては、不測の事態により収益性が計画を大きく下回った場合等においては、当社による追加出資が必要となる場合があります。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外事業展開に関するリスク

①カントリーリスク

当社グループは、各国・地域の再生可能エネルギー導入政策、法規制又はマクロ経済環境の状況を見極めた上で海外地域での事業化に取り組む方針を採用しております。しかし、これらの国・地域での事業展開においては、政治・経済・社会情勢・文化・宗教・慣習、テロ等の様々要因に起因して生じる予期せぬ事態、各種法令・規制の変更等による国家収用・送金停止・関税その他の課税のほか、カントリーリスクが存在します。このようなリスクが顕在化した場合には、事業遂行の遅延・不能等が生じる可能性があり、当社グループの事業計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②為替リスク

当社グループにおいては、バイオマス発電事業における輸入燃料の購入を行っており、また、海外における事業開発のために海外子会社設立を行っているため、為替相場の変動により当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

(4) その他のリスク

①自然災害・火災・事故

当社グループの本社機能は東京にあります。また、全国に複数の運転中又は建設中の発電所があります。大規模な台風、地震、火山の噴火、津波、洪水、地滑り、豪雨、大雪等の自然災害又は異常気象のほか、戦争、テロリズム、武装紛争等の人的災害、送電障害等の主要な社会的インフラ障害等が発生した場合には、発電所等の設備の大規模な修繕が必要となり、又は当社グループの事業運営が継続できない又は重大な支障を生じる可能性があります。また、重大な労働災害又は設備事故等が発生した場合にも、発電所の操業に支障が生じ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②各種環境関連法令の施行・改正

当社グループの事業領域は、各事業の法的規制において記載した法令以外にも、環境関連法規の施行・改正の影響を受けております。今後、法令の施行・改正により市場環境が変化した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③個人情報や機密情報の管理

当社グループの事業においては、個人情報や取引先の機密情報を取り扱っており、それらの情報の管理や、セキュリティ管理は重要な事項です。このため、当社グループでは、情報を保管している部屋への入退室管理、情報・ネットワーク機器のセキュリティ対策、従業員を対象とした教育等情報管理の強化・徹底を図っております。また、外部の委託先についても、守秘義務契約を締結し、機密情報の漏洩を防ぐべく、情報の管理を行っております。このような取り組みにもかかわらず、当社グループの取扱う個人情報や取引先の機密情報につき、情報漏洩、紛失、破壊等の事態が発生した場合には、顧客等からの損害賠償請求や信用失墜等につながり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④知的財産権

当社グループにおいて他者の知的財産権その他の権利を侵害する結果となった場合には、損害賠償請求や信用失墜等につながり、当社グループの事業計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤人材の採用・育成・維持

当社グループは、新しい事業分野に進出し、事業規模を拡大していくために、高度な専門性、独自性、創造性を持つ多様な人材を採用・育成・維持することが極めて重要であると考えております。そのために、戦略的な人材採用活動の実施、人材開発プログラムの実施、育児支援制度をはじめとする福利厚生の実施等により、優秀な人材を発見して採用・育成し、従業員にとって働きやすい労働環境と就業環境を確保することに努めております。このような取り組みに関わらず、労働市場における人材流動性の高まり又は当社グループの魅力低下等の理由により、新卒及び中途での人材の採用が困難になった場合や多くの人材流出が生じた等の場合には、将来、当社グループが求める前述の人材を十分に確保できない可能性があります。このような場合には、当社グループの将来的な事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

⑥保有資産及びSPC出資持分の減損

当社グループは、再生可能エネルギー発電所等に係る有形固定資産及びのれん等の無形固定資産を所有しております。当社グループは、連結子会社又は関連会社の収益性の低下により各関係会社の簿価を回収できない場合、当該事業にかかる資産について減損処理を行うことがあります。また、のれん等の経済価値及び株式の市場価値が下落した場合、当該のれん等について減損処理を行うことがあり、当社グループの財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は原則として再生可能エネルギー発電所の開発に際してプロジェクト関連契約や融資関連契約の締結確度が高まった段階においてSPCに出資を行いますが、先行してSPCに出資を行い、その後に事業化を断念した場合等においては当該出資に係る減損処理を行うことがあり、このような場合には当社グループの財務状況及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦訴訟

当社は、コンプライアンスを重視し、取引先との紛争の未然防止に努めておりますが、何らかの理由によりトラブルが生じた場合には、当社が訴訟等の対象となる可能性があります。なお、本書提出日現在、過去に共同事業の検討を行っていた企業より、同社が共同事業への参画を行えなかったことに伴う収益機会を逸失したとして、損害賠償請求訴訟（請求金額250百万円）が提起されております。当社は、事業化検討過程における同社との協議は、適法かつ常識的な商慣習に則り行われたもので、当該請求には理由がないものと考えており、裁判上で争う方針ですが、当該訴訟及びその他訴訟等により、損害賠償責任等が発生した場合には、当社グループの事業計画及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧プラスチックリサイクル事業子会社の株式譲渡契約に含まれる補償条項

当社は、2016年7月末に、「プラスチックリサイクル事業」に含まれていた株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉につき、当社が所有する全株式を譲渡することを約した株式譲渡契約を、ヴェオリア・ジャパン株式会社との間で締結し、2016年8月末日までに全株式の譲渡を実施しました。当該株式譲渡契約において、当社が株式譲渡契約に規定される重大な義務違反又は重大な表明保証違反を行った場合には、当社は、買い手のヴェオリア・ジャパン株式会社に対して、一定の期間、一定の金額を上限とした補償を行う旨規定されています。当該補償条項は、同種の株式譲渡取引において一般に規定される内容と概ね相違ありませんが、何ら

かの理由により当社による重要な義務違反又は重要な表明保証違反を認定された場合には、当社からヴェオリア・ジャパン株式会社への補償金の支払義務が生じ、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループは、当該補償条項の発動に備えた引当金を計上しておりません。

⑨株式保有

当社の株式を保有している大株主の中で、これら株主の状況変化等で、当社株式の保有削減を告知しないで大量に市場売却に出した場合には、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。なお、本書提出日現在における当社の発行済株式総数は17,551,600株であり、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタル等が組成した投資事業組合(以下「ベンチャーキャピタル等」という。)が保有している株式は、発行済株式総数の2割超です。このベンチャーキャピタル等が保有する株式は、当社の株式公開日以降、キャピタルゲインを目的に市場で売却される可能性があります。そのような場合、短期的に株式の需給バランスの変動が生じる可能性があり、当社の株価に一時的な影響を及ぼす恐れがあります。

⑩潜在株式

当社グループは、役員及び従業員へのインセンティブ付与を目的として、新株予約権(以下「ストック・オプション」という。)を付与しており、2016年12月31日現在において発行済株式総数に対して9.58%の潜在株式が存在します。このストックオプションが行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、ストックオプションの行使により発行された当社普通株式が株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。なお、2016年12月31日現在において権利行使可能な潜在株式はありません。

⑪配当政策

再生可能エネルギー事業においては大規模な事業投資が必要なことから、当社では財務体質の強化を重要課題の一つとして位置づけております。

当社は、これまで配当は実施しておりません。また、当面の間は内部留保の充実を図り、剰余金を再生可能エネルギー事業の拡大のための投資に活用していくことが、株式価値の増大に資すると考えております。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針です。しかしながら、現時点において配当実施の可否及びその実施時期等については未定です。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間 (注) 2
㈱水郷潮来ソーラー (連結子会社)	東京電力㈱ (注) 1	再生可能エネルギー電 気の調達及び供給並び に接続等に関する契約	売電に関する契約	2014年1月31日から 2034年1月30日
㈱水郷潮来ソーラー (連結子会社)	ミツロコグリーン エネルギー㈱	電力受給契約書	売電に関する契約	2014年5月20日から 2015年3月31日 以後1年ごとの自動 更新
㈱富津ソーラー (連結子会社)	東京電力㈱ (注) 1	再生可能エネルギー電 気の調達及び供給並び に接続等に関する契約	売電に関する契約	2014年7月1日から 2034年6月30日
㈱富津ソーラー (連結子会社)	ミツロコグリーン エネルギー㈱	電力受給契約書	売電に関する契約	2014年8月1日から 2015年7月31日 以後1年ごとの自動 更新
㈱菊川石山ソーラー (連結子会社)	中部電力㈱	再生可能エネルギー電 気の調達及び供給並び に接続等に関する契約	売電に関する契約	2015年2月1日から 2035年1月31日
㈱菊川石山ソーラー (連結子会社)	ミツロコグリーン エネルギー㈱	電力受給契約書	売電に関する契約	2015年7月1日から 2016年6月30日 以後1年ごとの自動 更新
㈱菊川堀之内谷ソー ラー (連結子会社)	中部電力㈱	再生可能エネルギー電 気の調達及び供給並び に接続等に関する契約	売電に関する契約	2015年2月1日から 2035年1月31日
㈱菊川堀之内谷ソー ラー (連結子会社)	ミツロコグリーン エネルギー㈱	電力受給契約書	売電に関する契約	2015年7月1日から 2016年6月30日 以後1年ごとの自動 更新
九重ソーラー匿名組 合事業 (連結子会社)	九州電力㈱	再生可能エネルギー電 気の調達及び供給並び に接続等に関する契約	売電に関する契約	2015年5月1日から 2035年4月30日
九重ソーラー匿名組 合事業 (連結子会社)	ミツロコグリーン エネルギー㈱	電力受給契約書	売電に関する契約	2016年4月1日から 2017年3月31日 以後1年ごとの自動 更新
那須塩原ソーラー匿 名組合事業 (連結子会社)	東京電力㈱ (注) 1	再生可能エネルギー電 気の調達及び供給並び に接続等に関する契約	売電に関する契約	2015年9月1日から 2035年8月31日
那須塩原ソーラー匿 名組合事業 (連結子会社)	ミツロコグリーン エネルギー㈱	電力受給契約書	売電に関する契約	2016年4月1日から 2017年3月31日 以後1年ごとの自動 更新
大津ソーラー匿名組 合事業 (持分法適用関連会 社)	九州電力㈱	再生可能エネルギー電 気の調達及び供給並び に接続等に関する契約	売電に関する契約	2016年4月1日から 2036年3月31日

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間 (注) 2
大津ソーラー匿名組合事業 (持分法適用関連会社)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	電力受給契約書	売電に関する契約	2016年4月1日から 2017年3月31日 以後1年ごとの自動更新
ユナイテッドリニューアブルエナジー(株) (持分法適用関連会社)	東北電力(株)	再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約	売電に関する契約	2016年5月2日から 2036年5月1日
ユナイテッドリニューアブルエナジー(株) (持分法適用関連会社)	ミツウロコグリーンエネルギー(株)	電力受給契約書	売電に関する契約	2016年6月28日から 2026年6月27日 以後1年ごとの自動更新
軽米西ソーラー匿名組合事業 (持分法適用関連会社)	東北電力(株)	再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約	売電に関する契約	2019年7月1日から 2039年6月30日
軽米東ソーラー匿名組合事業 (持分法適用関連会社)	東北電力(株)	再生可能エネルギー電気の調達及び供給並びに接続等に関する契約	売電に関する契約	2019年12月1日から 2039年11月30日
(株)レノバ (当社)	ヴェオリア・ジャパン(株)	株式譲渡契約書	(株)エコスファクトリーの株式譲渡に関する契約書	2016年7月29日から 2016年8月30日
(株)レノバ (当社)	ヴェオリア・ジャパン(株)	株式譲渡契約書	(株)日泉の株式譲渡に関する契約書	2016年7月29日から 2016年8月30日
(株)レノバ (当社)	ヴェオリア・ジャパン(株)	株式譲渡契約書	(株)グリーンループの株式譲渡に関する契約書	2016年7月29日から 2016年8月31日
(株)レノバ (当社)	住友林業(株)	業務提携に関する覚書	再生可能エネルギー事業における事業開発の業務提携	2016年5月24日から 2019年5月23日 以後3年の自動更新
(株)レノバ (当社)	ユナイテッド計画(株)	バイオマス発電事業に関する包括提携協定書	バイオマス事業における事業開発の業務提携	2016年10月6日から 2018年10月5日 以後1年ごとの自動更新

- (注) 1. 東京電力株式会社は、2016年4月1日をもって、ホールディングカンパニー制へ移行しました。2016年4月1日以降の契約相手は、東京電力エナジーパートナー株式会社となります。
2. 契約内容に「売電に関する契約」と記載されている契約につきましては、電力受給期間を契約期間として記載しております。

6 【研究開発活動】

該当する事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第17期連結会計年度及び第18期第2四半期連結累計期間の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりです。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者の判断に基づく会計方針の選択と適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となりますが、その判断及び見積りに関しては連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しております。しかしながら、実際の結果は、見積り特有の不確実性を伴うことから、これら見積りと異なる可能性があります。

なお、再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、減価償却費等の償却費の費用に占める割合が大きくなる傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大化を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、当社グループでは業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視しております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第17期連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ7,058百万円増加し、14,516百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加5,825百万円、受取手形及び売掛金の増加358百万円によるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末に比べ16,499百万円増加し、36,108百万円となりました。主な要因は、有形固定資産の増加16,001百万円及び無形固定資産の増加486百万円によるものです。

(繰延資産)

当連結会計年度末の繰延資産は、前連結会計年度末に比べ86百万円増加し、988百万円となりました。要因は、再生可能エネルギー発電事業を営む連結子会社における開業費の増加です。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べ3,099百万円増加し、7,760百万円となりました。主な要因は、短期借入金の増加773百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加200百万円、1年内返済予定のノンリコース長期借入金の増加1,416百万円によるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末に比べ18,907百万円増加し、38,717百万円となりました。主な要因は、長期借入金の増加880百万円、ノンリコース長期借入金の増加15,027百万円、資産除去債務の増加1,506百万円によるものです。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,637百万円増加し、5,134百万円となりました。主な要因は、第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加940百万円、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加305百万円、非支配株主持分の増加339百万円によるものです。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2016年6月1日 至 2016年11月30日）

(流動資産)

当第2四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べ668百万円増加し、15,185百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金が884百万円、現金及び預金が811百万円増加したことによるものです。

(固定資産)

当第2四半期連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末に比べ3,096百万円減少し、33,011百万円となりました。主な要因は、「プラスチックリサイクル事業」を営む連結子会社3社の売却等により有形固定資産が3,304百万円減少したことなどによるものです。

(繰延資産)

当第2四半期連結会計期間末の繰延資産は、前連結会計年度末に比べ128百万円減少し、859百万円となりました。これは開業費償却128百万円の計上によるものです。

(流動負債)

当第2四半期連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べ975百万円減少し、6,785百万円となりました。主な要因は、返済等により短期借入金が1,235百万円、1年内返済予定のノンリコース長期借入金が952百万円減少した一方、未払法人税等が746百万円増加したことによるものです。

(固定負債)

当第2四半期連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末に比べ3,446百万円減少し、35,271百万円となりました。主な要因は、「プラスチックリサイクル事業」を営む連結子会社3社の株式の売却等により長期借入金が2,385百万円減少し、返済によりノンリコース長期借入金が1,110百万円減少したことなどによるものです。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,864百万円増加し、6,999百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益等により利益剰余金が2,259百万円増加したものの、那須塩原ソーラー匿名組合事業及び株式会社水郷潮来ソーラーの持分を買い増したこと等により非支配株主持分が366百万円減少したことなどによるものです。

(3) 経営成績の分析

第17期連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ3,016百万円増加し、8,556百万円(前連結会計年度比54.4%増)となりました。これは主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものです。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べ1,891百万円増加し、3,718百万円(前連結会計年度比103.5%増)となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものですが、「再生可能エネルギー発電事業」の利益率は当社グループ平均の利益率よりも高めであるため、前連結会計年度比の増加率は、売上高における同増加率に比べ大きな増加となっております。

(EBITDA)

当連結会計年度のEBITDA(経常利益+純支払利息+減価償却費+電力負担金償却+のれん償却額+開業費償却)は、前連結会計年度に比べ2,352百万円増加し、4,078百万円(前連結会計年度比136.4%増)となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものですが、「再生可能エネルギー発電事業」の利益率は当社グループ平均の利益率よりも高めであるため、前連結会計年度比の増加率は、売上高における同増加率に比べ大きな増加となっております。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ1,512百万円増加し2,105百万円(前連結会計年度比255.2%増)となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものですが、「再生可能エネルギー発電事業」の利益率は当社グループ平均の利益率よりも高めであるため、前連結会計年度比の増加率は、売上高における同増加率に比べ大きな増加となっております。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ595百万円増加し1,307百万円(前連結会計年度比83.5%増)となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものですが、「再生可能エネルギー発電事業」の利益率は当社グループ平均の利益率よりも高めであるため、前連結会計年度比の増加率は、売上高における同増加率に比べ大きな増加となっております。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ127百万円減少し305百万円(前連結会計年度比29.5%減)となりました。これは、主に法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益の増加によるものです。

第18期第2四半期連結累計期間(自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)

(売上高)

当第2四半期連結累計期間の売上高は5,628百万円となりました。これは主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものです。

(売上総利益)

当第2四半期連結累計期間の売上総利益は3,290百万円となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものです。

(EBITDA)

当第2四半期連結累計期間のEBITDA（経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋電力負担金償却＋のれん償却額＋開業費償却）は3,700百万円となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものです。

(営業利益)

当第2四半期連結累計期間の営業利益は2,458百万円となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものです。

(経常利益)

当第2四半期連結累計期間の経常利益は1,997百万円となりました。主な要因は売上高の増加要因同様、主に「再生可能エネルギー発電事業」における売電の増加によるものです。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第2四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は2,223百万円となりました。これは、主に関係会社株式売却益2,350百万円、投資有価証券評価損544百万円及び法人税等1,097百万円の計上に加え、上記売上高の増加要因によるものです。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営に重要な影響を与える要因としましては、景気、法的規則等の経済状況の変動等様々な要因が挙げられ、詳細につきましては「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの事業領域は、この数年において「プラスチックリサイクル事業」から「再生可能エネルギー発電事業」及び「再生可能エネルギー開発・運営事業」へと経営資源を大幅にシフトしてまいりました。

当社グループでは大規模太陽光発電以外の再生可能エネルギー電源開発への展開も企図しており、バイオマス発電及び陸上風力発電を当面の注力領域と位置付け、経営資源を集中的に投下して開発を行っております。そのために、①新規の再生可能エネルギー発電案件の開拓、②再生可能エネルギー発電所の確実な開発、③既存発電所による安定的キャッシュ・フローの創出を一層推進するための体制や制度の構築等を推し進めてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針

当社グループは、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」というミッション／経営理念を掲げ、再生可能エネルギー発電所を全国で開発し、長期間に亘って全国で運営してまいります。そのためには、法令や条例で定められた許認可や環境アセスメントの実施のみならず、地域社会との対話や貢献、地域環境への配慮を重視しながら開発を進めていくことが肝要であり、さらに、発電所のある各地域に根ざし、地域社会との共生・共創を柱とした発電所の運営が不可欠であると考えております。

その他詳細につきましては「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第17期連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は7,603百万円です。セグメントごとの設備投資について示すと、その主なものは次のとおりです。

(1) 再生可能エネルギー発電事業

当連結会計年度の主な設備投資は、太陽光発電所への投資を中心とする総額6,750百万円の投資を実施いたしました。

(2) 再生可能エネルギー開発・運営事業

当連結会計年度の主な設備投資は、車両運搬具やパソコン等への投資を中心とする総額36百万円の投資を実施いたしました。

(3) プラスチックリサイクル事業

当連結会計年度の主な設備投資は、プラスチックリサイクル製品製造設備への投資を中心とする総額817百万円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2016年6月1日 至 2016年11月30日）

第1四半期連結会計期間において、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社である株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉について、当社が保有する全株式を譲渡し、「プラスチックリサイクル事業」を分離いたしました。当該株式譲渡に伴い、3,116百万円の固定資産が減少しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2016年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都 千代田区)	—	業務設備	19,657	15,340	14,858	19,003	68,860	54 (17)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主にソフトウェア等の無形固定資産です。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員等契約期間の定めのある者を含む)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

4. 上記のほか、主要な貸借資産として以下のものがあります。

(賃貸設備)

2016年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	—	業務設備 (賃借)	645.06	57,976

(2) 国内子会社

2016年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び構 築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	建設仮勘定 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
㈱水郷潮来ソーラー	本社 (茨城県潮来市)	再生可能エ ネルギー発 電事業	発電設備	91,275	3,022,714	— (—)	—	7,972	3,121,962	— (—)
㈱富津ソーラー	本社 (千葉県富津市)	再生可能エ ネルギー発 電事業	発電設備	52,788	9,200,922	1,128,576 (310,560.21)	—	718	10,383,005	— (—)
㈱菊川石山ソーラー	本社 (静岡県菊川市)	再生可能エ ネルギー発 電事業	発電設備	454,443	1,875,394	— (—)	—	19,709	2,349,547	— (—)
㈱菊川堀之内 谷ソーラー	本社 (静岡県菊川市)	再生可能エ ネルギー発 電事業	発電設備	339,294	1,519,894	— (—)	—	16,457	1,875,646	— (—)
九重ソーラー 匿名組合事業	本社 (大分県玖珠郡 九重町)	再生可能エ ネルギー発 電事業	発電設備	794,608	5,522,113	— (—)	—	269,135	6,585,857	— (—)
那須塩原ソー ラー匿名組合 事業	本社 (栃木県那須塩 原市)	再生可能エ ネルギー発 電事業	発電設備	600,679	5,142,609	322,203 (139,635.00)	—	331,878	6,397,371	— (—)
㈱エコスファ クトリー	本社 (埼玉県本庄市)	プラスチッ クリサイク ル事業	本社・生産 設備	533,506	413,504	146,280 (9,846.86)	—	6,723	1,100,014	28 (30)
㈱グリーンル ープ	本社 (静岡県菊川市)	プラスチッ クリサイク ル事業	本社・生産 設備	508,344	576,868	174,442 (7,172.61)	—	3,189	1,262,845	24 (40)
㈱日泉	本社 (茨城県常総市)	プラスチッ クリサイク ル事業	本社・生産 設備	46,800	75,325	15,400 (3,129.14)	—	1,640	139,167	22 (7)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに無形固定資産です。

なお、金額には消費税等を含んでおりません。

- 2 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員等契約期間の定めのある者を含む）は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。
- 3 上記のほか、主要な賃借資産として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)
(株)エコスファクトリー (埼玉県本庄市)	プラスチックリサイクル事業	車両運搬具 (リース)	3,166
(株)グリーンループ (静岡県菊川市)	プラスチックリサイクル事業	車両運搬具 (リース)	6,566
(株)日泉 (茨城県常総市)	プラスチックリサイクル事業	車両運搬具 (リース)	4,402

なお、当社は2016年7月に、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社の株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉の全株式の譲渡を決定しており、2016年8月末日までに当該譲渡を実施しました。そのため、上記3社にかかる主要な設備又は賃借資産については、本書提出日現在においては、有していません。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2016年12月31日現在)

該当する事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,200,000
計	70,200,000

(注) 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は52,650,000株増加し、70,200,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,551,600	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	17,551,600	—	—

- (注) 1. 2016年9月16日付けの新株予約権の一部行使により、発行済株式総数は10,200株増加し、4,387,900株となっております。
2. 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は13,163,700株増加し、17,551,600株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第8回新株予約権（2006年11月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	525	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	52,500	—
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	1株当たり 1,240	—
新株予約権の行使期間	自 2008年11月17日 至 2016年9月28日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 1,240 資本組入額 620	—
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認められた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 iv その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。	—

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. なお、本新株予約権につきましては、2016年9月28日をもって行使期間が満了となり、失効しております。

第9回新株予約権（2006年11月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	102	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	10,200	—
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	1株当たり 1,240	—
新株予約権の行使期間	自 2006年11月30日 至 2016年9月28日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 1,240 資本組入額 620	—
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ii その他条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。	—

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{調整前払込金額}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. なお、本新株予約権につきましては、2016年9月28日をもって行使期間が満了となり、失効しております。

第10回新株予約権（2006年12月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	40	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	4,000	—
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	1株当たり 1,240	—
新株予約権の行使期間	自 2008年12月29日 至 2016年12月28日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 1,240 資本組入額 620	—

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 iv その他条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。	—

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{調整前株式数}}{\text{調整後株式数}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数×1株当たり払込金額

既発行株式数＋

調整後 調整前

調整前払込金額

払込金額＝払込金額×

既発行株式数＋新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 なお、本新株予約権につきましては、最近事業年度末から提出日の前月末である2016年12月31日までの間に、付与対象者の退職等による権利の喪失により全て失効しております。

第11回新株予約権（2008年2月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、4	20,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、4	1株当たり 1,240	1株当たり 310
新株予約権の行使期間	自 2010年3月8日 至 2018年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、4	発行価格 1,240 資本組入額 620	発行価格 310 資本組入額 155
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p>	同左

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。
- さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。
- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権（2008年6月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1、2、4	3,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）3、4	1株当たり 1,240	1株当たり 310
新株予約権の行使期間	自 2010年7月15日 至 2018年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）3、4	発行価格 1,240 資本組入額 620	発行価格 310 資本組入額 155
新株予約権の行使の条件	<p>i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。</p> <p>iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>（1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>（2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案</p> <p>（3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p>	同左

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権（2009年1月23日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、4	5,000	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、4	1株当たり 1,240	1株当たり 310
新株予約権の行使期間	自 2011年2月20日 至 2018年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、4	発行価格 1,240 資本組入額 620	発行価格 310 資本組入額 155
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認められた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。
- さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。
- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権（2009年12月21日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	30	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1、2	3,000	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	1株当たり 1,240	—
新株予約権の行使期間	自 2012年2月20日 至 2019年2月25日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）3	発行価格 1,240 資本組入額 620	—
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	—

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 なお、本新株予約権につきましては、最近事業年度末から提出日の前月末である2016年12月31日までの間に、付与対象者の退職等による権利の喪失により全て失効しております。

第15回新株予約権（2010年8月11日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	50	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	5,000	—
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	1株当たり 1,240	—
新株予約権の行使期間	自 2012年8月13日 至 2020年2月24日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 1,240 資本組入額 620	—
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認められた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	—

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	—
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	—

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 なお、本新株予約権につきましては、最近事業年度末から提出日の前月末である2016年12月31日までの間に、付与対象者の退職等による権利の喪失により全て失効しております。

第16回新株予約権（2011年2月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	80	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1、2、4	8,000	32,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）3、4	1株当たり 1,240	1株当たり 310
新株予約権の行使期間	自 2013年2月27日 至 2021年2月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）3、4	発行価格 1,240 資本組入額 620	発行価格 310 資本組入額 155
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

（注）1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{\text{調整前払込金額}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第18回新株予約権（2012年7月23日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、4	20,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、4	1株当たり 1,240	1株当たり 310
新株予約権の行使期間	自 2014年7月25日 至 2021年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、4	発行価格 1,240 資本組入額 620	発行価格 310 資本組入額 155
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$1$$
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{調整前株式数}}{\text{調整後株式数}}$$
- また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数}}$$
- 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。
- さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。
- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第19回新株予約権（2013年2月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	160	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1、2、4	16,000	20,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）3、4	1株当たり 1,240	1株当たり 310
新株予約権の行使期間	自 2015年2月28日 至 2022年8月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）3、4	発行価格 1,240 資本組入額 620	発行価格 310 資本組入額 155
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第20回新株予約権（2014年4月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	280	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、4	28,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、4	1株当たり 1,550	1株当たり 388
新株予約権の行使期間	自 2016年5月1日 至 2023年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、4	発行価格 1,550 資本組入額 775	発行価格 388 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

既発行株式数+新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第21回新株予約権（2014年4月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	210	210
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）1、2、4	21,000	84,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）3、4	1株当たり 1,550	1株当たり 388
新株予約権の行使期間	自 2014年5月1日 至 2023年12月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）3、4	発行価格 1,550 資本組入額 775	発行価格 388 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{調整前払込金額}}$$

既発行株式数+新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第22回新株予約権（2014年7月29日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	200	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、4	20,000	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、4	1株当たり 1,550	1株当たり 388
新株予約権の行使期間	自 2014年7月31日 至 2023年12月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、4	発行価格 1,550 資本組入額 775	発行価格 388 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認められた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

分割・併合の比率

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数×1株当たり払込金額

既発行株式数＋ $\frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$

調整後 調整前

払込金額＝払込金額× $\frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$

既発行株式数＋新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第23回新株予約権（2015年8月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）	350	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、3	35,000	140,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2、3	1株当たり 1,550	1株当たり 388
新株予約権の行使期間	自 2015年8月30日 至 2025年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）2、3	発行価格 1,550 資本組入額 775	発行価格 388 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

(注) 1 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} - \text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \\ \text{調整後 調整前} & \text{払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 3 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第24回新株予約権（2015年10月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）	85	85
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、3	8,500	34,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2、3	1株当たり 1,550	1株当たり 388
新株予約権の行使期間	自 2015年10月28日 至 2025年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）2、3	発行価格 1,550 資本組入額 775	発行価格 388 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認められた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

(注) 1 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

分割・併合の比率

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数×1株当たり払込金額

既発行株式数＋ $\frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整前払込金額}}$

調整後 調整前

払込金額＝払込金額× $\frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整前払込金額}}$

既発行株式数＋新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第25回新株予約権（2016年1月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	630	530
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、4	63,000	212,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、4	1株当たり 1,550	1株当たり 388
新株予約権の行使期間	自 2016年1月28日 至 2025年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、4	発行価格 1,550 資本組入額 775	発行価格 388 資本組入額 194
新株予約権の行使の条件	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認められた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案	同左

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{調整前株式数}}{\text{調整後株式数}}$$

分割・併合の比率

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} - \text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第26回新株予約権（2016年9月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）	—	1,151
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） (注) 1、3	—	460,400
新株予約権の行使時の払込金額（円） (注) 2、3	—	1株当たり 750
新株予約権の行使期間	—	自 2016年10月6日 至 2026年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） (注) 2、3	—	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	—	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 （1）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 （2）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 （3）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(注) 1 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第27回新株予約権（2016年10月7日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	—	919
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—

	最近事業年度末現在 (2016年5月31日)	提出日の前月末現在 (2016年12月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2、4	—	367,600
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3、4	—	1株当たり 750
新株予約権の行使期間	—	自 2016年10月28日 至 2026年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、4	—	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	—	i 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 iii 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。 (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

- (注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
- 2 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 決議日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \\ \text{調整後払込金額} = & \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{調整前払込金額}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、決議日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当する事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2013年3月27日 (注) 1	2,157	38,867	150,375	1,060,000	149,448	1,049,073
2013年5月29日 (注) 2	1,610	40,477	130,000	1,190,000	119,550	1,168,623
2014年4月28日 (注) 3	4,007,223	4,047,700	—	1,190,000	—	1,168,623
2016年5月30日 (注) 4	330,000	4,377,700	470,250	1,660,250	470,250	1,638,873
2016年9月16日 (注) 5	10,200	4,387,900	6,324	1,666,574	6,324	1,645,197
2016年12月16日 (注) 6	13,163,700	17,551,600	—	1,666,574	—	1,645,197

(注) 1. 有償第三者割当によるものです。

発行価格 1株につき139,000円
資本組入額 1株につき 69,715円
割当先 株式会社ミツウロコグループホールディングス
DBJキャピタル2号投資事業有限責任組合

2. 有償第三者割当によるものです。

発行価格 1株につき155,000円
資本組入額 1株につき 80,745円
割当先 鈴与商事株式会社
株式会社金子事務所

3. 株式分割(1:100)によるものです。

4. 有償第三者割当によるものです。

発行価格 1株につき 2,850円
資本組入額 1株につき 1,425円
割当先 住友林業株式会社

5. 新株予約権の行使によるものです。

6. 株式分割(1:4)によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2016年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	3	1	16	—	—	23	43	—
所有株式数 （単元）	—	5,200	2,640	53,028	—	—	114,648	175,516	—
所有株式数の割合（%）	—	2.96	1.50	30.21	—	—	65.32	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2016年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,551,600	175,516	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	17,551,600	—	—
総株主の議決権	—	175,516	—

② 【自己株式等】

該当する事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(第11回新株予約権)

会社法に基づき、2008年2月27日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2008年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 2名 従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は監査役2名及び従業員2名です。

(第12回新株予約権)

会社法に基づき、2008年6月20日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2008年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員1名です。

(第13回新株予約権)

会社法に基づき、2009年1月23日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2009年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員1名です。

(第16回新株予約権)

会社法に基づき、2011年2月25日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2011年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2名 監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は取締役1名及び監査役1名です。

(第18回新株予約権)

会社法に基づき、2012年7月23日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2012年7月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 6名 子会社役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」に記載してあります。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員4名です。

(第19回新株予約権)

会社法に基づき、2013年2月26日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2013年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 5名 子会社役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」に記載してあります。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員2名です。

(第20回新株予約権)

会社法に基づき、2014年4月28日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2014年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員6名です。

(第21回新株予約権)

会社法に基づき、2014年4月28日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2014年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 4名 内定者 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員4名です。

(第22回新株予約権)

会社法に基づき、2014年7月29日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2014年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員8名です。

(第23回新株予約権)

会社法に基づき、2015年8月28日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2015年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1名 従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第24回新株予約権)

会社法に基づき、2015年10月26日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2015年10月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第25回新株予約権)

会社法に基づき、2016年1月26日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2016年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 14名 子会社役員 1名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は取締役1名、監査役1名及び従業員10名です。

(第26回新株予約権)

会社法に基づき、2016年9月27日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2016年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4名 監査役 4名 従業員 16名 子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第27回新株予約権)

会社法に基づき、2016年10月7日取締役会において決議されたものです。

決議年月日	2016年10月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 34名 内定者 4名 子会社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在(2016年12月31日)における付与対象者の区分及び人数は従業員36名、内定者1名及び子会社従業員2名です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当する事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当する事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当する事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当する事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当する事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主還元を重要な経営課題と認識しており、経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財政状態等を勘案し、株主還元政策を決定いたします。

現時点では、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益配当及び剰余金配当を検討する所存ですが、株式価値の長期的最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な開発投資等の成長投資を第一優先とする方針を有しているため、配当実施の可能性、その実施時期及び回数については未定です。

なお、当社の剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当する事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 9 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率10%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	—	千本 倖生	1942年9月9日生	1994年6月 第二電電株式会社 (現KDDI株式会社) 取締役副社長 就任 1996年4月 慶應義塾大学経営大学院教授 就任 1999年11月 イー・アクセス株式会社 代表取締役社長 就任 2002年6月 同社 代表取締役社長兼CEO 就任 2005年1月 同社 代表取締役会長兼CEO 就任 同年同月 イー・モバイル株式会社 代表取締役 就任 2005年6月 同社 代表取締役会長兼CEO 就任 2007年6月 イー・アクセス株式会社 取締役会長 就任 2010年6月 同社 代表取締役会長 就任 同年同月 イー・モバイル株式会社 代表取締役会長 就任 2013年1月 同社 取締役名誉会長 就任 2014年4月 当社 取締役 就任 2015年8月 当社 代表取締役会長 就任 (現任)	(注) 4	194,400
代表取締役 社長	CEO	木南 陽介	1974年10月5日生	1998年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン 入社 2000年5月 株式会社リサイクルワン (現当社) 設立 代表取締役社長 就任 2016年6月 当社 代表取締役社長CEO 就任 (現任)	(注) 4	3,720,000
取締役	副社長 執行役員 組織管理部長	須山 勇	1966年7月3日生	1990年4月 日本電信電話株式会社 入社 2000年4月 株式会社アッカ・ネットワークス 設立 2006年3月 同社 執行役員 技術本部長 就任 2008年3月 同社 代表取締役社長 就任 2009年6月 イー・アクセス株式会社 常務執行役員 就任 2009年11月 同社 専務執行役員 ネットワーク事業本部長 就任 2010年6月 同社 専務執行役員 総務本部長 就任 2013年1月 同社 副社長兼サービス戦略本部長 就任 2014年6月 ワイモバイル株式会社 営業推進本部長 就任 2015年4月 ソフトバンク株式会社 カスタマーサービス本部副本部長 就任 2016年1月 当社入社 執行役員 組織管理部長 就任 2016年6月 当社 取締役 副社長執行役員 組織管理部長 就任 (現任)	(注) 4	14,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	執行役員CPO	辻本 大輔	1974年12月11日生	1997年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社 2000年5月 株式会社リサイクルワン (現当社) 設立 取締役 就任 2014年10月 瑞諾華股份有限公司 董事長 就任 (現任) 2016年6月 当社 取締役 執行役員CPO 就任 (現任)	(注) 4	1,800,000
取締役 (非常勤)	—	水島 正	1951年5月21日生	1975年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 1999年4月 同行 考査部 (東京) 主任考査役 就任 2000年10月 ユニゾン・キャピタル株式会社CFO 就任 2005年7月 株式会社コンサルティング・ワン 代表取締役 就任 (現任) 2008年8月 クオインタムリープ株式会社 取締役 副社長 就任 2011年1月 PNBアセット・マネジメント・ジャパン株式会社 代表取締役社長 就任 2011年2月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 4	6,000
取締役 (非常勤)	—	村山 利栄	1960年5月1日生	1988年11月 CSファーストポストン証券会社 入社 1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 2001年11月 同社 マネージング・ディレクター 就任 2016年6月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 4	—
常勤監査役	—	近藤 一義	1949年5月11日生	1972年4月 大成建設株式会社 入社 2006年10月 当社入社 事業開発事業部 副事業部長 就任 2007年12月 内部監査室 室長 就任 2008年2月 当社 監査役 就任 (現任)	(注) 5	—
常勤監査役	—	柴田 雄司	1950年7月31日生	1973年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 2002年2月 イー・アクセス株式会社 内部監査室室長 就任 2007年8月 同社 執行役員 内部監査室室長 就任 2008年6月 同社 常務執行役員 内部監査室室長 就任 2014年7月 ワイモバイル株式会社 内部監査室 室長 就任 2016年6月 当社 監査役 就任 (現任)	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (非常勤)	—	平田 幸一郎	1967年11月5日生	1990年4月 安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社 1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1997年8月 中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザーズ 入社 1999年8月 平田公認会計士事務所 開業 2001年5月 有限会社アドバンスワン 設立 取締役社長 就任(現任) 2005年12月 当社 監査役 就任(現任)	(注) 5	—
監査役 (非常勤)	—	金子 憲康	1972年2月2日生	1998年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 同年同月 あさひ法律事務所 入所(現任) 2005年5月 米国デューク大学ロースクール修士 2006年12月 米国カリフォルニア州弁護士登録 2011年2月 当社 監査役 就任(現任)	(注) 5	—
計						5,735,200

- (注) 1. 取締役水島正及び村山利栄は、社外取締役です。
2. 村山利栄の戸籍上の氏名は、志賀利恵です。
3. 監査役平田幸一郎及び金子憲康は、社外監査役です。
4. 2016年11月29日開催の臨時株主総会終結の時から、2017年5月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 2016年11月29日開催の臨時株主総会終結の時から、2020年5月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会活性のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、取締役3名(木南、須山、辻本)に加え、以下3名で構成されております。

役職名	氏名	生年月日	略歴
常務執行役員 新エネルギー事業部長	小川 知一	1973年1月22日生	1997年4月 株式会社竹中工務店 入社 1998年1月 一級建築士登録 2008年10月 株式会社竹中工務店 環境エンジニアリング本部 転籍 2012年5月 当社入社 社長室長 就任 2013年4月 当社 メガソーラー事業部副事業部長 就任 2015年8月 当社 執行役員新エネルギー事業部長 就任 2016年6月 当社 常務執行役員新エネルギー事業部長 就任(現任)
執行役員CFO	森 暁彦	1980年6月4日生	2001年10月 会計士補登録 2003年4月 新日本監査法人 国際部(KPMG部門) (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2003年7月 あずさ監査法人 国際部(KPMG部門) (現有限責任あずさ監査法人) 入所 2005年4月 公認会計士登録 2006年10月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 投資銀行部門 アドバイザー・グループ 入社 2011年8月 米国Goldman, Sachs & Co. 投資銀行部門 レバレッジド・ファイナンス部 転籍 2012年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 投資銀行部門 金融法人グループ 転籍 2015年7月 当社入社 執行役員CFO 就任(現任)

役職名	氏名	生年月日	略歴
執行役員 風力事業開発室長 社長室長	今岡 朋史	1974年7月1日生	1998年4月 日本銀行 入行 2002年4月 A.T. カーニー 入社 2014年1月 当社入社 社長室長 就任 2015年12月 当社 執行役員 地熱開発事業部長就任 2016年8月 当社 執行役員 風力事業開発室長兼社長室長 就任（現任）

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念を掲げ「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」をビジョンとして、事業を展開しております。その実現に向けて、地域社会、顧客、株主、社員等、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが重要であると考え、その為に、コンプライアンス遵守体制、迅速な意思決定・業務執行体制及び適正な監督・監視体制を構築することによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、これを推進してまいります。

(コーポレート・ガバナンスに対する施策の実施状況)

① 会社の機関の基本説明

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会が経営の最高意思決定機関として業務執行に係る権限と責任を有する一方で、業務執行から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、経営に関する適切な意思決定及び業務執行を実現するとともに、実効性の高い監視機能を発揮することを目指しております。また、当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会活性化のため、執行役員制度を導入しております。

取締役会は6名の取締役(うち社外取締役2名)で構成されており、当社の執行役員(6名中3名は取締役と兼務)の職務の執行を監督するとともに当社の重要な業務執行を決定するため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を随時開催しております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役4名(うち社外監査役2名)による監査を実施しております。監査役は原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないか等の取締役の業務執行に対するチェックを行っております。

さらに、当社は、任意に設置した社外取締役及び代表取締役で構成する指名・報酬委員会(委員長は社外取締役)にて、取締役・執行役員・重要な使用人の指名及び報酬等を審議し、取締役会に助言・提言をすることで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(ア) 取締役会

前述のとおり取締役会は、2名の社外取締役を含む6名の取締役により構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(イ) 監査役会

監査役会は、2名の社外監査役を含む4名の監査役により構成されております。毎月1回取締役会の前後に開催し、監査役間の情報共有を図ると共に、必要な場合は随時、臨時で開催しております。出席者は監査役全員としております。

(ウ) 経営会議

当社では、毎月2回、原則として常勤取締役、執行役員及び部門長が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営や事業運営に係わる重要な討議や決裁及び意思決定、及び各部門の業務執行報告を行っており、出席者が情報を共有しつつ、十分な議論を行っております。

(エ) 指名・報酬委員会

経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役2名及び代表取締役会長、代表取締役社長で構成されており、半数以上を社外取締役で構成するとともに、委員長は社外取締役より選任しております。

(オ) 内部牽制機能

業務の有効性と効率性を図る観点から、取締役会での決定事項に基づく業務執行は、代表取締役社長CEOの下、執行役員、及び各事業部長が迅速に遂行しておりますが、あわせて内部牽制機能を確立するため、組織規程や決裁権限規程等においてそれぞれの職務権限や適切な業務手続を定めております。

(カ) 内部監査の状況

内部監査は、内部監査室に所属する担当者2名が実施しております。内部監査担当者は、代表取締役社長CEOにより直接任命され、監査の結果を代表取締役社長CEO及び被監査部門責任者に対し直接報告しております。

また、監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役となっております。各監査役は監査役会で定められた監査方針・計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に業務執行を監視できる体制となっております。

さらに、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等密に連携し、監査機能の向上を図っております。

(キ) 会計監査人

当社は、会計監査人としてPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。

(ク) 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社を含む関係会社に対する管理は、「関係会社管理規程」第3条に定める「グループ全体の業績の向上、事業の繁栄を目指すため、当社は関係会社に対し、関係会社が重要な決定を行う際の当社の事前承認や経営状況の報告を求め、適切な管理、助言を継続して行う。」という基本方針に基づいて、代表取締役社長CEOの決裁により定められた管掌部門が管理の全般を統括し、各会社において行っている事業のモニタリングを行っております。

(ケ) 内部統制システムの整備状況

当社は、企業価値向上の実現のためには、コンプライアンス遵守と事業活動により生じるリスクを適切にコントロールすることが必要不可欠であると考えており、そのために適切な内部統制システムを継続的に整備してまいります。

取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

コーポレート・ガバナンス

- (1) 企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「レノバの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、役員及び使用人一同が、社会と共に成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底しております。
- (2) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会の決議をもって任命され（6名、うち取締役兼務者3名）、代表取締役社長CEOの指揮命令・監督の下、担当職務を執行します。また、代表取締役社長CEOの意思決定及び業務執行をサポートする機関として「経営会議」を設置しております。
- (3) 経営の透明性・客観性を高め、また取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名及び代表取締役会長、代表取締役社長からなる、任意機関としての「指名・報酬委員会」を設置し、社外取締役のうち1名を委員長としております。
- (4) 取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等の社会的・社内的な規則に従い、業務を執行します。
- (5) 組織、職制、指揮命令系統、決裁権限及び業務分掌等を定めた業務・組織関連規程を制定し、これらに従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応して不断の見直しを行います。
- (6) 監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施します。

コンプライアンス

- (1) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、監査役と連携しながらコンプライアンス体制の整備を図ります。
- (2) 役員及び使用人の法令・定款違反があった場合、取締役会、コンプライアンス推進委員会、組織管理部が連携し、公正な処分を行います。
- (3) すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備し、通報者に対し不利益が生じない体制を構築します。

内部監査

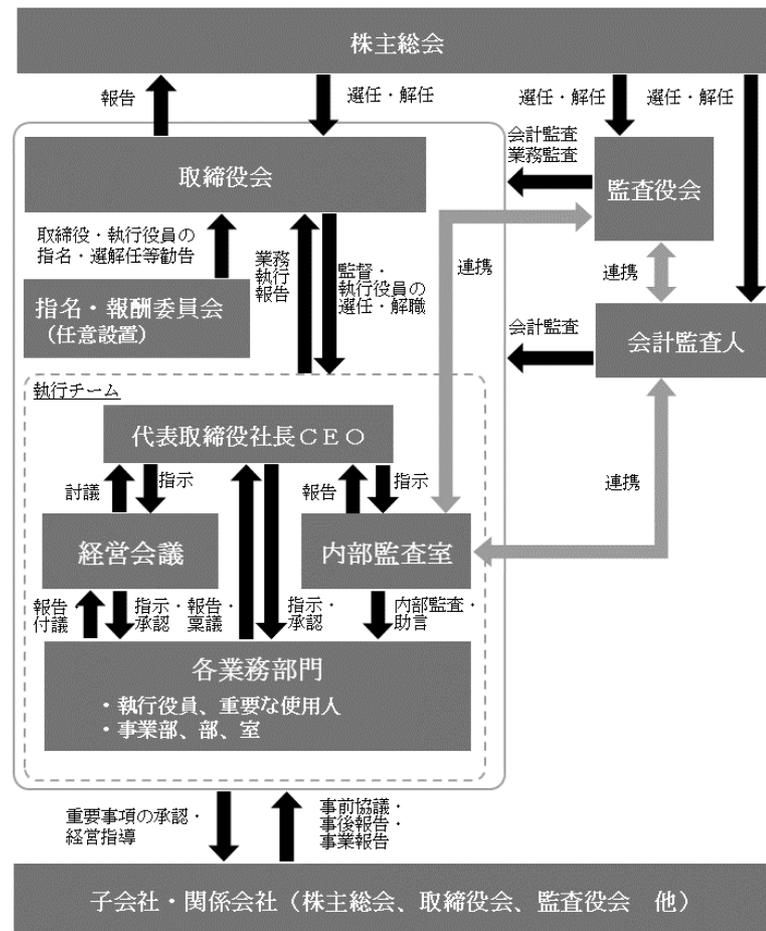
- (1) 他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施します。

2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制
 - (1) 株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、「文書保存管理規程」に従い適正に保管・管理します。
 - (2) 情報の保管及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認します。
3. 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制
 - (1) 経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応を行う体制を採っております。
 - (2) 重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を採っております。
 - (3) 決裁権限規程に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図ります。
4. 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制
 - (1) 取締役会は、原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に、執行役員以下の職務執行の状況を監督します。
 - (2) 代表取締役社長、常勤の取締役、執行役員、本部長、部門長で構成する経営会議を定期的に開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行います。
 - (3) 適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。
 - (4) 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、取締役会の意思決定に資するべく、担当分野における経営課題について慎重な協議を行います。
5. 当社並びにその子会社及び関連会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制
 - (1) 当社及び関係会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役及び部門責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図ります。
 - (2) 当社及び関係会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会並びに経営会議への報告を行い、当社及び関係会社の業務執行の適正を確保します。
 - (3) 「1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」に記載する、「コンプライアンス」及び「内部監査」体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制を採っております。
 - (4) 「3. 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制を、子会社においても同様に整備し、リスク管理を行います。
 - (5) 管掌部門を中心とした関係会社管理を行い、各関係会社の適切かつ効率的な運営を促進します。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認します。
 - (2) 取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行います。
 - (4) 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告します。
 - (5) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとしております。
 - (6) 監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を採用しております。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性と、監査役が監査が実効的に行われることを確保するための方針及び体制
 - (1) 監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置します。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令するものとします。
 - (2) 代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとします。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針
 - (1) 監査役職務に必要な費用について、監査役監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払いまたは償還します。

(コ) コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業の信用力を高め、企業価値を持続的に向上させていくために全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス憲章」を制定し、ホームページ上で公開する等、その周知徹底と遵守を図っております。代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の啓発、コンプライアンス体制の管理・監視等の必要な諸活動を推進しております。また、法令違反その他コンプライアンスを含む社内相談・報告体制として、社外監査役への通報窓口「企業倫理ホットライン」を整備しており、グループにおいて発生するコンプライアンスリスクの監視に努めております。

以上を踏まえた当社の内部統制システムの模式図は以下のとおりです。



(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、持続的な成長を確保するため、内部監査室及び組織管理部を中心にリスク管理を行う体制を構築しております。内部監査室及び組織管理部は、事業運営におけるリスクやコンプライアンス関連リスク等、想定しうるリスクの洗い出しを行い、当該リスクについて異常または報告すべき事象が発生している場合には、代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス推進委員会に対してその報告を行っており、必要に応じその対策について協議を行うこととなっております。また、当社は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士及び社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(役員報酬等)

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	64,700	64,700	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	12,000	12,000	—	—	—	1
社外取締役	7,500	7,500	—	—	—	1
社外監査役	8,400	8,400	—	—	—	2

(注) 執行役員に対する報酬額53,226千円は含まれておりません。

(会計監査の状況)

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は小沢直靖氏及び仲澤孝宏氏の2名です。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他4名で構成されております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(中間配当)

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためです。

(自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(取締役及び監査役の責任免除)

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(非業務執行取締役及び監査役の責任限定契約)

当社は、非業務執行取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係)

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の水島正氏は、大手銀行及び投資ファンドにおける豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言と監督機能を期待しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありませんが、同氏は当社株式6,000株、新株予約権83個（33,200株）を保有しております。

社外取締役の村山利栄氏は、投資銀行における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言と監督機能を期待しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありませんが、同氏は当社新株予約権50個（20,000株）を保有しております。

社外監査役の平田幸一郎氏は、公認会計士として、また他社における社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありませんが、同氏は当社新株予約権45個（18,000株）を保有しております。

社外監査役の金子憲康氏は、弁護士として専門的な知識と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありませんが、同氏は当社新株予約権38個（15,200株）を保有しております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準を特段定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考しております。

(取締役の定数)

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社の取締役の選任決議につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役会の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、円滑な株主総会の運営を目的に、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	21,225	—	22,125	—
連結子会社	5,000	—	5,000	—
計	26,225	—	27,125	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当する事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当する事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て、取締役会の承認により定めるものとしております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(2014年6月1日から2015年5月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2014年3月28日内閣府令第22号)附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2014年6月1日から2015年5月31日まで)及び当連結会計年度(2015年6月1日から2016年5月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2014年6月1日から2015年5月31日まで)及び当事業年度(2015年6月1日から2016年5月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2016年9月1日から2016年11月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2016年6月1日から2016年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催する研修への参加及び専門誌等の購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2, ※5 4,642,756	※2, ※5 10,468,581
受取手形及び売掛金	1,397,321	※2, ※5 1,755,600
商品及び製品	58,420	58,594
仕掛品	74,802	138,514
原材料及び貯蔵品	136,283	157,519
繰延税金資産	69,414	146,934
その他	1,081,663	1,845,127
貸倒引当金	△3,197	△54,505
流動資産合計	7,457,465	14,516,367
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,755,056	4,302,804
減価償却累計額	△726,795	△861,404
建物及び構築物 (純額)	※2, ※5 2,028,261	※2, ※5 3,441,399
機械装置及び運搬具	11,039,177	32,056,252
減価償却累計額	△3,046,848	△4,706,906
機械装置及び運搬具 (純額)	※2, ※5 7,992,328	※2, ※5 27,349,346
土地	※2, ※5 503,151	※2, ※5 1,786,902
建設仮勘定	6,059,683	—
その他	101,141	114,262
減価償却累計額	△68,292	△73,923
その他 (純額)	32,848	※2, ※5 40,338
有形固定資産合計	16,616,273	32,617,987
無形固定資産		
のれん	508,396	462,833
その他	※2, ※5 134,205	※2, ※5 666,336
無形固定資産合計	642,602	1,129,169
投資その他の資産		
関係会社株式	※2 1,354,596	※2 846,008
その他の関係会社有価証券	※2 347,229	※2 488,836
繰延税金資産	46,190	210,121
その他	610,510	819,209
貸倒引当金	△7,710	△2,466
投資その他の資産合計	2,350,816	2,361,709
固定資産合計	19,609,692	36,108,866
繰延資産		
開業費	901,841	988,048
繰延資産合計	901,841	988,048
資産合計	27,968,999	51,613,283

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	47,134	19,522
短期借入金	※2,※3,※4 886,669	※3,※4 1,660,479
1年内返済予定の長期借入金	※2,※3,※4 1,388,571	※2,※3,※4 1,589,485
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	※2,※3,※4 1,268,562	※2,※3,※4 2,685,473
未払法人税等	82,310	551,492
繰延税金負債	2,840	1,459
賞与引当金	19,234	86,722
その他	965,956	1,165,816
流動負債合計	4,661,280	7,760,450
固定負債		
長期借入金	※2,※3,※4 4,492,073	※2,※3,※4 5,372,595
ノンリコース長期借入金	※2,※3,※4 14,206,553	※2,※3,※4 29,234,145
繰延税金負債	210,453	418,219
資産除去債務	649,221	2,155,993
特別修繕引当金	10,300	78,501
その他	241,694	1,458,526
固定負債合計	19,810,296	38,717,982
負債合計	24,471,576	46,478,432
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,190,000	1,660,250
資本剰余金	1,168,623	1,638,873
利益剰余金	547,693	853,371
株主資本合計	2,906,316	4,152,494
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	△227,169	△198,545
為替換算調整勘定	333	23,249
その他の包括利益累計額合計	△226,835	△175,296
非支配株主持分	817,941	1,157,652
純資産合計	3,497,422	5,134,850
負債純資産合計	27,968,999	51,613,283

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2016年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,280,580
受取手形及び売掛金	2,639,691
仕掛品	64,687
原材料及び貯蔵品	74
その他	1,240,257
貸倒引当金	△40,038
流動資産合計	15,185,252
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	2,469,030
減価償却累計額	△114,717
建物及び構築物（純額）	2,354,313
機械装置及び運搬具	28,336,726
減価償却累計額	△2,866,488
機械装置及び運搬具（純額）	25,470,237
土地	1,450,779
その他	84,829
減価償却累計額	△47,099
その他（純額）	37,729
有形固定資産合計	29,313,059
無形固定資産	
のれん	218,751
その他	645,094
無形固定資産合計	863,845
投資その他の資産	
関係会社株式	524,822
その他の関係会社有価証券	952,951
その他	1,359,251
貸倒引当金	△2,040
投資その他の資産合計	2,834,985
固定資産合計	33,011,890
繰延資産	859,649
資産合計	49,056,792

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(2016年11月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	300
短期借入金	425,000
1年内返済予定の長期借入金	1,697,498
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	1,732,656
未払法人税等	1,297,539
賞与引当金	80,156
その他	1,552,173
流動負債合計	6,785,323
固定負債	
長期借入金	2,987,413
ノンリコース長期借入金	28,123,606
資産除去債務	2,157,515
特別修繕引当金	107,513
その他	1,895,719
固定負債合計	35,271,767
負債合計	42,057,091
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,666,574
資本剰余金	1,653,975
利益剰余金	3,113,143
株主資本合計	6,433,692
その他の包括利益累計額	
繰延ヘッジ損益	△240,547
為替換算調整勘定	15,633
その他の包括利益累計額合計	△224,914
非支配株主持分	790,923
純資産合計	6,999,701
負債純資産合計	49,056,792

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
売上高	5,539,928	8,556,254
売上原価	3,712,834	4,837,988
売上総利益	1,827,093	3,718,266
販売費及び一般管理費	※1 1,234,248	※1 1,612,767
営業利益	592,845	2,105,498
営業外収益		
受取利息	857	835
持分法による投資利益	238,942	—
原子力立地給付金	39,483	35,482
試運転売電収入	—	262,096
補助金収入	450	80,639
為替差益	47,603	—
その他	7,544	62,073
営業外収益合計	334,880	441,127
営業外費用		
支払利息	176,290	768,680
支払手数料	14,768	27,902
持分法による投資損失	—	129,964
開業費償却	23,648	199,486
為替差損	—	111,986
その他	85	633
営業外費用合計	214,793	1,238,653
経常利益	712,933	1,307,972
特別利益		
固定資産売却益	※2 75	—
段階取得に係る差益	135,049	—
受取保険金	—	1,352,448
特別利益合計	135,125	1,352,448
特別損失		
固定資産売却損	※3 1,175	—
固定資産除却損	※4 3,698	※4 23,368
貸倒損失	—	55,823
持分変動損失	5,812	—
災害による損失	—	841,606
固定資産圧縮損	—	363,325
段階取得に係る差損	—	149,141
その他	110	5,431
特別損失合計	10,796	1,438,697
税金等調整前当期純利益	837,261	1,221,723
法人税、住民税及び事業税	38,006	635,208
法人税等調整額	288,314	△119,165
法人税等合計	326,320	516,043
当期純利益	510,940	705,679
非支配株主に帰属する当期純利益	77,372	400,000
親会社株主に帰属する当期純利益	433,568	305,678

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
当期純利益	510,940	705,679
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	△16,333	△264,741
為替換算調整勘定	△36,331	73,265
持分法適用会社に対する持分相当額	4,083	117,603
その他の包括利益合計	※ △48,581	※ △73,871
包括利益	462,359	631,807
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	391,846	357,217
非支配株主に係る包括利益	70,512	274,590

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
売上高	5,628,124
売上原価	2,338,001
売上総利益	3,290,122
販売費及び一般管理費	※ 831,355
営業利益	2,458,766
営業外収益	
受取利息	650
持分法による投資利益	153,341
為替差益	31,464
その他	8,078
営業外収益合計	193,535
営業外費用	
支払利息	519,309
支払手数料	6,624
開業費償却	128,399
その他	33
営業外費用合計	654,365
経常利益	1,997,936
特別利益	
関係会社株式売却益	2,350,788
特別利益合計	2,350,788
特別損失	
投資有価証券評価損	544,275
事業再編損	64,381
貸倒損失	141,819
固定資産除却損	1,535
特別損失合計	752,010
税金等調整前四半期純利益	3,596,714
法人税等	1,097,030
四半期純利益	2,499,683
非支配株主に帰属する四半期純利益	275,744
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,223,939

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
四半期純利益	2,499,683
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	△65,858
為替換算調整勘定	△21,300
持分法適用会社に対する持分相当額	3,482
その他の包括利益合計	△83,676
四半期包括利益	2,416,007
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	2,174,321
非支配株主に係る四半期包括利益	241,685

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,190,000	1,168,623	114,125	2,472,748
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			433,568	433,568
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	433,568	433,568
当期末残高	1,190,000	1,168,623	547,693	2,906,316

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△185,114	—	△185,114	84,005	2,371,639
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					433,568
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△42,054	333	△41,721	733,936	692,215
当期変動額合計	△42,054	333	△41,721	733,936	1,125,783
当期末残高	△227,169	333	△226,835	817,941	3,497,422

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,190,000	1,168,623	547,693	2,906,316
当期変動額				
新株の発行	470,250	470,250		940,500
親会社株主に帰属する当期純利益			305,678	305,678
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	470,250	470,250	305,678	1,246,178
当期末残高	1,660,250	1,638,873	853,371	4,152,494

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△227,169	333	△226,835	817,941	3,497,422
当期変動額					
新株の発行					940,500
親会社株主に帰属する当期純利益					305,678
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,623	22,915	51,538	339,710	391,249
当期変動額合計	28,623	22,915	51,538	339,710	1,637,428
当期末残高	△198,545	23,249	△175,296	1,157,652	5,134,850

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	837,261	1,221,723
減価償却費	704,738	1,662,343
のれん償却額	101,910	108,827
開業費償却額	23,648	199,486
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,302	49,064
特別修繕引当金の増減額 (△は減少)	6,816	40,567
受取利息及び受取配当金	△965	△939
支払利息	176,290	768,680
支払手数料	14,780	27,902
持分法による投資損益 (△は益)	△238,942	129,964
受取保険金	—	△1,352,448
固定資産売却損益 (△は益)	1,099	—
固定資産除却損	3,698	23,368
固定資産圧縮損	—	363,325
災害損失	—	841,606
段階取得に係る差損益 (△は益)	△135,049	149,141
売上債権の増減額 (△は増加)	△704,633	△193,782
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△136,834	△85,122
仕入債務の増減額 (△は減少)	11,381	△27,612
その他	△25,185	256,571
小計	637,711	4,182,667
利息及び配当金の受取額	986	957
利息の支払額	△187,045	△744,967
法人税等の支払額	△162,688	△238,661
法人税等の還付額	—	58,888
保険金の受取額	—	1,352,448
災害損失の支払額	—	△675,706
営業活動によるキャッシュ・フロー	288,964	3,935,625
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△250,000	△250,000
定期預金の払戻による収入	—	470,000
有形固定資産の取得による支出	△5,660,499	△6,920,140
有形固定資産の売却による収入	1,978	2,321
無形固定資産の取得による支出	△20,671	△571,820
投資有価証券の取得による支出	△1,335,769	△812,310
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △286,646	※2 △223,770
子会社株式の取得による支出	△6,000	—
貸付金の回収による収入	2,500	—
繰延資産の取得による支出	△263,281	△104,188
その他	5,219	4,176
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,813,169	△8,405,732

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	886,669	830,278
長期借入れによる収入	1,848,028	2,816,920
長期借入金の返済による支出	△1,005,080	△1,699,671
ノンリコース長期借入金の借入れによる収入	5,726,000	7,824,000
ノンリコース長期借入金の返済による支出	△248,884	△1,472,383
株式の発行による収入	—	940,500
非支配株主からの払込みによる収入	200,000	—
非支配株主への配当金の支払額	△10,120	△657,280
リース債務の返済による支出	△2,777	△9,027
営業外手数料の支払額	△112,740	—
引出制限付預金の純増減額 (△は増加)	△354,956	△347,710
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,926,138	8,225,624
現金及び現金同等物に係る換算差額	△6,532	△67,449
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△604,599	3,688,069
現金及び現金同等物の期首残高	2,160,171	1,555,571
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,555,571	※1 5,243,640

当第2四半期連結累計期間
(自 2016年6月1日
至 2016年11月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,596,714
減価償却費	993,949
のれん償却額	38,858
開業費償却額	128,399
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△13,403
特別修繕引当金の増減額 (△は減少)	29,012
受取利息及び受取配当金	△753
支払利息	519,309
支払手数料	6,624
持分法による投資損益 (△は益)	△153,341
関係会社株式売却損益 (△は益)	△2,350,788
固定資産除却損	1,535
投資有価証券評価損益 (△は益)	544,275
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,201,534
たな卸資産の増減額 (△は増加)	78,606
仕入債務の増減額 (△は減少)	15,842
その他	1,183,078
小計	3,416,381
利息及び配当金の受取額	735
利息の支払額	△479,731
法人税等の支払額	△485,092
法人税等の還付額	84,068
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,536,361
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△356,734
無形固定資産の取得による支出	△3,700
投資有価証券の取得による支出	△33,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2,525,548
その他	△38,852
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,093,261
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,209,177
長期借入れによる収入	850,000
長期借入金の返済による支出	△823,280
ノンリコース長期借入金の返済による支出	△2,063,356
株式の発行による収入	12,648
非支配株主への配当金の支払額	△115,043
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△338,430
リース債務の返済による支出	△2,237
引出制限付預金の純増減額 (△は増加)	495,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,193,237
現金及び現金同等物に係る換算差額	△42,732
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,393,652
現金及び現金同等物の期首残高	5,243,640
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 6,637,292

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社エコスファクトリー
株式会社グリーンループ
株式会社日泉
株式会社レノバ・アセット・マネジメント
九重ソーラー匿名組合事業
那須塩原ソーラー匿名組合事業
株式会社水郷潮来ソーラー
株式会社菊川石山ソーラー
株式会社菊川堀之内谷ソーラー
瑞諾華股份有限公司

当連結会計年度において、株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー及び株式会社菊川堀之内谷ソーラーの株式を追加取得したことにより、これらの会社を持分法適用の関連会社から、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において瑞諾華股份有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 8社

主要な非連結子会社の名称

合同会社菊川石山ソーラーエステート
合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート
合同会社四日市ソーラー
合同会社人吉ソーラー
合同会社軽米西ソーラー
合同会社軽米東ソーラー
合同会社九重第二ソーラー
合同会社那須烏山ソーラー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社富津ソーラー
大津ソーラー匿名組合事業
富士見ソーラー匿名組合事業
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社
福海風力発電股份有限公司

当連結会計年度において、株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー及び株式会社菊川堀之内谷ソーラーの株式を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から除外しております。

当連結会計年度において大津ソーラー匿名組合事業、富士見ソーラー匿名組合事業及び福海風力発電股份有限公司へ出資したため、また、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社の株式を取得したため、持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社四日市ソーラー、合同会社人吉ソーラー、合同会社軽米西ソーラー、合同会社軽米東ソーラー、合同会社九重第二ソーラー、合同会社那須烏山ソーラー)は、当期純損益(持分に

見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ、株式会社日泉、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー及び瑞諾華股份有限公司の決算日は3月31日であり、その決算日の財務諸表を使用して連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成にあたって、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 子会社株式(持分法非適用の非連結子会社株式)及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合出資金は個別法によっております。詳細は、「(8)ロ 匿名組合出資金の会計処理」に記載しております。

(ロ) その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

(イ) 商品及び製品

製品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、株式会社日泉においては、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、株式会社日泉においては、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(ハ) 原材料及び貯蔵品

原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ただし、株式会社日泉においては、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

ハ 繰延資産

開業費

5年間で均等償却しております。

ニ デリバティブ

時価法

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定額法によっております。ただし、「再生可能エネルギー開発・運営事業」及び「プラスチックリサイクル事業」においては主に定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～8年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法

- ハ リース資産
 - (イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。
 - (ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - イ 貸倒引当金
債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ハ 特別修繕引当金
再生可能エネルギー発電設備に係る修繕に備えるため、将来の修繕見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - イ ヘッジ会計の方法
原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息
 - ハ ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。
 - ニ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、投資効果の発現する期間（20年以内）で均等償却を行っております。ただし、金額僅少の場合は一括償却しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
 - イ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ロ 匿名組合出資金の会計処理
匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しております。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しております。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

株式会社エコスファクトリー
株式会社グリーンループ
株式会社日泉
株式会社レノバ・アセット・マネジメント
九重ソーラー匿名組合事業
那須塩原ソーラー匿名組合事業
株式会社水郷潮来ソーラー
株式会社富津ソーラー
株式会社菊川石山ソーラー
株式会社菊川堀之内谷ソーラー
瑞諾華股份有限公司

当連結会計年度において、株式会社富津ソーラーの株式を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 7社

主要な非連結子会社の名称

合同会社菊川石山ソーラーエステート
合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート
合同会社四日市ソーラー
合同会社人吉ソーラー
合同会社軽米東ソーラー
合同会社九重第二ソーラー
合同会社那須烏山ソーラー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 5社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

大津ソーラー匿名組合事業
富士見ソーラー匿名組合事業
軽米西ソーラー匿名組合事業
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社
福海風力発電股份有限公司

当連結会計年度において、株式会社富津ソーラーの株式を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から除外しております。

当連結会計年度において、軽米西ソーラー匿名組合事業へ出資したため、持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社四日市ソーラー、合同会社人吉ソーラー、合同会社軽米東ソーラー、合同会社九重第二ソーラー、合同会社那須烏山ソーラー）及び関連会社（福島復興風力株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ、株式会社日泉、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー及び瑞諾華股份有限公司の決算日は3月31日であり、その決算日の財務諸表を使用して連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成にあたって、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 子会社株式（持分法非適用の非連結子会社株式）及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合出資金は個別法によっております。詳細は、「(8)ロ 匿名組合出資金の会計処理」に記載しております。

(ロ) その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

(イ) 商品及び製品

製品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、株式会社日泉においては、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、株式会社日泉においては、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(ハ) 原材料及び貯蔵品

原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、株式会社日泉においては、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

ハ 繰延資産

開業費

5年間で均等償却しております。

ニ デリバティブ

時価法

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用していません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法によっております。ただし、「再生可能エネルギー開発・運営事業」及び「プラスチックリサイクル事業」においては主に定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～22年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

- ハ リース資産
 - (イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。
 - (ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - イ 貸倒引当金
債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ハ 特別修繕引当金
再生可能エネルギー発電設備に係る修繕に備えるため、将来の修繕見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - イ ヘッジ会計の方法
原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息
 - ハ ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。
 - ニ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、投資効果の発現する期間（20年以内）で均等償却を行っております。ただし、金額僅少の場合は一括償却しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
 - イ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ロ 匿名組合出資金の会計処理
匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しております。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しております。
 - ハ 連結納税制度の適用
当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2014年3月28日内閣府令第22号)附則第3条第1項ただし書き(以下「連結財務諸表規則附則第2項等」という。)の規定に基づき、2015年6月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2013年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)等を翌連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。連結財務諸表規則附則第2項等の規定に基づき、当該表示の変更を反映させるため、当連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2013年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微です。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当連結会計年度から適用し、2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 保証債務等

下記関係会社の金融機関からの借入に対しスポンサーサポート契約を差し入れております。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
株式会社富津ソーラー	10,884,656千円	－千円
大津ソーラー匿名組合事業	1,199,000千円	5,996,000千円
軽米西ソーラー匿名組合事業	－千円	2,490,000千円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	2,770,000千円	8,602,000千円
計	14,853,656千円	17,088,000千円

※2 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
現金及び預金	3,108,642千円	6,169,255千円
受取手形及び売掛金	－千円	578,355千円
建物及び構築物	1,943,113千円	3,395,007千円
機械装置及び運搬具	7,322,148千円	25,335,805千円
土地	503,151千円	1,786,902千円
有形固定資産 その他	－千円	1,911千円
無形固定資産 その他	11,506千円	643,961千円
関係会社株式	777,309千円	341,809千円
その他の関係会社有価証券	347,229千円	488,836千円
計	14,013,102千円	38,741,844千円

上記の資産に加えて次の資産を担保に供しています。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
子会社株式	1,664,187千円	子会社株式 2,659,437千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
短期借入金	386,669千円	－千円
1年内返済予定の長期借入金	664,800千円	586,612千円
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	1,268,562千円	2,685,473千円
長期借入金	1,114,400千円	1,709,188千円
ノンリコース長期借入金	14,206,553千円	29,234,145千円
計	17,640,984千円	34,215,419千円

(注) 上記の他、持分法適用会社である株式会社富津ソーラー、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社、大津ソーラー匿名組合事業において、14,853,656千円の借入を行っています。

(注) 上記の他、持分法適用会社であるユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社、大津ソーラー匿名組合事業、軽米西ソーラー匿名組合事業において、17,088,000千円の借入を行っています。

※3 当座貸越契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	28,283,115千円	36,876,619千円
借入実行残高	18,388,395千円	35,826,826千円
借入未実行残高	9,894,720千円	1,049,792千円

※4 財務制限条項

(1) 株式会社レノバ

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
短期借入金	500,000千円	－千円

2015年5月期の連結の貸借対照表において、純資産額を直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産額の75%以上に相当する金額を維持すること。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
短期借入金	－千円	500,000千円

ア. 2016年5月期以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

イ. 2016年5月期以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	60,000千円	30,000千円
うち、1年以内返済予定	30,000千円	30,000千円

ア. 2013年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

イ. 2013年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	1,000,000千円	820,000千円
うち、1年以内返済予定	180,000千円	200,000千円

ア. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比または2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

イ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	－千円	400,000千円
うち、1年以内返済予定	－千円	40,000千円

ア. 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

イ. 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	240,000千円	180,000千円
うち、1年以内返済予定	60,000千円	60,000千円
ア. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比または2013年5月に終了する決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。		
イ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比または2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。		
ウ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。		
エ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ連結の損益計算書に示される経常損益について、経常損失を計上しないこと。		
オ. 株式会社レノバ及び子会社である株式会社グリーンループ、株式会社エコスファクトリー、株式会社日泉の各年度の決算期における「4社の純有利子負債の合計額（但し4社間での借入分除く）÷4社のEBITDAの合計額（但し4社間の受取利息・配当分除く）」を5以内に維持すること。		
なお、「純有利子負債」、「EBITDA」とは、次に掲げる計算式により算出される金額をいう。		
「純有利子負債」＝長期借入金+短期借入金+リース債務-現預金残高		
「EBITDA」＝営業利益+減価償却費+受取利息・配当		

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	435,000千円	435,000千円
うち、1年以内返済予定	－千円	87,000千円
ア. 2015年5月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年5月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。		
イ. 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。		

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	346,444千円	310,632千円
うち、1年以内返済予定	－千円	31,063千円
ア. 2015年5月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年5月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。		
イ. 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。		

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	－千円	475,000千円
うち、1年以内返済予定	－千円	100,000千円
2016年5月期以降の連結会計年度末日の連結貸借対照表において、純資産額を直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産額の75%以上に相当する金額を維持すること。		

(2) 株式会社水郷潮来ソーラー

連結子会社の株式会社水郷潮来ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
ノンリコース長期借入金	3,543,115千円	3,194,553千円
うち、1年以内返済予定	348,562千円	196,780千円

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

(3) 株式会社富津ソーラー

連結子会社の株式会社富津ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
ノンリコース長期借入金	一千円	9,882,065千円
うち、1年以内返済予定	一千円	521,693千円

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については「長期事業計画」に基づく予測値とし、当該時点の属する「事業年度」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

(4) 株式会社菊川石山ソーラー

連結子会社の株式会社菊川石山ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
ノンリコース長期借入金	2,591,000千円	2,293,000千円
うち、1年以内返済予定	298,000千円	137,000千円

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

(5) 株式会社菊川堀之内谷ソーラー

連結子会社の株式会社菊川堀之内谷ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
ノンリコース長期借入金	2,042,000千円	1,806,000千円
うち、1年以内返済予定	236,000千円	108,000千円

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

(6) 九重ソーラー匿名組合事業

連結子会社の九重ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
ノンリコース長期借入金	5,419,000千円	7,360,000千円
うち、1年以内返済予定	296,000千円	888,000千円

九重ソーラー匿名組合事業の単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

(7) 那須塩原ソーラー匿名組合事業

連結子会社の那須塩原ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
ノンリコース長期借入金	1,880,000千円	7,384,000千円
うち、1年以内返済予定	90,000千円	834,000千円

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2015年9月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年9月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.05以上に維持すること。

(8) 株式会社エコスファクトリー

連結子会社の株式会社エコスファクトリーが締結しているシンジケートローン契約による借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	595,280千円	－千円
うち、1年以内返済予定	327,680千円	－千円

- ア. 株式会社エコスファクトリー単体の損益計算書において営業損益を2期連続で損失とせず、かつ、経常損益を2期連続で損失としないこと。
- イ. 株式会社エコスファクトリー単体の貸借対照表において純資産合計金額を2012年3月期及び直前決算期の末日における貸借対照表の純資産金額の75%以上に維持すること。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	－千円	1,200,000千円
うち、1年以内返済予定	－千円	200,200千円

2016年3月期以降の各決算期の末日における決算報告書等の数値に関し、以下の全ての事項を遵守すること。

- ア. 株式会社エコスファクトリー単体の貸借対照表の純資産合計金額を2015年3月期及び直前決算期の末日における貸借対照表の純資産合計金額の75%以上に維持すること。
- イ. 株式会社エコスファクトリー単体の損益計算書において、営業損益を2期連続で損失とせず、かつ、経常損益を2期連続で損失としないこと。

(9) 株式会社グリーンループ

連結子会社の株式会社グリーンループが締結しているシンジケートローン契約による借入金に付された財務制限条項の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	1,162,000千円	830,000千円
うち、1年以内返済予定	332,000千円	332,000千円
ア. 各年度の決算期の末日における株式会社グリーンループ単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前期の末日または2012年3月に終了する決算期の末日における株式会社グリーンループ単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。		
イ. 各年度の決算期にかかる株式会社グリーンループ単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。		
ウ. 各年度の決算期にかかる「デット・サービス・カバレッジ・レシオ」を1.1以上にそれぞれ維持すること。なお、「デット・サービス・カバレッジ・レシオ」とは、当該決算期にかかる株式会社グリーンループ単体の貸借対照表、損益計算書に基づき、次に掲げる算出式により算出される金額をいう。 算出式：「デット・サービス・カバレッジ・レシオ」＝（営業利益＋減価償却費－法人税、住民税及び事業税）÷（支払利息＋借入金約定返済額＋社債償還額）		

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
長期借入金	－千円	200,000千円
うち、1年以内返済予定	－千円	35,292千円
ア. 2016年3月期を初回とする各年度決算期の末日における株式会社グリーンループの単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2015年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。		
イ. 2016年3月期決算期を初回とする各年度決算期の末日における株式会社グリーンループの単体の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続してマイナスとしないこと。		
ウ. 2016年3月期決算期を初回とする各年度決算期の末日における株式会社グリーンループの単体の損益計算書及び単体の貸借対照表において、以下の計算式の基準値を1.1以上に維持すること。 基準値＝（（営業利益＋減価償却費）－（法人税＋住民税＋事業税））÷（支払利息＋借入金約定返済額＋社債償還額）		

※5 ノンリコース債務に対応する資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2015年5月31日)	当連結会計年度 (2016年5月31日)
現金及び預金	2,728,644千円	5,138,928千円
受取手形及び売掛金	－千円	578,355千円
建物及び構築物	897,230千円	2,333,090千円
機械装置及び運搬具	6,201,901千円	24,314,682千円
土地	167,029千円	1,450,779千円
有形固定資産 その他	－千円	1,911千円
無形固定資産 その他	11,506千円	643,961千円
計	10,006,312千円	34,461,708千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
給料及び手当	241,441千円	322,382千円
役員報酬	97,364	123,018
賞与	100,826	126,776
運賃	112,454	117,006
のれん償却額	101,910	108,827
調査費	—	53,442

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
機械装置及び運搬具	75千円	—千円
計	75	—

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
機械装置及び運搬具	1,175千円	—千円
計	1,175	—

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
建物及び構築物	1,612千円	950千円
機械装置及び運搬具	2,040	22,299
その他	45	117
計	3,698	23,368

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△17,024千円	△354,794千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△17,024	△354,794
税効果額	691	90,053
繰延ヘッジ損益	△16,333	△264,741
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△36,331	73,265
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	4,083	117,603
その他の包括利益合計	△48,581	△73,871

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,047,700	—	—	4,047,700
合計	4,047,700	—	—	4,047,700

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	4,047,700	330,000	—	4,377,700
合計	4,047,700	330,000	—	4,377,700

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当により330,000株の株式の発行を実施したことによる増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
現金及び預金勘定	4,642,756千円	10,468,581千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△250,000	△30,000
引出制限付預金	△2,837,185	△5,194,941
現金及び現金同等物	1,555,571	5,243,640

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

株式の取得により新たに株式会社水郷潮来ソーラーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社水郷潮来ソーラー株式の取得価額と株式会社水郷潮来ソーラー取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,024,068千円
固定資産	3,863,684
のれん	94,408
流動負債	△522,356
固定負債	△3,960,572
非支配株主持分	△170,026
支配獲得時までの取得価額	△153,900
支配獲得時までの持分法評価額	△43,749
段階取得に係る差益	△17,877
株式会社水郷潮来ソーラー株式の取得価額	113,680
株式会社水郷潮来ソーラー現金及び現金同等物	—
差引：株式会社水郷潮来ソーラー取得のための支出	113,680

株式の取得により新たに株式会社菊川石山ソーラーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社菊川石山ソーラー株式の取得価額と株式会社菊川石山ソーラー取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	670,034千円
固定資産	2,746,228
のれん	45,113
流動負債	△427,968
固定負債	△2,538,953
非支配株主持分	△166,203
支配獲得時までの取得価額	△186,050
支配獲得時までの持分法評価額	21,550
段階取得に係る差益	△64,789
株式会社菊川石山ソーラー株式の取得価額	98,961
株式会社菊川石山ソーラー現金及び現金同等物	—
差引：株式会社菊川石山ソーラー取得のための支出	98,961

株式の取得により新たに株式会社菊川堀之内谷ソーラーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社菊川堀之内谷ソーラー株式の取得価額と株式会社菊川堀之内谷ソーラー取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	528,019千円
固定資産	2,183,655
のれん	36,031
流動負債	△341,511
固定負債	△2,017,906
非支配株主持分	△137,314
支配獲得時までの取得価額	△143,600
支配獲得時までの持分法評価額	19,013
段階取得に係る差益	△52,382
株式会社菊川堀之内谷ソーラー株式の取得価額	74,005
株式会社菊川堀之内谷ソーラー現金及び現金同等物	—
差引：株式会社菊川堀之内谷ソーラー取得のための支出	74,005

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

株式の取得により新たに株式会社富津ソーラーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社富津ソーラー株式の取得価額と株式会社富津ソーラー取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,220,164千円
固定資産	10,828,635
繰延資産	172,110
のれん	63,264
流動負債	△652,661
固定負債	△11,093,961
非支配株主持分	△722,401
支配獲得時までの取得価額	△445,850
支配獲得時までの持分法評価額	△294,672
段階取得に係る差損	149,141
株式会社富津ソーラー株式の取得価額	223,770
株式会社富津ソーラー現金及び現金同等物	—
差引：株式会社富津ソーラー取得のための支出	223,770

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務用機器（工具、器具及び備品）、営業車（車両運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務用機器（工具、器具及び備品）、営業車（車両運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。設備投資計画に照らして、必要な資金及び短期的な運転資金を銀行等金融機関の借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要な措置を講じる体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また短期借入金は、主に運転資金にかかる資金調達であり、そのほとんどが固定金利によるものであります。営業債務や短期借入金はその決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理しております。

長期借入金及びノンリコース長期借入金は、主に設備投資及び運転資金を目的に調達したものであります。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しており、繰延ヘッジ処理または金利スワップの特例処理を適用しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,642,756	4,642,756	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,397,321	1,397,321	—
資産計	6,040,078	6,040,078	—
(1) 短期借入金	886,669	886,669	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,388,571	1,388,571	—
(3) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金	1,268,562	1,268,562	—
(4) 長期借入金	4,492,073	4,467,630	△24,442
(5) ノンリコース長期借入金	14,206,553	14,483,817	277,264
負債計	22,242,428	22,495,250	252,821
デリバティブ取引(*)	(235,901)	(235,901)	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金

同一の残存期間で同条件の借入を行う場合に想定される金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって時価を見積った結果、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) ノンリコース長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており（注記事項「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる金利で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2015年5月31日)
関係会社株式	1,354,596
その他の関係会社有価証券	347,229

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,642,756	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,397,321	—	—	—
合計	6,040,078	—	—	—

4. 長期借入金及びノンリコース長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	886,669	—	—	—	—	—
長期借入金	1,388,571	1,238,274	1,424,418	1,012,858	580,658	235,862
ノンリコース長期借入金	1,268,562	1,607,180	1,134,497	951,455	907,331	9,606,088
合計	3,543,802	2,845,454	2,558,916	1,964,314	1,487,990	9,841,950

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。設備投資計画に照らして、必要な資金及び短期的な運転資金を銀行等金融機関の借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要な措置を講じる体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また短期借入金は、主に運転資金にかかる資金調達であり、そのほとんどが固定金利によるものであります。営業債務や短期借入金はその決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理しております。

長期借入金及びノンリコース長期借入金は、主に設備投資及び運転資金を目的に調達したものであります。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しており、繰延ヘッジ処理または金利スワップの特例処理を適用しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,468,581	10,468,581	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,755,600	1,755,600	—
資産計	12,224,182	12,224,182	—
(1) 短期借入金	1,660,479	1,660,479	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,589,485	1,589,485	—
(3) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金	2,685,473	2,685,473	—
(4) 長期借入金	5,372,595	5,307,981	△64,614
(5) ノンリコース長期借入金	29,234,145	30,740,085	1,505,939
負債計	40,542,179	41,983,504	1,441,325
デリバティブ取引(*)	(1,445,940)	(1,445,940)	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金

同一の残存期間で同条件の借入を行う場合に想定される金利を用いて、元金の合計額を割り引く方法によって時価を見積った結果、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) ノンリコース長期借入金

元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており（注記事項「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる金利で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2016年5月31日)
関係会社株式	846,008
その他の関係会社有価証券	488,836

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,468,581	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,755,600	—	—	—
合計	12,224,182	—	—	—

4. 長期借入金及びノンリコース長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,660,479	—	—	—	—	—
長期借入金	1,589,485	2,130,696	1,317,696	977,576	613,179	333,447
ノンリコース長期借入金	2,685,473	1,752,331	1,760,090	1,825,661	1,823,750	22,072,312
合計	5,935,437	3,883,027	3,077,787	2,803,237	2,436,929	22,405,759

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当連結会計年度 (2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (2015年5月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当する事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	ノンリコース 長期借入金	3,387,115	3,194,553	(注) 1 △235,901
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金、 ノンリコース 長期借入金	11,382,000	10,727,000	(注) 2
合計			14,769,115	13,921,553	△235,901

- (注) 1. 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2016年5月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当する事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	ノンリコース 長期借入金	13,076,599	12,358,145	(注) 1 △1,445,940
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金、 ノンリコース 長期借入金	18,061,000	16,995,000	(注) 2
合計			31,137,599	29,353,145	△1,445,940

- (注) 1. 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は8,931千円であります。

当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は8,225千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価	— 千円
販売費及び一般管理費	— 千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 13名 社外協力者 5名	取締役 1名 従業員 3名	従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 138,900株	普通株式 18,000株	普通株式 60,000株
付与日	2004年11月30日	2005年3月22日	2006年4月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下新株予約権者という)は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員、当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員並びに社外協力者としての地位にあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下新株予約権者という)は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員、当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員並びに社外協力者としての地位にあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下新株予約権者という)は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員、当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員並びに社外協力者としての地位にあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から6ヶ月が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2006年11月25日 至 2014年11月24日	自 2006年11月25日 至 2014年11月24日	自 2008年4月5日 至 2016年3月31日

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名	取締役 1名 従業員 38名	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 9,000株	普通株式 112,800株	普通株式 20,200株
付与日	2006年6月1日	2006年11月30日	2006年11月30日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下新株予約権者という)は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員、当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員並びに社外協力者としての地位にあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から6ヶ月が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2008年4月5日 至 2016年3月31日	自 2008年11月17日 至 2016年9月28日	自 2006年11月30日 至 2016年9月28日

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 従業員 2名	監査役 2名 従業員 5名	従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 24,000株	普通株式 31,000株	普通株式 24,000株
付与日	2006年12月28日	2008年3月7日	2008年7月14日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2008年12月29日 至 2016年12月28日	自 2010年3月8日 至 2018年2月27日	自 2010年7月15日 至 2018年2月27日

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名	従業員 3名	従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株	普通株式 11,000株	普通株式 5,000株
付与日	2009年2月18日	2010年2月19日	2010年8月12日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2011年2月20日 至 2018年2月27日	自 2012年2月20日 至 2019年2月25日	自 2012年8月13日 至 2020年2月24日

	第16回ストック・オプション	第17回ストック・オプション	第18回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名 監査役 1名	従業員 1名	従業員 6名 子会社役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,000株	普通株式 3,000株	普通株式 40,000株
付与日	2011年2月26日	2011年7月26日	2012年7月24日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2013年2月27日 至 2021年2月8日	自 2013年7月27日 至 2020年8月27日	自 2014年7月25日 至 2021年8月29日

	第19回ストック・オプション	第20回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名 子会社役員 1名	従業員 10名	従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 40,000株	普通株式 40,000株	普通株式 33,000株
付与日	2013年2月27日	2014年4月30日	2014年4月30日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2015年2月28日 至 2022年8月27日	自 2016年5月1日 至 2023年8月28日	自 2014年5月1日 至 2023年12月13日

	第22回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 27,000株
付与日	2014年7月30日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 2014年7月31日 至 2023年12月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年4月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度（2015年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は2014年4月28日に株式分割（1株につき100株の割合）を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	92,500	6,000	30,000
付与	—	—	—
失効	92,500	6,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	30,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	4,000	52,500	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	4,000	52,500	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	15,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	15,200

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	4,000	20,000	3,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	4,000	20,000	3,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	5,000	11,000	5,000
付与	—	—	—
失効	—	5,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	5,000	6,000	5,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション	第18回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	28,000	3,000	20,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	28,000	3,000	20,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第19回 ストック・オプション	第20回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	34,000	40,000	33,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	34,000	40,000	33,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

		第22回 ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前連結会計年度末		—
付与		27,000
失効		—
権利確定		—
未確定残		27,000
権利確定後	(株)	
前連結会計年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

② 単価情報

		第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	5	5	550
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	550	1,240	1,240
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	1,240	1,240	1,240
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	1,240	1,240	1,240
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション	第18回 ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	1,240	1,240	1,240
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第19回 ストック・オプション	第20回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	1,240	1,550	1,550
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第22回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,550
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 2014年4月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、取引事例法及び純資産法に基づいて算出した結果を基礎として算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回るため、単価当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 ー 千円

販売費及び一般管理費 ー 千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 22名	従業員 2名	取締役 1名 従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 60,000株	普通株式 9,000株	普通株式 112,800株
付与日	2006年4月28日	2006年6月1日	2006年11月30日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員、当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員並びに社外協力者としての地位にあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から6ヶ月が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員、当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員並びに社外協力者としての地位にあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から6ヶ月が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。</p>
対象勤務期間	ー	ー	ー
権利行使期間	自 2008年4月5日 至 2016年3月31日	自 2008年4月5日 至 2016年3月31日	自 2008年11月17日 至 2016年9月28日

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 3名	取締役 2名 従業員 2名	監査役 2名 従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 20,200株	普通株式 24,000株	普通株式 31,000株
付与日	2006年11月30日	2006年12月28日	2008年3月7日
権利確定条件	新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかであることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかであることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2006年11月30日 至 2016年9月28日	自 2008年12月29日 至 2016年12月28日	自 2010年3月8日 至 2018年2月27日

	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名	従業員 2名	従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 24,000株	普通株式 8,000株	普通株式 11,000株
付与日	2008年7月14日	2009年2月18日	2010年2月19日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかであることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかであることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかであることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2010年7月15日 至 2018年2月27日	自 2011年2月20日 至 2018年2月27日	自 2012年2月20日 至 2019年2月25日

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション	第17回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名	取締役 2名 監査役 1名	従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,000株	普通株式 28,000株	普通株式 3,000株
付与日	2010年8月12日	2011年2月26日	2011年7月26日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2012年8月13日 至 2020年2月24日	自 2013年2月27日 至 2021年2月8日	自 2013年7月27日 至 2020年8月27日

	第18回ストック・オプション	第19回ストック・オプション	第20回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 6名 子会社役員 1名	従業員 5名 子会社役員 1名	従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 40,000株	普通株式 40,000株	普通株式 40,000株
付与日	2012年7月24日	2013年2月27日	2014年4月30日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2014年7月25日 至 2021年8月29日	自 2015年2月28日 至 2022年8月27日	自 2016年5月1日 至 2023年8月28日

	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 6名	従業員 13名	取締役 1名 従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 33,000株	普通株式 27,000株	普通株式 35,000株
付与日	2014年4月30日	2014年7月30日	2015年8月29日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2014年5月1日 至 2023年12月13日	自 2014年7月31日 至 2023年12月13日	自 2015年8月30日 至 2025年8月28日

	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	従業員 4名	従業員 14名 子会社役員 1名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,500株	普通株式 63,000株
付与日	2015年10月27日	2016年1月27日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され取引が開始された日から1年が経過する日まで新株予約権を行使できない。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 2015年10月28日 至 2025年8月28日	自 2016年1月28日 至 2025年8月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年4月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2016年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は2014年4月28日に株式分割（1株につき100株の割合）を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	30,000	4,000	52,500
付与	—	—	—
失効	30,000	4,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	52,500
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	4,000	20,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	4,000	20,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,200	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	5,000	—	—
未行使残	10,200	—	—

	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	3,000	5,000	6,000
付与	—	—	—
失効	—	—	3,000
権利確定	—	—	—
未確定残	3,000	5,000	3,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第15回 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	5,000	28,000	3,000
付与	—	—	—
失効	—	20,000	3,000
権利確定	—	—	—
未確定残	5,000	8,000	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第18回 ストック・オプション	第19回 ストック・オプション	第20回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	20,000	34,000	40,000
付与	—	—	—
失効	—	18,000	12,000
権利確定	—	—	—
未確定残	20,000	16,000	28,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第21回 ストック・オプション	第22回 ストック・オプション	第23回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	33,000	27,000	—
付与	—	—	35,000
失効	12,000	7,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	21,000	20,000	35,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第24回 ストック・オプション	第25回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	8,500	63,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	8,500	63,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	550	550	1,240
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1,240	1,240	1,240
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1,240	1,240	1,240
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第15回 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	1,240	1,240	1,240
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

		第18回 ストック・オプション	第19回 ストック・オプション	第20回 ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	1,240	1,240	1,550
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第21回 ストック・オプション	第22回 ストック・オプション	第23回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,550	1,550	1,550
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第24回 ストック・オプション	第25回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,550	1,550
行使時平均株価	(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—

(注) 2014年4月28日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、取引事例法及び純資産法に基づいて算出した結果を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回るため、単価当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2015年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2015年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,243千円
未払賞与	11,699
貸倒引当金	3,257
減価償却超過額	2,556
資産除去債務	181,207
投資有価証券評価損	16,149
繰越欠損金	305,724
資産調整勘定	16,529
連結会社間内部利益消去	128,301
為替差損	12,408
繰延ヘッジ損益	66,594
その他	18,770
小計	766,441
評価性引当額	△86,317
繰延税金資産合計	680,124
繰延税金負債	
資産除去債務	△176,165
原価算入交際費	△5,780
長期前払費用	△30,323
特別償却準備金	△454,465
匿名組合分配損益	△110,486
その他	△593
繰延税金負債合計	△777,814
繰延税金資産 (負債) の純額	△97,690

2015年5月31日現在の繰延税金資産 (負債) の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	69,414千円
固定資産－繰延税金資産	46,190
流動負債－繰延税金負債	△2,840
固定負債－繰延税金負債	△210,453

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2015年5月31日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.5
住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減	18.1
のれんの償却額	4.3
段階取得に係る差益	△5.7
持分法による投資損益	△10.2
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△1.0
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第2号)が2015年3月31日に国会で成立し、2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から2015年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、2016年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は19,783千円減少し、法人税等調整額が24,242千円減少し、繰延ヘッジ損益が4,458千円増加しております。

当連結会計年度（2016年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2016年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	35,282千円
未払金	10,323
賞与引当金	26,877
貸倒引当金	16,792
特別修繕引当金	17,239
減価償却超過額	7,663
資産除去債務	332,932
投資有価証券評価損	19,293
繰越欠損金	134,816
資産調整勘定	8,462
連結会社間内部利益消去	247,319
為替差損	799
繰延ヘッジ損益	402,958
その他	18,035
小計	1,278,796
評価性引当額	△94,280
繰延税金資産合計	1,184,515
繰延税金負債	
資産除去債務	△295,828
開業費	△66,729
長期前払費用	△52,083
特別償却準備金	△637,810
圧縮積立金	△23,395
匿名組合分配損益	△161,978
その他	△9,312
繰延税金負債合計	△1,247,138
繰延税金資産（負債）の純額	△62,623

2016年5月31日現在の繰延税金資産（負債）の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	146,934千円
固定資産－繰延税金資産	210,121
流動負債－繰延税金負債	△1,459
固定負債－繰延税金負債	△418,219

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2016年5月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.5
住民税均等割	0.5
少数株主損益に含まれる匿名組合分配額の調整	△3.4
親会社と子会社の税率差異による調整	△0.6
評価性引当額の増減	2.7
のれんの償却額	2.9
段階取得に係る差損	4.0
持分法による投資損益	△2.9
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△1.8
未実現利益消去	6.5
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(2016年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3%から2016年6月1日に開始する連結会計年度及び2017年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、2018年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は10,259千円、法人税等調整額が21,921千円、繰延ヘッジ損益が11,662千円、それぞれ減少しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

取得による企業結合

株式会社水郷潮来ソーラーの株式の追加取得

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社水郷潮来ソーラー

事業の内容 再生可能エネルギー発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社水郷潮来ソーラーへの影響力を高めることにより、当社グループ全体の企業価値向上を図ることを主たる目的としております。

(3) 企業結合日

2014年7月1日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社水郷潮来ソーラー

(6) 取得した議決権比率

追加取得前の議決権比率 38.0%

追加取得した議決権比率 20.0%

追加取得後の議決権比率 58.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2014年7月1日から2015年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	113,680千円
取得原価		113,680

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 17,877千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

94,408千円

(2) 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,024,068千円
固定資産	3,863,684
資産合計	4,887,753
流動負債	△522,356
固定負債	△3,960,572
負債合計	△4,482,929

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	248,411千円
営業利益	145,005
経常利益	82,167
税金等調整前当期純利益	82,167
親会社株主に帰属する当期純利益	34,790
1株当たり当期純利益	8.60円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

株式会社菊川石山ソーラーの株式の追加取得

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社菊川石山ソーラー
事業の内容 再生可能エネルギー発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社菊川石山ソーラーへの影響力を高めることにより、当社グループ全体の企業価値向上を図ることを主たる目的としております。

(3) 企業結合日

2015年3月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社菊川石山ソーラー

(6) 取得した議決権比率

追加取得前の議決権比率 44.0%
追加取得した議決権比率 19.0%
追加取得後の議決権比率 63.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

決算日をみなし取得日としているため、連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	98,961千円
取得原価		98,961

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 64,789千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

45,113千円

(2) 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	670,034千円
固定資産	2,746,228
資産合計	3,416,262
流動負債	△427,968
固定負債	△2,538,953
負債合計	△2,966,922

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	80,327千円
営業利益	44,645
経常利益	26,354
税金等調整前当期純利益	26,354
親会社株主に帰属する当期純利益	5,168
1株当たり当期純利益	1.28円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

株式会社菊川堀之内谷ソーラーの株式の追加取得

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社菊川堀之内谷ソーラー
事業の内容 再生可能エネルギー発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社菊川堀之内谷ソーラーへの影響力を高めることにより、当社グループ全体の企業価値向上を図ることを主たる目的としております。

(3) 企業結合日

2015年3月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社菊川堀之内谷ソーラー

(6) 取得した議決権比率

追加取得前の議決権比率 43.0%
追加取得した議決権比率 18.0%
追加取得後の議決権比率 61.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

決算日をみなし取得日としているため、連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	74,005千円
取得原価		74,005

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 52,382千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん
36,031千円
- (2) 発生原因
主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間
20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	528,019千円
固定資産	2,183,655
資産合計	<u>2,711,675</u>
流動負債	△341,511
固定負債	△2,017,906
負債合計	<u>△2,359,418</u>

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	62,522千円
営業利益	32,982
経常利益	19,078
税金等調整前当期純利益	19,078
親会社株主に帰属する当期純利益	3,438
1株当たり当期純利益	0.85円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

取得による企業結合

株式会社富津ソーラーの株式の追加取得

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社富津ソーラー
事業の内容 再生可能エネルギー発電事業
- (2) 企業結合を行った主な理由
株式会社富津ソーラーへの影響力を高めることにより、当社グループ全体の企業価値向上を図ることを主たる目的としております。
- (3) 企業結合日
2015年9月30日(みなし取得日)
- (4) 企業結合の法的形式
株式取得
- (5) 結合後企業の名称
株式会社富津ソーラー
- (6) 取得した議決権比率
追加取得前の議決権比率 37.0%
追加取得した議決権比率 14.0%
追加取得後の議決権比率 51.0%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2015年10月1日から2016年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		
取得の対価	現金	223,770千円
取得原価		223,770

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差損 149,141千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

63,264千円

(2) 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

19年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,220,164千円
固定資産	10,828,635
繰延資産	172,110
資産合計	13,220,910
流動負債	△652,661
固定負債	△11,093,961
負債合計	△11,746,622

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,149,430千円
営業利益	691,026
経常利益	387,805
税金等調整前当期純利益	387,805
親会社株主に帰属する当期純利益	52,482
1株当たり当期純利益	12.96円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建設リサイクル法及び土壌汚染対策法に基づくプラスチックリサイクル工場の処分費用及び調査費用、並びに太陽光発電用地の土地転貸借契約書に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年から38年と見積り、割引率は1.0%~1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)
期首残高	11,259千円
連結子会社取得に伴う増加額	635,606
時の経過による調整額	2,355
期末残高	649,221

当連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建設リサイクル法及び土壌汚染対策法に基づくプラスチックリサイクル工場の処分費用及び調査費用、並びに太陽光発電用地の土地転貸借契約書に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年から38年と見積り、割引率は1.0%~1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
期首残高	649,221千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	944,992
連結子会社取得に伴う増加額	542,758
時の経過による調整額	19,019
期末残高	2,155,993

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントは前連結会計年度までは、「プラスチックリサイクル事業」、「再生可能エネルギー事業」及び「環境ソリューション事業」の3つに区分しておりましたが、当連結会計年度からは、当社グループ内事業の重要性の変化に合わせ、さらには2016年6月1日付当社内組織変更により「環境ソリューション事業」を推進していた事業部が、「再生可能エネルギー事業」を推進する事業部へ吸収されることになったことも踏まえ、「再生可能エネルギー発電事業」、「再生可能エネルギー開発・運営事業」及び「プラスチックリサイクル事業」の3つを報告セグメントとしております。

「再生可能エネルギー発電事業」は、メガソーラー（大規模太陽光発電）、風力発電、バイオマス発電といった再生可能エネルギー発電所を操業することでの売電事業を展開しております。「再生可能エネルギー開発・運営事業」は、新たな再生可能エネルギー発電所の設立・開業に至るまでの支援、並びに開業後の運営支援を行っております。「プラスチックリサイクル事業」は、再生プラスチックの製造・販売を行っております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続きに準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、経常利益に純支払利息及び各種償却費（減価償却費、電力負担金償却、のれん償却額及び開業費償却）を加えたEBITDAであります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額
	再生可能エ ネルギー 発電事業	再生可能エネ ルギー 開発・運営事 業	プラスチック リサイクル事 業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	547,417	775,758	4,216,752	5,539,928	—	5,539,928
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	462,377	—	462,377	△462,377	—
計	547,417	1,238,135	4,216,752	6,002,306	△462,377	5,539,928
セグメント利益 (注) 2	653,107	366,575	1,008,673	2,028,355	△1,315,422	712,933
セグメント資産	18,643,802	7,805,100	2,927,538	29,376,441	△1,407,442	27,968,999
その他の項目						
持分法投資利益	238,942	—	—	238,942	—	238,942
持分法適用会社への投資額	—	1,693,886	—	1,693,886	—	1,693,886
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	13,387,266	15,835	34,863	13,437,965	—	13,437,965

- (注) 1. セグメント利益の調整額△1,315,422千円には、支払利息△176,290千円、資産除去債務利息△6,399千円、受取利息857千円、減価償却費△704,738千円、電力負担金償却△386千円、のれん償却額△101,910千円、開業費償却△23,648千円、セグメント間取引消去△302,906千円が含まれております。また、セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。
2. セグメント利益は、経常利益に純支払利息及び各種償却費（減価償却費、電力負担金償却、のれん償却額及び開業費償却）を加えたEBITDAにて表示しております。
3. 前連結会計年度における報告セグメントに従うと、「外部顧客への売上高」は、「プラスチックリサイクル事業」4,216,752千円、「再生可能エネルギー事業」1,138,668千円、「環境ソリューション事業」184,507千円、「調整額」一千円、「連結財務諸表計上額」5,539,928千円となり、セグメント間の内部売上高又は振替高を考慮後の「売上高」は、「プラスチックリサイクル事業」4,216,752千円、「再生可能エネルギー事業」1,552,842千円、「環境ソリューション事業」184,507千円、「調整額」△414,173千円、「連結財務諸表計上額」5,539,928千円となります。
4. 前連結会計年度における報告セグメントに従うと、経常利益ベースでの報告セグメントの利益又は損失（△）は、「プラスチックリサイクル事業」393,855千円、「再生可能エネルギー事業」666,585千円、「環境ソリューション事業」△18,043千円、「調整額」△329,464千円、「連結財務諸表計上額」712,933千円となります。
5. 前連結会計年度における報告セグメントに従うと、セグメント資産は、「プラスチックリサイクル事業」4,199,112千円、「再生可能エネルギー事業」23,519,809千円、「環境ソリューション事業」250,076千円、「調整額」一千円、「連結財務諸表計上額」27,968,999千円となります。

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額
	再生可能エ ネルギー 発電事業	再生可能エ ネルギー 開発・運営事 業	プラスチック リサイクル事 業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,831,919	1,148,970	3,575,364	8,556,254	—	8,556,254
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	998,319	—	998,319	△998,319	—
計	3,831,919	2,147,289	3,575,364	9,554,574	△998,319	8,556,254
セグメント利益 (注) 2	3,358,138	1,620,372	854,887	5,833,399	△4,525,427	1,307,972
セグメント資産	38,523,706	11,988,101	2,805,115	53,316,923	△1,703,639	51,613,283
その他の項目						
持分法投資利益又は損失 (△)	114,988	—	—	114,988	△244,953	△129,964
持分法適用会社への投資額	—	1,325,894	—	1,325,894	—	1,325,894
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	18,758,477	21,960	△333,924	18,446,513	△149,637	18,296,875

(注) 1. セグメント利益の調整額△4,525,427千円には、支払利息△768,680千円、資産除去債務利息△19,019千円、受取利息835千円、減価償却費△1,662,343千円、電力負担金償却△12,736千円、のれん償却額△108,827千円、開業費償却△199,486千円、セグメント間取引消去△1,755,168千円が含まれております。また、セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、経常利益に純支払利息及び各種償却費（減価償却費、電力負担金償却、のれん償却額及び開業費償却）を加えたEBITDAにて表示しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	2,617,399	プラスチックリサイクル事業

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	2,150,395	プラスチックリサイクル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

該当する事項はありません。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

該当する事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

（単位：千円）

	再生可能エネルギー発電事業	再生可能エネルギー開発・運営事業	プラスチックリサイクル事業	全社・消去	合計
当期償却額	3,540	－	98,369	－	101,910
当期末残高	172,012	－	336,383	－	508,396

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

（単位：千円）

	再生可能エネルギー発電事業	再生可能エネルギー開発・運営事業	プラスチックリサイクル事業	全社・消去	合計
当期償却額	10,457	－	98,369	－	108,827
当期末残高	224,819	－	238,013	－	462,833

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

該当する事項はありません。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

該当する事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合又は出資割合(%) (注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	㈱富津ソーラー	千葉県富津市	607,500	再生可能エネルギー発電事業	(所有割合)直接37.0	太陽光発電所の運営支援 役員の兼任	スポンサーサポート契約の締結(注2) (注3)及び担保提供(注4)	10,884,656	—	—
関連会社	大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡大津町	—	再生可能エネルギー発電事業	(出資割合)直接38.0	—	スポンサーサポート契約の締結(注2) (注3)及び担保提供(注4)	1,199,000	—	—
							事業開発に関する業務委託(注5)(注6)	売上高 150,000	売掛金	162,000
							匿名組合への出資(注7) (注9)	263,720	—	—
関連会社	ユナイテッドリニューアブルエナジー(株)	秋田県秋田市	2,000,000	再生可能エネルギー発電事業	(所有割合)直接30.8	バイオマス発電所の経営管理支援	スポンサーサポート契約の締結(注2) (注3)及び担保提供(注4)	2,770,000	—	—
関連会社	富士見ソーラー匿名組合事業	東京都千代田区	—	再生可能エネルギー発電事業	(出資割合)直接38.0	—	事業開発に関する業務委託(注5)(注6)	売上高 450,000	売掛金	486,000
							匿名組合への出資(注8) (注9)	316,920	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 「議決権の所有(被所有)割合又は出資割合」欄には、株式会社については議決権の所有割合、匿名組合事業については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。
2. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を行ったものであります。
3. 保証料の受領は行っておりません。
4. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものであります。
5. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しております。
6. 取引金額には、消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含んでおります。
7. 当該匿名組合は、合同会社大津ソーラーを営業者とする匿名組合であります。
8. 当該匿名組合は、合同会社富士見ソーラーを営業者とする匿名組合であります。
9. 匿名組合契約書に基づき出資しております。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合又は出資割合(%) (注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡大津町	-	再生可能エネルギー発電事業	(出資割合)直接38.0	-	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注3)及び担保提供(注4)	5,996,000	-	-
							事業開発に関する業務委託(注5)(注6)	-	売掛金	162,000
子会社	富士見ソーラー匿名組合事業	東京都千代田区	-	再生可能エネルギー発電事業	(出資割合)直接100.0	-	事業開発に関する業務委託(注5)(注6)	-	売掛金	486,000
関連会社	軽米西ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町	-	再生可能エネルギー発電事業	(出資割合)直接38.0	-	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注3)及び担保提供(注4)	2,490,000	-	-
							事業開発に関する業務委託(注5)(注6)	売上高 1,200,000	売掛金	216,000
							匿名組合への出資(注7)(注8)	729,600	-	-
関連会社	ユナイテッドリニューアブルエナジー(株)	秋田県秋田市	2,000,000	再生可能エネルギー発電事業	(所有割合)直接30.8	バイオマス発電所の経営管理支援	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注3)及び担保提供(注4)	8,602,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 「議決権の所有(被所有)割合又は出資割合」欄には、株式会社については議決権の所有割合、匿名組合事業については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。
2. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を行ったものであります。
3. 保証料の受領は行っておりません。
4. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものであります。
5. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しております。
6. 取引金額には、消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含んでおります。
7. 当該匿名組合は、合同会社軽米西ソーラーを営業者とする匿名組合であります。
8. 匿名組合契約書に基づき出資しております。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

	当連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)
1株当たり純資産額	165.49円
1株当たり当期純利益金額	26.78円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

2. 当社は、2016年11月29日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	433,568
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	433,568
期中平均株式数(千株)	16,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権17種類(新株予約権 の数3,297個)。 詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりであ ります。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
1株当たり純資産額	227.13円
1株当たり当期純利益金額	18.87円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。
2. 当社は、2016年11月29日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	305,678
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額 (千円)	305,678
期中平均株式数 (千株)	16,198
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権17種類（新株予約権 の数3,222個）。 詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

該当する事項はありません。

当連結会計年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

(重要な子会社の株式の売却)

当社は、2016年7月29日付で、当社の連結子会社である株式会社エコスファクトリーの全株式（10,800株）、株式会社グリーンループの全株式（6,314株）及び株式会社日泉の全株式（2,001株）をヴェオリア・ジャパン株式会社へ3,700,000千円で譲渡する株式譲渡契約を締結しました。

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

ヴェオリア・ジャパン株式会社

②分離する事業の内容

プラスチックリサイクル事業

③事業分離を行う主な理由

当社グループは過去に、「再生可能エネルギー事業」、「プラスチックリサイクル事業」及び「環境ソリューション事業」の3つの事業セグメントに経営資源を投入し、事業を推進してまいりました。

当社グループは昨今、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーになること」を新たなビジョンとして経営方針の中心に据えました。成長著しい再生可能エネルギーの発電及び開発運営事業をコア事業とみなし、今後は再生可能エネルギー関連事業に経営資源を集中的に投下する方針です。

この新たな経営方針のもとで、当連結会計年度において、「環境ソリューション事業」を「再生可能エネルギー開発・運営事業」に統合し、再生可能エネルギー関連事業の強化を図りました。

また、2016年7月において、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社である株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉につ

いて、当社が保有する全株式を譲渡し、「プラスチックリサイクル事業」を分離することを決定いたしました。「プラスチックリサイクル事業」をより専門性のある企業グループに譲渡し、当社グループは再生可能エネルギー関連事業に特化することで、当社グループの更なる成長を達成し、株式価値の増大を図ってまいります。

④事業分離日

株式会社エコスファクトリー：2016年8月30日

株式会社グリーンループ：2016年8月31日

株式会社日泉：2016年8月30日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

⑥売却する株式の数、売却後の持分比率及び売却損益

売却する株式の数：株式会社エコスファクトリー10,800株、株式会社グリーンループ6,314株及び株式会社日泉2,001株

売却後の持分比率：—%

売却損益：関係会社株式売却益2,350,788千円、事業再編損64,381千円

(投資に係る重要な事象)

当社は、2016年8月30日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である福海風力発電股份有限公司への出資金について、プロジェクトの見通しが不透明であること等から当初想定していた収益の確保が困難となったことを踏まえて、株式転換を行わず、その投資を減損することを決議しました。このため、2017年5月期第1四半期において、投資有価証券評価損として544,275千円を計上しました。

(子会社に対する債権の重大な貸倒損失の計上)

当社は、2016年8月30日開催の取締役会において、当社の持分法適用子会社である富士見ソーラー匿名組合事業について、開発の見通しが不透明となったことを踏まえて、開発中止の方向性を決議しました。このため、2017年5月期第1四半期において、同事業に対する売掛金等の債権のうち、回収見込額を控除した金額141,819千円を貸倒損失として計上しました。

(株式の分割)

当社は、2016年11月29日開催の取締役会決議において、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、1株につき4株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

①2016年12月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき4株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割により増加する株式数

ア 株式分割前の発行済株式総数 4,387,900株

イ 今回の分割により増加する株式数 13,163,700株

ウ 株式分割後の発行済株式総数 17,551,600株

エ 株式分割後の発行可能株式総数 70,200,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2016年12月16日を効力発生日としております。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉について、第1四半期連結会計期間において全ての株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

なお、当該連結範囲の変更は、当第2四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えております。当該影響の概要は、連結貸借対照表の総資産及び総負債の減少、連結損益計算書の売上高等の減少です。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

福海風力発電股份有限公司については、実質的な影響力が認められなくなったため、第1四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。

また、当第2四半期連結会計期間において、軽米東ソーラー匿名組合事業に出資したため、持分法適用の関連会社を含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務等

下記関係会社の金融機関からの借入に対しスポンサーサポート契約を差し入れております。

当第2四半期連結会計期間
(2016年11月30日)

大津ソーラー匿名組合事業	5,388,000千円
軽米西ソーラー匿名組合事業	2,490,000
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	10,541,000
計	18,419,000

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりです。

当第2四半期連結累計期間
(自 2016年6月1日
至 2016年11月30日)

給料及び手当	174,248千円
役員報酬	111,545
賞与	77,007
業務委託費	61,208
法定福利費	53,225

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりです。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
現金及び預金勘定	11,280,580千円
引出制限付預金	△4,643,288
現金及び現金同等物	6,637,292

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)

1. 配当金支払額

該当する事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当する事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当する事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額
	再生可能 エネルギー 発電事業	再生可能 エネルギー 開発・運営 事業	プラスチック リサイクル 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,334,842	1,153,131	1,140,150	5,628,124	—	5,628,124
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	1,180,485	—	1,180,485	△1,180,485	—
計	3,334,842	2,333,616	1,140,150	6,808,609	△1,180,485	5,628,124
セグメント利益(注) 2	2,868,719	1,741,235	246,147	4,856,102	△2,858,166	1,997,936

(注) 1. セグメント利益の調整額△2,858,166千円には、支払利息△519,309千円、資産除去債務利息△13,287千円、受取利息650千円、減価償却費△993,949千円、電力負担金償却△9,615千円、のれん償却額△38,858千円、開業費償却△128,399千円、セグメント間取引消去△1,155,397千円が含まれております。

2. セグメント利益は、経常利益に純支払利息及び各種償却費(減価償却費、電力負担金償却、のれん償却額及び開業費償却)を加えたEBITDAにて表示しております。

3. 第1四半期連結会計期間において、「プラスチックリサイクル事業」を営む株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉の全ての株式を譲渡したことにより、当事業を分離しております。

これにより、前連結会計年度の末日に比べ、当第2四半期連結会計期間の報告セグメントの資産の金額は、「プラスチックリサイクル事業」において2,805,115千円減少しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「プラスチックリサイクル事業」において、株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉の全ての株式を譲渡して連結の範囲から除外したことにより、のれんの金額が205,223千円減少しております。

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

ヴェオリア・ジャパン株式会社

(2) 分離した事業の内容

プラスチックリサイクル事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループは過去に、「再生可能エネルギー事業」、「プラスチックリサイクル事業」及び「環境ソリューション事業」の3つの事業セグメントに経営資源を投入し、事業を推進してまいりました。

当社グループは昨今、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーになること」を新たなビジョンとして経営方針の中心に据えました。成長著しい再生可能エネルギーの発電及び開発運営事業をコア事業とみなし、今後は再生可能エネルギー関連事業に経営資源を集中的に投下する方針です。

この新たな経営方針のもとで、前連結会計年度において、「環境ソリューション事業」を「再生可能エネルギー開発・運営事業」に統合し、再生可能エネルギー関連事業の強化を図りました。

また、2016年7月において、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社である株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉について、当社が保有する全株式を譲渡し、「プラスチックリサイクル事業」を事業分離することを決定いたしました。「プラスチックリサイクル事業」をより専門性のある企業グループに譲渡し、当社グループは再生可能エネルギー関連事業に特化することで、当社グループの更なる成長を達成し、株式価値の増大を図ってまいります。

(4) 事業分離日

株式会社エコスファクトリー：2016年8月30日

株式会社グリーンループ：2016年8月31日

株式会社日泉：2016年8月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 2,350,788千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,432,517千円
固定資産	3,116,901
資産合計	4,549,418
流動負債	1,058,529
固定負債	2,200,738
負債合計	3,259,268

(3) 会計処理

移転した「プラスチックリサイクル事業」に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

プラスチックリサイクル事業

4. 四半期連結累計期間にかかる四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	1,140,150千円
営業利益	94,726

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2016年6月1日 至 2016年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	126.88円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	2,223,939
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	2,223,939
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,527
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

2. 当社は、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式の分割)

当社は、2016年11月29日開催の取締役会決議において、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、1株につき4株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

①2016年12月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき4株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割により増加する株式数

ア 株式分割前の発行済株式総数	4,387,900株
イ 今回の分割により増加する株式数	13,163,700株
ウ 株式分割後の発行済株式総数	17,551,600株
エ 株式分割後の発行可能株式総数	70,200,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2016年12月16日を効力発生日としております。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当する事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	886,669	1,660,479	1.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,388,571	1,589,485	1.4	—
1年以内に返済予定のノンリコース長期借入金	1,268,562	2,685,473	1.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,134	3,889	2.0	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,492,073	5,372,595	1.4	2017年～2022年
ノンリコース長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	14,206,553	29,234,145	2.2	2017年～2032年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	5,761	12,554	2.0	2017年～2021年
合計	22,251,324	40,558,623	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、金利スワップの特例処理を適用している借入金については、金利スワップ後の固定金利を適用して記載しています。

2. リース債務、長期借入金及びノンリコース長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	5,959	4,175	1,850	569
長期借入金	2,130,696	1,317,696	977,576	613,179
ノンリコース長期借入金	1,752,331	1,760,090	1,825,661	1,823,750

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
建設リサイクル法及び土壌汚染対策法に基づくもの	11,473	217	—	11,691
土地転貸借契約に基づくもの	637,748	1,506,553	—	2,144,302
合計	649,221	1,506,771	—	2,155,993

(2) 【その他】

該当する事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 941,337	4,222,138
売掛金	※2 1,095,916	※2 908,779
商品	17,383	739
仕掛品	71,182	135,736
前払費用	35,369	41,215
繰延税金資産	4,046	55,422
短期貸付金	3,000	—
関係会社短期貸付金	1,071,244	570,892
関係会社立替金	417,146	689,388
その他	※2 67,498	※2 119,606
貸倒引当金	△3,000	△86,835
流動資産合計	3,721,124	6,657,082
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,664	28,715
減価償却累計額	△5,280	△9,057
建物（純額）	17,383	19,657
工具、器具及び備品	45,134	51,923
減価償却累計額	△28,055	△36,583
工具、器具及び備品（純額）	17,078	15,340
リース資産	14,596	18,879
減価償却累計額	△6,855	△4,021
リース資産（純額）	7,740	14,858
有形固定資産合計	42,202	49,856
無形固定資産		
商標権	676	551
ソフトウェア	20,053	17,951
その他	499	499
無形固定資産合計	21,230	19,003
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 2,671,168	※1 2,895,948
その他の関係会社有価証券	※1 1,260,488	※1 2,290,118
関係会社長期貸付金	228,000	275,000
破産更生債権等	7,710	2,040
その他	72,313	108,110
貸倒引当金	△7,710	△2,040
投資その他の資産合計	4,231,970	5,569,177
固定資産合計	4,295,403	5,638,037
資産合計	8,016,527	12,295,120

(単位：千円)

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 1,868	※2 7,087
短期借入金	※1 886,669	※4 1,232,207
1年内返済予定の長期借入金	※4 683,771	※4 976,873
1年内返済予定の関係会社長期借入金	—	150,000
リース債務	3,134	3,889
未払金	77,512	※2 126,340
未払費用	94,956	18,808
未払法人税等	1,815	57,480
前受金	24,304	459
賞与引当金	—	66,907
その他	※2 30,576	※2 42,405
流動負債合計	1,804,607	2,682,459
固定負債		
長期借入金	※4 3,261,673	※4 3,622,407
関係会社長期借入金	—	750,000
リース債務	5,761	12,554
繰延税金負債	82,110	76,203
固定負債合計	3,349,545	4,461,166
負債合計	5,154,153	7,143,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,190,000	1,660,250
資本剰余金		
資本準備金	1,168,623	1,638,873
資本剰余金合計	1,168,623	1,638,873
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	503,751	1,852,371
利益剰余金合計	503,751	1,852,371
株主資本合計	2,862,374	5,151,494
純資産合計	2,862,374	5,151,494
負債純資産合計	8,016,527	12,295,120

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当事業年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
売上高	※1 1,236,530	※1 2,154,026
売上原価	※1 350,795	※1 378,631
売上総利益	885,734	1,775,395
販売費及び一般管理費	※1, ※2 725,706	※1, ※2 1,031,580
営業利益	160,028	743,814
営業外収益		
受取利息	※1 14,481	※1 15,042
受取配当金	—	※1 954,450
為替差益	54,437	—
その他	2,664	15,743
営業外収益合計	71,583	985,236
営業外費用		
支払利息	59,286	※1 86,087
為替差損	—	102,846
その他	5,671	13,765
営業外費用合計	64,957	202,700
経常利益	166,653	1,526,351
特別損失		
貸倒引当金繰入額	—	33,392
貸倒損失	—	55,823
関係会社株式評価損	71,317	—
その他	—	2,719
特別損失合計	71,317	91,936
税引前当期純利益	95,336	1,434,415
法人税、住民税及び事業税	2,290	143,077
法人税等調整額	49,973	△57,282
法人税等合計	52,263	85,794
当期純利益	43,072	1,348,620

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)		当事業年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 当期商品仕入高	※1	2,675	0.6	12,930	3.0
II 外注費		84,407	20.4	194,833	45.7
III 労務費		298,290	72.2	197,368	46.3
IV 経費		27,919	6.8	21,409	5.0
当期総費用		413,292	100.0	426,541	100.0
期首商品たな卸高		24,806		17,383	
期首仕掛品たな卸高		1,262		71,182	
合計		439,361		515,107	
期末商品たな卸高		17,383		739	
期末仕掛品たな卸高		71,182		135,736	
当期売上原価		350,795		378,631	

※個別原価計算を用いて算出しております。

※1：主な内訳は以下のとおりです。

前事業年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)		当事業年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)	
旅費交通費	18,793千円	旅費交通費	11,127千円
支払報酬	2,244千円	支払報酬	2,593千円
雑給	1,931千円	人材派遣費	2,349千円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2014年6月1日 至 2015年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,190,000	1,168,623	1,168,623	460,678	460,678	2,819,301	2,819,301
当期変動額							
当期純利益				43,072	43,072	43,072	43,072
当期変動額合計	—	—	—	43,072	43,072	43,072	43,072
当期末残高	1,190,000	1,168,623	1,168,623	503,751	503,751	2,862,374	2,862,374

当事業年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,190,000	1,168,623	1,168,623	503,751	503,751	2,862,374	2,862,374
当期変動額							
新株の発行	470,250	470,250	470,250			940,500	940,500
当期純利益				1,348,620	1,348,620	1,348,620	1,348,620
当期変動額合計	470,250	470,250	470,250	1,348,620	1,348,620	2,289,120	2,289,120
当期末残高	1,660,250	1,638,873	1,638,873	1,852,371	1,852,371	5,151,494	5,151,494

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、匿名組合出資金は個別法によっております。詳細は、「4.(4)匿名組合出資金の会計処理」に記載しております。

その他有価証券

市場価格のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法を採用しております。

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品……個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しております。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しております。

当事業年度（自 2015年6月1日 至 2016年5月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、匿名組合出資金は個別法によっております。詳細は、「4. (4)匿名組合出資金の会計処理」に記載しております。

その他有価証券

市場価格のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法を採用しております。

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しております。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しております。

(5) 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当事業年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当事業年度から適用し、2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当事業年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当事業年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当事業年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務

当社、関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
現金及び預金	250,000千円	－千円
関係会社株式	1,832,189千円	2,055,959千円
その他の関係会社有価証券	1,260,488千円	2,290,118千円
計	3,342,677千円	4,346,077千円

担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
短期借入金	386,669千円	－千円
	(注) 上記のほか、担保に対応する 関係会社の借入金は、31,490,772 千円であります。	(注) 上記のほか、担保に対応する 関係会社の借入金は、50,037,619 千円であります。

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
短期金銭債権	894,909千円	940,665千円
短期金銭債務	1,773千円	22,145千円

3 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
株式会社日泉	93,000千円	62,000千円

以下の関係会社の金融機関からの借入債務に対し、株主サポート契約またはスポンサーサポート契約を差し入れております。

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
株式会社エコスファクトリー	595,280千円	1,200,000千円
株式会社グリーンループ	1,162,000千円	1,030,000千円
九重ソーラー匿名組合事業	5,419,000千円	7,360,000千円
株式会社富津ソーラー	10,884,656千円	9,882,065千円
株式会社水郷潮来ソーラー	3,543,115千円	3,194,553千円
株式会社菊川石山ソーラー	2,591,000千円	2,293,000千円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	2,042,000千円	1,806,000千円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	1,880,000千円	7,384,000千円
大津ソーラー匿名組合事業	1,199,000千円	5,996,000千円
軽米西ソーラー匿名組合事業	－千円	2,490,000千円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	2,770,000千円	8,602,000千円
計	32,086,052千円	51,237,619千円

※4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2015年5月31日)	当事業年度 (2016年5月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	1,450,000千円	2,031,000千円
借入実行残高	1,000,000千円	1,677,207千円
差引額	450,000千円	353,792千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当事業年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
営業取引による取引高		
売上高	840,100千円	1,836,036千円
売上原価	25,014千円	64,500千円
販売費及び一般管理費	7,951千円	6,536千円
営業取引以外の取引による取引高	13,939千円	971,796千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56.3%、当事業年度57.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43.7%、当事業年度43.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)	当事業年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
役員報酬	60,358千円	63,164千円
給料及び手当	166,930千円	243,064千円
賞与	77,893千円	97,851千円
法定福利費	32,239千円	46,317千円
地代家賃	56,151千円	58,919千円
支払報酬	38,802千円	61,586千円
減価償却費	19,349千円	22,979千円
調査費	—	53,442千円

(有価証券関係)

前事業年度 (2015年5月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式2,671,168千円及びその他の関係会社有価証券1,260,488千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2016年5月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式2,895,948千円及びその他の関係会社有価証券2,290,118千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2015年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2015年5月31日)
繰延税金資産	
未払賞与	4,153千円
投資有価証券等評価損	107,986
為替差損	12,408
繰越欠損金	20,889
その他	3,587
繰延税金資産小計	149,025
評価性引当額	△113,475
繰延税金資産合計	35,549
繰延税金負債	
匿名組合分配損益	△110,486
その他	△3,127
繰延税金負債合計	△113,614
繰延税金負債の純額	△78,064

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2015年5月31日)
法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△22.2
住民税均等割	2.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.9
評価性引当額の増減	31.4
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第2号)が2015年3月31日に国会で成立し、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から2015年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、2016年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は8,228千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

当事業年度（2016年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2016年5月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	11,197千円
賞与引当金	18,321
貸倒引当金	26,658
投資有価証券等評価損	99,393
その他	9,793
繰延税金資産小計	165,364
評価性引当額	△20,574
繰延税金資産合計	144,790
繰延税金負債	
匿名組合分配損益	△161,978
その他	△3,593
繰延税金負債合計	△165,572
繰延税金負債の純額	△20,781

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2016年5月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.6
住民税均等割	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.1
評価性引当額の増減	△6.5
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2016年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（2016年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年6月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から2016年6月1日に開始する事業年度及び2017年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、2018年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は805千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当事業年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

該当する事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

該当する事項はありません。

当事業年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

(重要な子会社の株式の売却)

当社は、2016年7月29日付で、当社の連結子会社である株式会社エコスファクトリーの全株式(10,800株)、株式会社グリーンループの全株式(6,314株)及び株式会社日泉の全株式(2,001株)をヴェオリア・ジャパン株式会社へ3,700,000千円で譲渡する株式譲渡契約を締結しました。

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

ヴェオリア・ジャパン株式会社

②分離する事業の内容

プラスチックリサイクル事業

③事業分離を行う主な理由

当社グループは過去に、「再生可能エネルギー事業」、「プラスチックリサイクル事業」及び「環境ソリューション事業」の3つの事業セグメントに経営資源を投入し、事業を推進してまいりました。

当社グループは昨今、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーになること」を新たなビジョンとして経営方針の中心に据えました。成長著しい再生可能エネルギーの発電及び開発運営事業をコア事業とみなし、今後は再生可能エネルギー関連事業に経営資源を集中的に投下する方針です。

この新たな経営方針のもとで、当事業年度において、「環境ソリューション事業」を「再生可能エネルギー開発・運営事業」に統合し、再生可能エネルギー関連事業の強化を図りました。

また、2016年7月において、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社である株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉について、当社が保有する全株式を譲渡し、「プラスチックリサイクル事業」を事業分離することを決定いたしました。「プラスチックリサイクル事業」をより専門性のある企業グループに譲渡し、当社グループは再生可能エネルギー関連事業に特化することで、当社グループの更なる成長を達成し、株式価値の増大を図ってまいります。

④事業分離日

株式会社エコスファクトリー：2016年8月30日

株式会社グリーンループ：2016年8月31日

株式会社日泉：2016年8月30日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

⑥売却する株式の数、売却後の持分比率及び売却損益

売却する株式の数：株式会社エコスファクトリー10,800株、株式会社グリーンループ6,314株及び株式会社日泉2,001株

売却後の持分比率：—%

売却損益：関係会社株式売却益2,672,935千円、事業再編損64,381千円

(子会社に対する債権の重大な貸倒引当金繰入額の計上)

当社は、2016年8月30日開催の取締役会において、当社の子会社である瑞諾華股份有限公司が出資している当社の関連会社である福海風力発電股份有限公司への出資金について、プロジェクトの見通しが不透明であること等から当初想定していた収益の確保が困難となったことを踏まえて、株式転換を行わず、その投資を減損することを決議しました。このため、2017年5月期第1四半期において、瑞諾華股份有限公司に対する貸付金等の債権のうち、回収見込額を控除した金額564,443千円を貸倒引当金繰入額として計上しました。

(投資に係る重要な事象及び子会社に対する債権の重大な貸倒損失の計上)

当社は、2016年8月30日開催の取締役会において、当社の子会社である富士見ソーラー匿名組合事業について、開発の見通しが不透明となったことを踏まえて、開発中止の方向性を決議しました。このため、2017年5月期第1四半期において、子会社株式評価損として283,074千円を計上しました。また、同事業に対する売掛金等の債権のうち、回収見込額を控除した金額190,693千円を貸倒損失として計上しました。

(株式の分割)

当社は、2016年11月29日開催の取締役会決議において、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、1株につき4株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

①2016年12月15日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき4株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割により増加する株式数

ア 株式分割前の発行済株式総数	4,387,900株
イ 今回の分割により増加する株式数	13,163,700株
ウ 株式分割後の発行済株式総数	17,551,600株
エ 株式分割後の発行可能株式総数	70,200,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2016年12月16日を効力発生日としております。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度(自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)

	当事業年度 (自 2014年6月1日 至 2015年5月31日)
1株当たり純資産額	176.79円
1株当たり当期純利益金額	2.66円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

当事業年度(自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)

	当事業年度 (自 2015年6月1日 至 2016年5月31日)
1株当たり純資産額	294.19円
1株当たり当期純利益金額	83.26円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当する事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	22,664	6,051	—	3,777	28,715	9,057
	工具、器具及び備品	45,134	6,789	—	8,527	51,923	36,583
	リース資産	14,596	18,382	14,099	3,646	18,879	4,021
	計	82,394	31,224	14,099	15,951	99,518	49,662
無形固定資産	商標権	1,250	—	—	125	1,250	698
	ソフトウェア	49,927	4,882	—	6,983	54,809	36,857
	その他	499	—	—	—	499	—
	計	51,678	4,882	—	7,108	56,560	37,556

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得価額によって記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	10,710	86,835	8,670	88,876
賞与引当金	—	66,907	—	66,907

(注) 貸倒引当金の当期増加のうちの一部は、販売費及び一般管理費の調査費として計上されております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当する事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1. 無料（注）2.
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは以下のとおりです。 http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/2/m234/index.html
株主に対する特典	該当する事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当する事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株) (注) 8	価格(単価) (円) (注) 8	移動理由
2015年 3月20日	CVC2号投資事業有限責任組合精算人ネオステラ・キャピタル株式会社 代表取締役 工藤重典	東京都中央区日本橋一丁目17番10号	—	鈴与商事株式会社 代表取締役 脇本省吾	静岡県静岡市清水区入船町11番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	60,000	93,000,000 (1,550) (注) 4	所有者の事情による
2015年 3月26日	SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合精算人 SBIインベストメント株式会社 代表取締役社長 川島克哉	東京都港区六本木一丁目6番1号	—	京大ベンチャーNVC C1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	22,600	35,030,000 (1,550) (注) 4	所有者の事情による
2015年 3月26日	SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合精算人 SBIインベストメント株式会社 代表取締役社長 川島克哉	東京都港区六本木一丁目6番1号	—	DBJキャピタル2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 代表取締役 鹿島文行	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	22,500	34,875,000 (1,550) (注) 4	所有者の事情による
2015年 3月26日	瀧本 哲史	千葉県市川市	—	京大ベンチャーNVC C1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原圭一	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	15,000	23,250,000 (1,550) (注) 4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株) (注) 8	価格(単価) (円) (注) 8	移動理由
2015年 4月30日	ジャフコV 2共有投資 事業有限責任組合 無限責任組合 員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴伸一	東京都千代 田区大手町 一丁目5番 1号	—	京大ベン チャーNVC C1号投資 事業有限責任組合 無限責任 組合員 日 本ベンチャー キャピタル株式会社 代表取締役 社長 奥 原圭一	東京都千 代田区丸 の内二丁 目4番1号	特別利害関 係者等 (大株主上 位10名)	3,500	5,425,000 (1,550) (注) 5	所有者 の事情 による
2015年 4月30日	ジャフコV 2共有投資 事業有限責任組合 無限責任組合 員 株式会社 ジャフコ 代表 取締役 豊貴 伸一	東京都千代 田区大手町 一丁目5番 1号	—	千本 倅生	東京都大 田区	特別利害関 係者等 (当社の 取締役)	4,200	6,510,000 (1,550) (注) 5	所有者 の事情 による
2015年 4月30日	ジャフコV 2共有投資 事業有限責任組合 無限責任組合 員 株式会社 ジャフコ 代表 取締役 豊貴 伸一	東京都千代 田区大手町 一丁目5番 1号	—	水島 正	東京都大 田区	特別利害関 係者等 (当社の 取締役)	1,100	1,705,000 (1,550) (注) 5	所有者 の事情 による
2015年 4月30日	ジャフコV 2-W投資 事業有限責任組合 無限責任組合 員 株式会社 ジャフコ 代表 取締役 豊貴 伸一	東京都千代 田区大手町 一丁目5番 1号	—	千本 倅生	東京都大 田区	特別利害関 係者等 (当社の 取締役)	800	1,240,000 (1,550) (注) 5	所有者 の事情 による
2015年 4月30日	ジャフコV 2-R投資 事業有限責任組合 無限責任組合 員 株式会社 ジャフコ 代表 取締役 豊貴 伸一	東京都千代 田区大手町 一丁目5番 1号	—	水島 正	東京都大 田区	特別利害関 係者等 (当社の 取締役)	400	620,000 (1,550) (注) 5	所有者 の事情 による
2016年 1月29日	SBIビー ビー・モバイル 投資事業 有限責任組合 精算人 SBIインベ ストメント 株式会社 代表取締役 社長 川島 克哉	東京都港区 六本木一丁 目6番1号	—	千本 倅生	東京都大 田区	特別利害関 係者等 (当社の 代表取締役 会長)	43,600	67,580,000 (1,550) (注) 6	所有者 の事情 による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株) (注) 8	価格(単価) (円) (注) 8	移動理由
2016年 1月29日	本田 大作	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の取締役)	今岡 朋史	東京都港区	—	6,000	9,300,000 (1,550) (注) 6	当社の重要な社員への株式譲渡
2016年 1月29日	本田 大作	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の取締役)	永井 裕介	埼玉県さいたま市中央区	—	6,000	9,300,000 (1,550) (注) 6	当社の重要な社員への株式譲渡
2016年 1月29日	本田 大作	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の取締役)	小川 知一	東京都杉並区	—	3,000	4,650,000 (1,550) (注) 6	当社の重要な社員への株式譲渡
2016年 11月9日	ティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 ティー・ハンズオンインベストメント株式会社代表取締役社長 藤巻正司	愛知県名古屋市中区金山一丁目2番4号	—	住友林業株式会社代表取締役社長 市川晃	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	80,000	240,000,000 (3,000) (注) 7	所有者の事情による
2016年 11月9日	J A I C-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合無限責任組合員 日本アジア投資株式会社代表取締役細窪 政	東京都千代田区神田錦町三丁目11	—	住友林業株式会社代表取締役社長 市川晃	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	50,000	150,000,000 (3,000) (注) 7	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、(株)東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条に基づき、当社の特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2014年6月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存する

ための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりです。

(1) 当社の特別利害関係者・・・・・・役員、その配偶者及び二親等以内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、時価純資産方式及び類似会社の株価収益率より算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人及び譲受人が協議の上決定した価格です。

5. 移動価格は、時価純資産方式及び類似会社の株価収益率より算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人及び譲受人が協議の上決定した価格です。

6. 移動価格は、類似会社の株価収益率を参考として、譲渡人及び譲受人が協議の上決定した価格です。

7. 移動価格は、DCF方式により算出した価格と直近第三者による算定価格を総合的に勘案して、譲渡人及び譲受人が協議の上決定した価格です。

8. 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
発行年月日	2014年7月30日	2015年8月29日	2015年10月27日	2016年1月27日
種類	第22回新株予約権 (ストックオプション)	第23回新株予約権 (ストックオプション)	第24回新株予約権 (ストックオプション)	第25回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 27,000株	普通株式 35,000株	普通株式 8,500株	普通株式 63,000株
発行価格	(注) 4 1,550円	(注) 4 1,550円	(注) 4 1,550円	(注) 4 1,550円
資本組入額	775円	775円	775円	775円
発行価額の総額	41,850,000円	54,250,000円	13,175,000円	97,650,000円
資本組入額の総額	20,925,000円	27,125,000円	6,587,500円	48,825,000円
発行方法	2014年7月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2015年8月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2015年10月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2016年1月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

項目	株式	第26回新株予約権	第27回新株予約権
発行年月日	2016年5月30日	2016年10月5日	2016年10月27日
種類	普通株式	第26回新株予約権 (ストックオプション)	第27回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	330,000株	普通株式 115,100株	普通株式 94,900株
発行価格	(注) 5 2,850円	(注) 4 3,000円	(注) 4 3,000円
資本組入額	1,425円	1,500円	1,500円
発行価額の総額	940,500,000円	345,300,000円	284,700,000円
資本組入額の総額	470,250,000円	172,650,000円	142,350,000円
発行方法	有償第三者割当	2016年9月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2016年10月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、(株)東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりです。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係わる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係わる照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2016年5月31日です。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、当社が未公開企業であるため、取引事例法に基づいて算出した結果を基礎として算定しており、当社取締役会において十分に協議した上で決定された価格です。
5. 発行価格は、類似会社比準法及びディスカウントキャッシュフロー法に基づいて算出した結果を基礎として算定しており、第三者による客観的な算定結果の範囲において、協議の上で決定された価格です。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりです。

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
行使時の払込金額	1,550円	1,550円	1,550円	1,550円
行使請求期間	自 2014年7月31日 至 2023年12月13日	自 2015年8月30日 至 2025年8月28日	自 2015年10月28日 至 2025年8月28日	自 2016年1月28日 至 2025年8月28日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり です。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり です。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のと おりです。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のと おりです。

	第26回新株予約権	第27回新株予約権
行使時の払込金額	3,000円	3,000円
行使請求期間	自 2016年10月6日 至 2026年8月30日	自 2016年10月28日 至 2026年8月30日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり です。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり です。

7. 2016年11月29日開催の取締役会決議に基づき、2016年12月16日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、2016年12月15日以前に発行した新株予約権の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
8. 第22回新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失により、発行数は15,000株、発行価額の総額は23,250,000円、資本組入額の総額は11,625,000円となっております。
9. 第25回新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失により、発行数は53,000株、発行価額の総額は82,150,000円、資本組入額の総額は41,075,000円となっております。
10. 第27回新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失により、発行数は91,900株、発行価額の総額は275,700,000円、資本組入額の総額は137,850,000円となっております。

2【取得者の概況】

第22回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小川 知一	東京都杉並区	会社員	2,000	3,100,000 (1,550)	当社の従業員
永井 裕介	埼玉県さいたま市中央区	会社員	1,000	1,550,000 (1,550)	当社の従業員
今岡 朋史	東京都港区	会社員	3,000	4,650,000 (1,550)	当社の従業員
柴田 一泰	東京都豊島区	会社員	3,000	4,650,000 (1,550)	当社の従業員
野田 創太郎	東京都墨田区	会社員	2,000	3,100,000 (1,550)	当社の従業員
土井 充	東京都世田谷区	会社員	1,000	1,550,000 (1,550)	当社の従業員
上野 晃世	東京都墨田区	会社員	2,000	3,100,000 (1,550)	当社の従業員
山崎 智広	東京都杉並区	会社員	1,000	1,550,000 (1,550)	当社の従業員

(注) 1 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

第23回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
千本 倅生	東京都大田区	会社役員	10,000	15,500,000 (1,550)	特別利害関係者等(当社の代表取締役会長)
小川 知一	東京都杉並区	会社員	5,000	7,750,000 (1,550)	当社の従業員
森 暁彦	東京都渋谷区	会社員	20,000	31,000,000 (1,550)	当社の従業員

(注) 1 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

第24回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
赤穂 亮太郎	千葉県市川市	会社員	4,000	6,200,000 (1,550)	当社の従業員
上野 晃世	東京都墨田区	会社員	2,000	3,100,000 (1,550)	当社の従業員
和田 篤史	東京都台東区	会社員	1,500	2,325,000 (1,550)	当社の従業員
土井 充	東京都世田谷区	会社員	1,000	1,550,000 (1,550)	当社の従業員

(注) 1 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

第25回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
須山 勇	東京都江戸川区	会社員	20,000	31,000,000 (1,550)	当社の従業員 (注) 3
今岡 朋史	東京都港区	会社員	5,000	7,750,000 (1,550)	当社の従業員
富田 幸賞	東京都品川区	会社員	4,000	6,200,000 (1,550)	当社の従業員
永井 裕介	埼玉県さいたま市中央区	会社員	3,000	4,650,000 (1,550)	当社の従業員
松本 俊章	埼玉県越谷市	会社員	3,000	4,650,000 (1,550)	当社の従業員
菊地 洋平	東京都品川区	会社員	3,000	4,650,000 (1,550)	当社の従業員
九石 優	東京都足立区	会社員	3,000	4,650,000 (1,550)	当社の従業員
古田 晃一	埼玉県ふじみ野市	会社員	3,000	4,650,000 (1,550)	当社の従業員
和田 篤史	東京都台東区	会社員	2,000	3,100,000 (1,550)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
横溝 英雄	東京都世田谷区	会社員	2,000	3,100,000 (1,550)	連結子会社の従業員
松岡 麻由子	神奈川県川崎市幸区	会社員	2,000	3,100,000 (1,550)	当社の従業員
柴田 雄司	千葉県流山市	顧問	3,000	4,650,000 (1,550)	社外協力者 (注) 4

(注) 1 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

- 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。
- 須山 勇は従業員でありましたが、2016年5月24日開催の臨時株主総会で当社取締役に選任されたため、本書提出日現在において、特別利害関係者等（当社の取締役）となっております。
- 柴田 雄司は社外協力者でありましたが、2016年5月24日開催の臨時株主総会で当社監査役に選任されたため、本書提出日現在において、特別利害関係者等（当社の監査役）となっております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
住友林業株式会社 代表取締役社長 市川晃 資本金 27,672百万円	東京都千代田区大手町1 丁目3-2	建設業	330,000	940,500,000 (2,850)	特別利害関係者等（大株主上位10名）

(注) 1 住友林業株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

- 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

第26回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
千本 倖生	東京都大田区	会社役員	5,000	15,000,000 (3,000)	特別利害関係者等（当社の代表取締役会長）
須山 勇	東京都江戸川区	会社役員	5,000	15,000,000 (3,000)	特別利害関係者等（当社の取締役）
水島 正	東京都大田区	会社役員	3,300	9,900,000 (3,000)	特別利害関係者等（当社の社外取締役）
村山 利栄	東京都杉並区	会社役員	5,000	15,000,000 (3,000)	特別利害関係者等（当社の社外取締役）
小川 知一	東京都杉並区	会社員	10,000	30,000,000 (3,000)	当社の従業員
森 暁彦	東京都渋谷区	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
今岡 朋史	東京都港区	会社員	7,000	21,000,000 (3,000)	当社の従業員
上野 晃世	東京都墨田区	会社員	4,500	13,500,000 (3,000)	当社の従業員
佐久間 日良	千葉県千葉市美浜区	会社員	3,500	10,500,000 (3,000)	当社の従業員
久保田 伸太郎	東京都荒川区	会社員	6,000	18,000,000 (3,000)	当社の従業員
和田 篤史	東京都台東区	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	当社の従業員
富田 幸賞	東京都品川区	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	当社の従業員
林 昌宏	東京都北区	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
鈴木 良太	神奈川県川崎市幸区	会社員	6,000	18,000,000 (3,000)	当社の従業員
杉江 亘	埼玉県さいたま市中央区	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
及川 豊	東京都西東京市	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	連結子会社の従業員
永井 裕介	埼玉県さいたま市中央区	会社員	9,000	27,000,000 (3,000)	当社の従業員
加藤 健太郎	神奈川県川崎市中原区	会社員	2,500	7,500,000 (3,000)	当社の従業員
高瀬 拓郎	東京都世田谷区	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
奥江 英樹	千葉県千葉市緑区	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	当社の従業員
三宅 綾	東京都練馬区	会社員	4,000	12,000,000 (3,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
近藤 一義	神奈川県川崎市多摩区	会社役員	6,000	18,000,000 (3,000)	特別利害関係者等(当社の監査役)
柴田 雄司	千葉県流山市	会社役員	2,000	6,000,000 (3,000)	特別利害関係者等(当社の監査役)
平田 幸一郎	東京都杉並区	会社役員	1,500	4,500,000 (3,000)	特別利害関係者等(当社の社外監査役)
金子 憲康	東京都港区	会社役員	800	2,400,000 (3,000)	特別利害関係者等(当社の社外監査役)

(注) 1 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

第27回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大場 健太郎	東京都北区	会社員	8,000	24,000,000 (3,000)	当社の従業員
中山 貴文	東京都世田谷区	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	当社の従業員
毛涯 郷史	神奈川県横浜市港南区	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	当社の従業員
笠 宏文	埼玉県さいたま市西区	会社員	5,000	15,000,000 (3,000)	当社の従業員
野田 創太郎	東京都墨田区	会社員	4,500	13,500,000 (3,000)	当社の従業員
小林 義信	東京都北区	会社員	4,500	13,500,000 (3,000)	当社の従業員
藤平 慶太	神奈川県横浜市中区	会社員	4,000	12,000,000 (3,000)	当社の従業員
松本 俊章	埼玉県越谷市	会社員	3,500	10,500,000 (3,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
菊地 洋平	東京都品川区	会社員	3,500	10,500,000 (3,000)	当社の従業員
土井 充	東京都世田谷区	会社員	3,500	10,500,000 (3,000)	当社の従業員
九石 優	東京都足立区	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
古田 晃一	埼玉県ふじみ野市	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
小泉 力	神奈川県横浜市港北区	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
浅井 列	埼玉県さいたま市中央区	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
十川 正隆	東京都練馬区	会社員	3,000	9,000,000 (3,000)	当社の従業員
井原 裕幸	東京都文京区	会社員	2,500	7,500,000 (3,000)	当社の従業員
上地 成就	東京都品川区	会社員	2,000	6,000,000 (3,000)	当社の従業員
白井 裕希	東京都江東区	会社員	2,000	6,000,000 (3,000)	当社の従業員
磯野 結貴	東京都墨田区	会社員	2,000	6,000,000 (3,000)	当社の従業員
木原 一樹	東京都文京区	会社員	2,000	6,000,000 (3,000)	当社の従業員
北村 直也	東京都墨田区	会社員	2,000	6,000,000 (3,000)	当社の従業員
川本 憲一	東京都台東区	会社員	2,000	6,000,000 (3,000)	当社の従業員
細木 信之	千葉県印西市	会社員	2,000	6,000,000 (3,000)	当社の内定者

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
古屋 幸恵	東京都北区	会社員	1,500	4,500,000 (3,000)	当社の従業員
柳井 渉	東京都中央区	会社員	1,500	4,500,000 (3,000)	当社の従業員

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員及び内定者（特別利害関係者等を除く）14名、割当株式の総数10,900株に関する記載は省略しております。
- 2 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
- 3 2016年11月29日開催の取締役会決議により、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
木南 陽介 (注) 1. 2.	東京都目黒区	3,720,000	19.34
住友林業株式会社 (注) 2.	東京都千代田区大手町1丁目3-2	1,840,000	9.57
辻本 大輔 (注) 2. 3.	東京都目黒区	1,800,000	9.36
本田 大作 (注) 2. 4.	東京都世田谷区	1,794,000	9.33
株式会社ミツウロコグループ ホールディングス (注) 2.	東京都中央区京橋3丁目1-1	969,600	5.04
鈴与商事株式会社 (注) 2.	静岡県静岡市清水区入船町11-1	756,000	3.93
京大ベンチャーNVCC1号投資 事業有限責任組合 (注) 2.	東京都千代田区丸の内2丁目4-1	690,400	3.59
DBJキャピタル投資事業有限責任 組合 (注) 2.	東京都千代田区大手町2丁目2-1	599,600	3.12
環境エネルギー1号投資事業有限 責任組合 (注) 2.	東京都品川区東五反田5丁目20-7	590,800	3.07
ニッセイ・キャピタル4号投資事 業有限責任組合 (注) 2.	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命丸の内ビル	476,000	2.47
ネオステラ1号投資事業有限責任 組合	東京都中央区日本橋1丁目17-10	453,600	2.36
安田企業投資4号投資事業有限責 任組合	東京都千代田区麹町3丁目3-8	400,000	2.08
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町2丁目4-3	400,000	2.08
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	320,000	1.66
みずほ証券株式会社 (注) 5.	東京都千代田区大手町1丁目5-1	264,000	1.37
千本 倅生 (注) 6.	東京都大田区	254,400 (60,000)	1.32 (0.31)
株式会社金子事務所	東京都目黒区下目黒6丁目12-6	244,400	1.27
株式会社ディー・エヌ・エー	東京都渋谷区渋谷区2丁目21-1 渋谷ヒカリエ	200,000	1.04
谷家 衛	AUSTIN RAD WEST, KOWLOON, HONG KONG. (国内連絡先) 東京都港区赤坂1丁目9-13 三階堂ビルディ ング1階あすかホールディングス株式会社気付	196,000	1.02
株式会社ネクシィーズグループ	東京都渋谷区桜丘町20-4 ネクシィーズスクエ アビル	192,000	1.00
株式会社省電舎	東京都港区芝大門2丁目2-11	160,000	0.83
三機工業株式会社	東京都中央区明石町8-1	160,000	0.83
森 暁彦 (注) 7.	東京都渋谷区	140,000 (100,000)	0.73 (0.52)
瀧本 哲史	千葉県市川市	134,000	0.70
三菱UFJキャピタル2号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋1丁目7-17	132,000	0.69
須山 勇 (注) 3. 7.	東京都江戸川区	114,800 (100,000)	0.60 (0.52)
今岡 朋史 (注) 7.	東京都港区	112,000 (88,000)	0.58 (0.46)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
小川 知一 (注) 7.	東京都杉並区	112,000 (100,000)	0.58 (0.52)
k m s ホールディングス株式会社	宮城県仙台市青葉区花京院1丁目1-20	100,000	0.52
永井 裕介 (注) 4.	埼玉県さいたま市中央区	84,000 (60,000)	0.44 (0.31)
ラルクCCP14投資事業組合	東京都中央区日本橋兜町1-10	80,000	0.42
株式会社ドリームインキュベータ	東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビル ディング4F	80,000	0.42
株式会社マツイ	静岡県磐田市明ヶ島原4-1-2	80,000	0.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	80,000	0.42
一般財団法人都築国際育英財団	東京都渋谷区桜丘2-4-5	80,000	0.42
及川 豊 (注) 4.	東京都西東京市	60,000 (60,000)	0.31 (0.31)
加藤 健太郎 (注) 4.	神奈川県川崎市中原区	50,000 (50,000)	0.26 (0.26)
株式会社ラルク	東京都中央区日本橋兜町1-10	40,800	0.21
AGキャピタル株式会社	東京都港区芝2丁目3-1-19	40,000	0.21
株式会社AMG	京都府京都市右京区西院東貝川町3-1 西院ビル8 階	40,000	0.21
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10-17	40,000	0.21
近藤 一義 (注) 8.	神奈川県川崎市多摩区	40,000 (40,000)	0.21 (0.21)
柴田 一泰 (注) 4.	東京都豊島区	40,000 (40,000)	0.21 (0.21)
水島 正 (注) 3.	東京都大田区	39,200 (33,200)	0.20 (0.17)
富田 幸賞 (注) 4.	東京都品川区	36,000 (36,000)	0.19 (0.19)
SBIライフサイエンス・テクノロジー投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	34,800	0.18
上野 晃世 (注) 4.	東京都墨田区	34,000 (34,000)	0.18 (0.18)
土井 充 (注) 4.	東京都世田谷区	34,000 (34,000)	0.18 (0.18)
和田 篤史 (注) 4.	東京都台東区	34,000 (34,000)	0.18 (0.18)
大場 健太郎 (注) 4.	東京都北区	32,000 (32,000)	0.17 (0.17)
その他 58名		829,200 (780,800)	4.31 (4.06)
計		19,233,600 (1,682,000)	100.00 (8.75)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長CEO)
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

4. 当社の従業員
5. 特別利害関係者等（金融商品取引業者）
6. 特別利害関係者等（当社の代表取締役会長）
7. 当社の執行役員
8. 特別利害関係者等（当社の監査役）
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

2017年1月13日

株式会社レノバ
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小沢 直靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤 孝宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レノバの2014年6月1日から2015年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社の2015年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2017年1月13日

株式会社レノバ
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小沢 直靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤 孝宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レノバの2015年6月1日から2016年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社の2016年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年7月29日付で、株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉の会社所有の全株式をヴェオリア・ジャパン株式会社に譲渡する株式譲渡契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年8月30日開催の取締役会において、福海風力発電股份有限公司のプロジェクトの見通しが不透明であること等から当初想定していた収益の確保が困難になったことを踏まえて、同社への出資金に対して株式転換を行わず、その投資を減損することを決議している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年8月30日開催の取締役会において、富士見ソーラー匿名組合事業の開発中止の方向性を決議している。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年11月29日開催の取締役会において、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を実施することを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2017年1月13日

株式会社レノバ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小沢 直靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤 孝宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レノバの2016年6月1日から2017年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2016年9月1日から2016年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2016年6月1日から2016年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社の2016年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年11月29日開催の取締役会において、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を実施することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

2017年1月13日

株式会社レノバ
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小沢 直靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤 孝宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レノバの2014年6月1日から2015年5月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レノバの2015年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2017年1月13日

株式会社レノバ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小沢 直靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲澤 孝宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レノバの2015年6月1日から2016年5月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レノバの2016年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年7月29日付で、株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉の会社所有の全株式をヴェオリア・ジャパン株式会社に譲渡する株式譲渡契約を締結している。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年8月30日開催の取締役会において、瑞諾華股份有限公司が出資している会社の関連会社である福海風力発電股份有限公司のプロジェクトの見通しが不透明であること等から当初想定していた収益の確保が困難になったことを踏まえて、同社への出資金に対して株式転換を行わず、その投資を減損することを決議している。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年8月30日開催の取締役会において、富士見ソーラー匿名組合事業の開発中止の方向性を決議している。
 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2016年11月29日開催の取締役会において、2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を実施することを決議している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

グリーンかつ自立可能な
エネルギー・システムを構築し
重要な社会的課題を解決する

RENOVA